

令和2年度(2020年度)

情報公開制度及び個人情報保護制度 の実施状況

越谷市

目 次

第1	はじめに
1	情報公開制度について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
2	個人情報保護制度について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
第2	情報公開制度の実施状況
1	公開請求の件数及び処理状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
2	非公開決定等の理由・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
3	公開請求の個別の処理状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
第3	個人情報保護制度の実施状況
1	個人情報取扱事務の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・4 2
2	保有個人情報の目的外利用等の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 2
3	保有個人情報の開示請求の件数及び処理状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
4	不開示決定等の理由······ 4!
5	開示請求の個別の処理状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4 (
6	保有個人情報の訂正等請求の件数及び処理状況・・・・・・・・・・・・ 4 (
第4	情報公開・個人情報保護審査会の運営状況
第4 1	情報公開・個人情報保護審査会の運営状況 情報公開・個人情報保護審査会・・・・・・・・・・5:50
-	
1	情報公開・個人情報保護審査会・・・・・・・・・・・・・・・・5
1 2	情報公開・個人情報保護審査会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
1 2 3	情報公開・個人情報保護審査会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
1 2 3 4	情報公開・個人情報保護審査会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
1 2 3 4 第5	情報公開・個人情報保護審査会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
1 2 3 4 第5 1	情報公開・個人情報保護審査会・ 5 審査会の開催状況・ 5 審査請求の処理状況・ 5 審査会答申・ 5 情報公開・個人情報保護審議会の運営状況 5 情報公開・個人情報保護審議会・ 5
1 2 3 4 第5 1 2	情報公開・個人情報保護審査会・ 5 審査言求の処理状況・ 5 審査会答申・ 5 情報公開・個人情報保護審議会の運営状況 5 情報公開・個人情報保護審議会・ 5 審議会の開催状況・ 5
1 2 3 4 第5 1 2 3	情報公開・個人情報保護審査会・ 5 審査会の開催状況・ 5 審査言請求の処理状況・ 5 審査会答申・ 5 情報公開・個人情報保護審議会の運営状況 5 情報公開・個人情報保護審議会・ 5 審議会の開催状況・ 5 審議会への意見照会の状況・ 5
1 2 3 4 第5 1 2 3 4 資料	情報公開・個人情報保護審査会・ 5 審査会の開催状況・ 5 審査言請求の処理状況・ 5 審査会答申・ 5 情報公開・個人情報保護審議会の運営状況 5 情報公開・個人情報保護審議会・ 5 審議会の開催状況・ 5 審議会への意見照会の状況・ 5
1 2 3 4 第 1 2 3 4 資 数	情報公開・個人情報保護審査会 5 3 審査会の開催状況 5 3 審査請求の処理状況 5 3 審査会答申 5 4 情報公開・個人情報保護審議会の運営状況 情報公開・個人情報保護審議会 5 3 審議会の開催状況 5 3 審議会への意見照会の状況 5 3 審議会答申 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6

第1 はじめに

1 情報公開制度について

(1) 制度の目的

情報公開制度とは、市が保有している情報(公文書)を皆さんからの請求により公開し、市民と市が市政に関する情報を共有する制度です。市の行政活動について説明する責任を全うするようにするとともに、公正で開かれた市政を一層推進していくことを目的としています。

(2) 条例について

本市の情報公開制度は、越谷市情報公開条例に基づき運用しています。本条例は、平成11年10月1日に施行しており、その後、5回の改正が行われ、現行条例は、平成28年4月1日から施行しています。

(3) 実施機関

情報公開制度を実施する機関は、次のとおりです。

市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、議会、越谷市土地開発公社、公益財団法人越谷市施設管理公社

(4) 情報公開制度の対象となる公文書

対象となる公文書は、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、電磁的記録などで、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、 当該実施機関が保有しているものです。ただし、次のものは除きます。

- ア 広報こしがや、新聞、市販の書籍など、一般に容易に入手することができる もの又は一般に利用することができる施設において閲覧若しくは視聴に供され ているもの
- イ 市の図書館等において、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料 として特別の管理がされているもの

(5) 公文書の公開を請求できる方

どなたでも請求することができます。

(6) 公開請求の受付から決定まで

情報公開センターで職員と相談の上、請求書に公文書の名称又は内容、公開の 方法など所定の事項を記入してください。郵送でも請求することができます。

実施機関は、公開請求があった日から原則として 1 5 日以内に公開するかしないかを決定し、速やかに書面でお知らせします。

ただし、事務処理上どうしても困難なとき、その他正当な理由があるときには、 決定期間を延長することがあります。その場合、延長の期間と理由を書面でお知 らせします。

(7) 公文書の公開義務

実施機関は、請求があったときは、公開請求に係る公文書に次に掲げる非公開 情報のいずれかが記録されている場合を除き、公開しなければなりません。

<非公開情報>(※越谷市情報公開条例第7条各号に定められています。)

- 第1号 個人に関する情報
- 第2号 法人等に関する情報
- 第3号 国等との協力関係等に関する情報
- 第4号 公共等の安全等に関する情報
- 第5号 審議、検討又は協議に関する情報
- 第6号 事務又は事業に関する次に掲げる情報であって、公開することにより、公正な行政運営を阻害するもの
 - ア 監査、検査、取り締まり又は試験に係る事務に関するもの
 - イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関するもの
 - ウ 調査研究に係る事務に関するもの
 - エ 人事管理に係る事務に関するもの
 - オ アからエまでに掲げる以外のもの
- 第7号 法令秘情報

(8) 第三者に対する意見書提出の機会の付与等

公開請求に係る公文書に実施機関及び公開請求者以外のもの(第三者)に関する情報が記録されているときは、第三者に対し意見書を提出する機会を与えることなどにより、権利利益の保護を図っています。

(9) 公開に要する費用

原則として1件につき200円の手数料がかかりますが、市民の皆さんや公文 書の内容に利害関係のある方などは、無料です。

なお、写しの交付や写しの郵送を希望される場合は、手数料のほかにコピー代 や郵送料を負担していただきます。

(10) 審査請求

公開決定等について行政不服審査法に基づく審査請求があったときは、実施機関は、越谷市情報公開・個人情報保護審査会に諮問し、その答申を尊重して、審査請求に対する裁決をします。

2 個人情報保護制度について

(1) 制度の目的

個人情報保護制度とは、市が保有している個人情報の開示・訂正等をご本人の 請求により行う制度です。また、市が個人情報を適正に取り扱うためのルールを 定めています。

この制度は、個人の権利利益の保護を図るとともに、公正で信頼される市政 を一層推進していくことを目的としています。

(2) 条例について

本市の個人情報保護制度は、越谷市個人情報保護条例に基づき運用しています。 本条例は、平成13年4月1日に施行しており、その後、6回の改正が行われ、 現行条例は、平成29年5月30日から施行しています。

(3) 実施機関

個人情報保護制度を実施する機関は、情報公開制度と同じです。

市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、議会、越谷市土地開発公社、公益財団法人越谷市施設管理公社

(4) 個人情報の定義

- ア 個人情報:個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除 く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により 特定の個人が識別され得るものをいいます。
- イ 保有個人情報:実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいいます。ただし、公文書に記録されているものに限ります。

(5) 保有個人情報の開示・訂正等を請求できる方

どなたでもご本人の個人情報の開示・訂正等を請求することができます。

(6) 開示・訂正等の請求の受付から決定まで

開示、訂正、利用の停止、消去又は提供の停止の請求ができます。

情報公開センターで職員と相談の上、個人情報を特定し、請求書に所定の事項を記入してください。

その際、個人情報のご本人であることを確認するための書類(運転免許証、 旅券など)の提出又は提示が必要になります。また、訂正の場合には、ご本人で あることを確認するための書類のほか、訂正を求める内容が事実に合致すること を証明する書類等の提出又は提示が必要になります。

実施機関は、開示・訂正等をするかどうかについて、原則として請求があった 日から15日以内に決定し、速やかに書面でお知らせします。

ただし、事務処理上どうしても困難なとき、その他正当な理由があるときには、

決定期間を延長することがあります。その場合、延長の期間と理由を書面でお知らせします。

(7) 保有個人情報の開示義務

実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次に 掲げる不開示情報のいずれかが記録されている場合を除き、開示しなければなり ません。

<不開示情報>(※越谷市個人情報保護条例第15条各号に定められています。)

- 第1号 開示請求者以外の者に関する情報
- 第2号 個人の評価、診断、判定等に関する情報
- 第3号 国等との協力関係等に関する情報
- 第4号 公共等の安全等に関する情報
- 第5号 審議、検討又は協議に関する情報
- 第6号 事務又は事業に関する次に掲げる情報であって、開示することにより、公正な行政運営を阻害するもの
 - ア 監査、検査、取り締まり又は試験に係る事務に関するもの
 - イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関するもの
 - ウ 調査研究に係る事務に関するもの
 - エ 人事管理に係る事務に関するもの
 - オ アからエまでに掲げる以外のもの
- 第7号 法令秘情報

(8) 第三者に対する意見書提出の機会の付与等

開示請求に係る保有個人情報に実施機関及び開示請求者以外のもの(第三者) に関する情報が記録されているときは、第三者に対し意見書を提出する機会を 与えることなどにより、権利利益の保護を図っています。

(9) 開示・訂正等に要する費用

手数料は無料です。

なお、写しの交付や写しの郵送を希望される場合には、コピー代や郵送料を 負担していただきます。

10) 審査請求

開示決定等について行政不服審査法に基づく審査請求があったときは、実施機 関は、越谷市情報公開・個人情報保護審査会に諮問し、その答申を尊重して、 審査請求に対する裁決をします。

第2 情報公開制度の実施状況

1 公開請求の件数及び処理状況

越谷市情報公開条例に基づく令和2年度の公開請求の件数は196件で、実施機 関別の公開請求の件数及び処理状況は表1のとおりです。

公開請求の対象となった公文書数は805文書で、その内訳は表2のとおりです。なお、部分公開を含め、文書不存在等による非公開、取下げを除いた公開率は99.7%となっています。

また、請求者の区分別件数は表3、課別の処理状況は表4のとおりです。

表1 実施機関別の公開請求の件数及び処理状況

	請	処				処理	状況			
実施機関	求件数	理件数	公開	部分公開	非公開	非公開	存否 不回答	不存在	その他	取下げ
市長	184	328	152	153	14	1	0	9	4	9
教育委員会	12	20	8	11	0	0	0	0	0	1
選挙管理委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
公平委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
監査委員	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
農業委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
固定資産評価審査委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
議会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
土地開発公社	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
施設管理公社	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	196	348	160	164	14	1	0	9	4	10

^{※ 1}件の請求で複数の文書が対象となる場合は、1件に対し複数の決定が行われることがあるため、請求件数と処理件数は一致しません。

表2 請求のあった実施機関別の公開請求の対象となった公文書数

D(L D) 11 17 07 7 7 C 7 C 10 D	前ができょうにうにからははいからからからなってものできない。												
		処理状況		스칼									
実施機関	公開決定した 公文書数	部分公開決定 した公文書数	非公開決定し た公文書数	合計 公文書数									
市長	386	383	1	770									
教育委員会	13	22	0	35									
合計公文書数	399	405	1	805									

[※] 文書不存在、その他による非公開決定は除きます。

表3 請求者の区分別件数

NO PERSONAL PROPERTY OF THE PERSONAL PROPERTY	
請求者の区分	件数
市内に住所を有する者	47
市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体	51
市内に存する事務所又は事業所に勤務する者	6
市内に存する学校に在学する者	0
公開請求に係る公文書の内容に利害関係を有するもの	1
その他上記に掲げる以外のもの	91
合 計	196

表4 課別の処理状況

表4 課別の処理状況 (4.2111)											
	請4	処			Tr.	処理	状況_			TIÊ-A	
課名	求 件	理件	公開	部分	非公	r :	-L	<u> </u>		取下	
	数	数数	ム田	公開	公開	非公開	存否 不回答	不存在	その他	下げ	
	3	3	2	1	0	0	0	0	0	0	
政策課	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0	
公共施設マネジメント推進課	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0	
広報広聴課	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0	
人権・男女共同参画推進課	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0	
財政課	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	
資産税課	1	1	0	0	0	0	0	0	0	1	
収納課	7	7	0	5	2	0	0	2	0	0	
法務課	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	
総務課	2	2	0	0	1	0	0	1	0	1	
契約課	12	17	7	6	4	0	0	4	0	0	
庁舎管理課	2	2	2	0	0	0	0	0	0	0	
市民活動支援課	3	3	0	3	0	0	0	0	0	0	
市民課	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0	
福祉推進課	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0	
生活福祉課	2	2	0	2	0	0	0	0	0	0	
障害福祉課	3	3	0	3	0	0	0	0	0	0	
介護保険課	3	4	1	3	0	0	0	0	0	0	
子育て支援課児童発達支援センター	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0	
子ども育成課	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0	
青少年課児童館コスモス	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0	
青少年課児童館ヒマワリ	2	2	1	1	0	0	0	0	0	0	
地域医療課	3	3	0	3	0	0	0	0	0	0	
市民健康課	2	3	1	1	1	0	0	1	0	0	
保健総務課	<u>l</u>	1	0	1	0	0	0	0	0	0	
環境政策課	3	3	2	1	0	0	0	0	0	0	
リサイクルプラザ	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0	
産業支援課 知火却	1 2	1	2	1 2	0	0	0	0	0	0	
観光課 典業長爾課	12	14	8	6	0	0	0	0	0	0	
農業振興課農業技術センター	2	2	1	1	0	0	0	0	0	0	
道路総務課	5	5	3	2	0	0	0	0	0	0	
道路建設課	27	32	25	7	0	0	0	0	0	0	
道路建設課 治水課	14	14	10	4	0	0	0	0	0	0	
下水道事業課	14	18	13	5	0	0	0	0	0	0	
	25	31	21	8	0	0	0	0	0	2	
維持管理課	14	14	13	0	0	0	0	0	0	1	
都市計画課	14	1	13	0	0	0	0	0	0	0	
市街地整備課	26	28	18	10	0	0	0	0	0	0	
公園緑地課	17	17	13	3	0	0	0	0	0	1	
開発指導課	59	60	3	53	0	0	0	0	0	4	
建築住宅課	7	7	0	7	0	0	0	0	0	0	
市立病院庶務課	2	2	1	1	0	0	0	0	0	0	
出納課	8	8	2	0	6	1	0	1	4	0	
生涯学習課	2	2	0	2	0	0	0	0	0	0	
— NT 1 口 NV			·		V		v	<u> </u>			

生涯学習課科学技術体験センター	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0
スポーツ振興課	4	4	0	4	0	0	0	0	0	0
図書館	4	4	3	1	0	0	0	0	0	0
学校管理課	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0
指導課	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0
給食課	5	5	4	1	0	0	0	0	0	0
教育センター	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0
消防本部総務課	2	2	0	2	0	0	0	0	0	0
消防本部予防課	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0
合 計	319	348	160	164	14	1	0	9	4	10

^{※ 1}件の請求で複数の課が対象となる場合は、1件に対し複数の課による決定が行われることがあるため、実施機関別の請求件数(表1)と課別の請求件数は一致しません。

2 非公開決定等の理由

非公開又は部分公開の理由は、表5のとおりです。

表5 非公開又は部分公開の理由

理	由	件数
個人に関する情報(第7条第1号		78
法人等に関する情報(第7条第2	号)	44
国等との協力関係等に関する情報	(第7条第3号)	1
公共の安全等に関する情報(第7	条第4号)	108
審議、検討又は協議に関する情報	(第7条第5号)	1
事務又は事業に関する情報(第7	条第6号)	42
法令秘情報(第7条第7号)		0
存否不回答(第10条)		0
文書不存在		9
その他		4
合	計	287

^{※ 1}件の決定に、複数の非公開理由が含まれているものがあるため、理由の件数は処理件数と一致しません。

^{※ 「}その他」の4件については、窓口等で閲覧可能な文書で、条例の適用の対象外であるものです。

[※] 存否不回答:公文書の存在の有無を答えるだけで、非公開情報を公開することとなる場合は、その公文書の存否を明らかにしないで、公開請求を拒否することができます。

3 公開請求の個別の処理状況

公開請求の個別の処理状況は表6のとおりです。

なお、情報公開の総合的な推進を図るため、非公開情報に該当しないことが明らかであると認められる情報については、「越谷市長が保有する情報の提供に関する規程」等に基づき、請求手続によることなく、積極的に情報提供をしています。

番号	受 付 日	請求の内容	所管課	決定日	対象公文書	決定の 内容	非公開の理由	非公開部分	備考
1		別紙資料に記載された特殊 車両通行許可証等に係る資 料について(令和元年度最新 の事例)	道路 総務 課	4/15	令和元年度「特殊車両通行 許可申請について(伺い)(文 書番号等特定)	部分 公開	第1号	(行政機関の職員の氏名を除く) ・車両の型式及び性能がわかる部分 ・通行経路に係る記載(越谷市が許可した経路の部分を除く)	
2	4/2	越谷市まちの整備に関する 条例のうち、事業者が届け 出る開発行為等計画届(第1 号様式第4条関係)。ただし 近隣住民への周知が必要な ものに限る。 令和2年3月1日~令和2年3月 31日届出分	開発 課	4/14	令和2年3月1日~令和2年3月 31日届出分 開発行為等計画届綴りのう ち、近隣住民等への周知が 必要なものの届出書の表紙 部分 (※別紙がある場合は別紙を 含む)	部分公開	第7条 第1号 第4号		
3	4/3	金入設計書 10件	庁管課 推管課	4/14	庭園管理業務委託設計書 ・平成31年度 街路樹等管理委託(市道2300号線外43か所)設計書 ・平成31年度 街路樹等管理委託(市道1050号線外31か所)設計書 ・平成31年度 除草業務委託(その3)設計書	公開公開			
			公 縁 課	4/14	委託(出羽公園外3カ所)設計書 ・平成31年度 公園等管理 委託(鷺高第五公園外14か 所)設計書 他4件	公開			
4	4/3	金入設計書 2件	図書館		平成31年度 市立図書館庭 園管理委託設計書 平成31年度 庭園管理委託	公開公開			
			課	1, 10	(第一学校給食センター外2 か所)設計書	山川			

衣		引我公用胡水 处连认为	_	_					
番号	受付日	請求の内容	所管課	決定日	対象公文書	内容	非公開 の理由	非公用部分	備考
5	4/3	越谷市まちの整備に関する 条例第17条の規定により届 出された開発行為等計画届 (第1号様式第4条関係)のう ち、近隣住民への周知がの目 かず専用住宅のもの、10戸 未満の宅地分譲、資料置 及び駐車場を除く。 令和2年3月1日~令和2年4月 3日届出分	開指課	4/14	・令和2年3月1日~令和2年3 月31日届出分 開発行為等計画届級りのうち、 必要なものの届出書の書の表住 宅、10戸未満の宅地分除 で、10戸未満の宅地分除 で、10戸未満の宅地分除 で、10戸未満のを地分に で、10戸未満のを地分に で、10戸未満のをは別紙がある場合は別紙がある場合は別紙がある場合は別紙がある場合は別紙をいる。 会むり ・令和2年4月1日~令和2年4月3日届出分 開発行為等計画届級りのが、 ののののののののののでで、10戸未満のに地分に で、10戸未満のに地分に で、10戸未満のに地分に で、10戸未満のに地分に で、10戸未満のに地分に で、10戸未満のに地分に で、10戸未満のもは別紙がある場合は別紙がある場合は別紙がある場合は別紙がある場合は別紙があるよりを で、2000に、20	部公開		・個人の電話番号 ・届出者の氏名及び住所 (法人が公表している氏名 及び住所を除く)	
6	4/3	越谷市まちの整備に関する 条例のうち、事業者が届け る開発行為等計画届(第1号 様式第4条関係)。ただし、 近隣住民の周知に必要なも のに限り、100㎡(開発面積) 未満のもの、駐車場、資材 置場、専用住宅、宅地分譲 は除く。 令和2年3月1日~令和2年3月 31日届出分	開発導 課	4/14	令和2年3月1日~令和2年3月 31日届出分 開発行為等計画届綴りのう ち、近隣住民等への周知が 必要なものの届出書の表紙 部分(100㎡(開発面積)未満 のもの、駐車場、資材置 場、専用住宅、宅地分譲の ものを除く) (※別紙がある場合は別紙を 含む)	部分 公開		・届出者の氏名(法人が公 表している氏名を除く)	
7	4/3	開発行為等計画(番号特定) の案内図と対応する開発行 為事前協議書と工事着手届 出書又は公共施設整備等着 工届、土地利用計画図、平 面図、立面図のうち、提出 されているもの	開発導課	4/16	・受付番号に対応する開発 行為等事前協議書(日付等特 定)のうち、表紙、案内図、 配置図、平面及び立体図の 部分 計12件 ・受付番号に対応する公共 施設整備等着工届(日付等特 定)のうち、表紙の部分	部分 公開	第1号	・個人の電話番号 ・届出者の氏名(市職員及 び法人が公開している氏名 を除く) ・建築士の登録番号(法人 が公開している建築士のも のを除く) ・個人の印影(市職員を除 く) ・法人の印影 ・平面図の間取り及び断面 図の部分	
8	4/9	金入設計書 1件	市街 地整 備課	4/15	平成31年度 草刈清掃委託 (西大袋その1)設計書	公開			
9	4/9	金入設計書 14件	営繕課	4/20	多目的室及び小会議室空調機更新工事 設計書 ・令和元年度 老人福祉センターゆりのき荘男子浴室 ろ過塔取替修繕 工事設計 書	部分公開		内訳書の備考欄のうち、市 独自の単価の採用に係る部 分	
10	4/16	金入設計書 15件	農業振興課	4/27	水整備工事(31-5)設計書	公開			
			道路 建設 課	4/30	· 令和元年度 道路補修工事(市道10812号線)設計書 · 令和元年度 道路補修工 事(市道70329号線外1路線) 設計書 他7件	公開			

衣		月報公開請求 处连认为							
番号	受付日	請求の内容	所管課	決定日	対象公文書	内容	非公開 の理由		備考
			治水課	4/28	・ 令和元年度 排水路整備 工事(31-12)設計書 ・ 令和元年度 応急対策工 事(31-3)設計書	公開			
			市街地整備課	4/30	·令和元年度 盛土整地工事(111街区外1街区)設計書 ·令和元年度 街路築造工事(区6-107号線外4路線)設計書	公開			
			公園 緑地 課	4/30	·令和元年度 公園施設補 修工事(弥十郎公園)設計書	公開			
11	4/23	金入設計書 2件	市街地震備課	4/30	・平成31年度 草刈清掃委 託(西大袋その1) 設計書 ・平成31年度 草刈清掃委 託(西大袋その2) 設計書	公開			
12	4/23	金入設計書 1件	給食課	4/28	令和2年度 庭園管理委託 (第一学校給食センター外2 か所)設計書	公開			
13	4/23	近隣住民への告知を要する 物件の近隣説明等報告書の1 枚目と2枚目(3枚目の住民住 所氏名頁は不要)。 2020年3月14日以降提出分。	開発 指導 課	4/30	近隣説明等報告書(日付等特定)のうち、報告書の表紙及び別紙の部分 計5件	部分公開	第1号	・担当者の氏名(法人が公開している氏名を除く) ・法人の印影 ・個人の印影	
		公共施設整備等協定書2-12 配置図、立面図	開発 指導 課		公共施設整備等協定書(締結 日特定)のうち、配置図、立 面図	部分 公開	第7条 第1号	・担当者の氏名及び建築士 の登録番号	
15	4/27	越谷市の地番が載った図面 (公図、地籍図、地番参考 (現況)図等、図面種類・精 度は問わない)で、2019年中 の登記移動修正済の、電磁 的記録。ただし、電磁的記 録が不存在の場合は電磁的 記録でないものも含む。	資産税課	5/7	※取下げ				
16	4/28	大気汚染防止法における、 下記条件に該当する揮発性 有機化合物排出施設設置届 出書あるいは使用届出書及 び最新の変更届出書の写し 〈条件〉 ・処理装置を有する施設で 最新年度の届出のみ	環策課	5/11	·揮発性有機化合物排出施設設置使用届出書(日付特定) ·揮発性有機化合物排出施設設置変更届出書(日付特定)	部分 公開	第7条 第1号 第2号 第4号	・装置の型式	
17	4/30	越谷市まちの整備に関する 条例第17条の規定により届 出された開発行為等計画届 (第1号様式第4条関係)のう ち、近隣住民への周知が必 要なもの。ただし申請の目 的が専用住宅のもの、10戸 未満の宅地分譲、資料置場 及び駐車場を除く。令和2年 4月1日~令和2年4月30日受 付分	開指課	5/13	・令和2年4月1日~令和2年4 月30日届出分 開発行為等計画届綴りのう ち、近隣住民等への周知が 必要なものの届出書の表紙 部分(申請の目的が専用住 宅、10戸未満の宅地分譲、 資材置場及び駐車場を除く) (※別紙がある場合は別紙を 含む)	部分公開	第1号	・個人の電話番号 ・届出者の氏名(法人が公 表している氏名を除く) ・個人の印影	

表	O 'Iī	青報公開請求 処理状況	七一見						
番号	受付日	請求の内容	所管課	決定日	対象公文書	決定の 内容	非公開 の理由	非公開部分	備考
18	5/8	越谷市まちの整備に関する 条例のうち、事業者が届け る開発行為等計画届(第1号 様式第4条関係)。ただし、 近隣住民の周知に必要なも のに限る。なお100㎡未満の もの、駐車場、資材置場、 専用住宅、宅地分譲は除 く。令和2年4月1日~4月30 日の分。	開指課	5/22	令和2年4月1日~令和2年4月 30日届出分 開発行為等計画届綴りのう ち、近隣住民等への周知が 必要なものの届出書の表紙 部分(100㎡(開発面積)未満 のもの、駐車場、資材置 場、専用住宅、宅地分譲の ものを除く) (※別紙がある場合は別紙を 含む)	部分公開	第1号	・個人の電話番号 ・届出者の氏名(法人が公 表している氏名を除く) ・個人の印影	
19	5/11	越谷市まちの整備に関する 条例のうち、事業者が届け 出る開発行為等計画届(第1 号様式第4条関係)。ただし 近隣住民への周知が必要な ものに限る。 2020年4月1日~2020年4月31 日届出分	開発調	5/25	令和2年4月1日~令和2年4月 30日届出分 開発行為等計画届綴りのう ち、近隣住民等への周知が 必要なものの届出書の表紙 部分 (※別紙がある場合は別紙を 含む)	部分 公開	第1号	・個人の電話番号 ・届出者の氏名及び住所 (法人が公表している氏名 及び住所を除く) ・個人の印影 ・法人の印影	
20	5/11	開発行為等計画(番号特定) の案内図と対応する開発行 為事前協議書と工事着手届 出書又は公共施設整備等着 工届、土地利用計画図、平 面図、立面図のうち、提出 されているもの	開発	5/25	受付番号に対応する開発行 為等事前協議書(日付等特 定)のうち、表紙、案内図、 配置図、平面及び立体図の 部分 計8件	部分 公開	第1号	・担当者の氏名(市職員及び法人が公開している氏名を除く) ・建築士の登録番号(法人が公開している建築士のものを除く) ・個人の印影(市職員を除く) ・法人の印影	
21	5/13	金入設計書 1件	維持 管理 課	5/22	令和元年度 路面清掃業務 委託(市道1031号線外7路線) 設計書	公開			
22	5/14	近隣住民への告知を要する 物件の近隣説明等報告書の1 枚目と2枚目(3枚目の住民住 所氏名頁は不要)。2020年4 月24日以降提出分。	開発 指導 課	5/27	近隣説明等報告書(日付等特定)のうち、報告書の表紙及び別紙の部分	部分公開	第7条 第1号 第4号	・担当者の氏名 ・法人の印影	
23	5/14	金入設計書 15件	農業 振興 課	5/28	・令和元年度 かんがい排 水整備工事(31-6)設計書 ・令和元年度 東埼玉資源 環境組合周辺環境整備事業 かんがい排水整備工事(31- 3)設計書	公開			
			道路建設課	5/27	·令和元年度 道路補修工 事(市道60676号線)設計書 ·令和元年度 通学路改良 工事(市道60608号線)2工区 設計書 他3件	公開			
			市街整課	5/28	·令和元年度 盛土整地工 事(193街区)設計書 ·令和元年度 街路築造工 事(区6-112号線外1路線)設 計書 他3件	公開			
			公園 緑地 課	5/28	・令和元年度 綾瀬川緑道整備工事(園路工)設計書 ・令和元年度 公園施設補修工事(レイクタウン湖畔の森公園)設計書 ・令和元年度 千間台第四公園野球場防球ネット交換修繕 設計書	公開 			

衣	O II	自我公用胡水 处理认为	て一見	•					
番号	受 付 日	請求の内容	所管課	決定日	対象公文書	内容	非公開 の理由	非公用部分	備考
24	5/21	越谷市まちの整備に関する 条例第17条の規定により届 出された開発行為等計画届 (第1号様式第4条関係)のう ち、近隣住民への周知が必 要なもの。ただし申請の 野なもの。ただし申請の 事用住宅のもの、10戸 未満の宅地分譲 及び駐車場を除く。 令和2年5月1日~令和2年5月 21日受付分	開指課	6/1	・令和2年5月1日~令和2年5 月21日届出分 開発行為等計画届級りのう ち、近隣住民等への周知が 必要なものの届出書の表紙 部分(申請の目的が専用住 宅、10戸未満の宅地分譲、 資材置場及び駐車場を除く) (※別紙がある場合は別紙を 含む)	部分 公開		・個人の電話番号 ・届出者の氏名(法人が公 表している氏名を除く) ・個人の印影	
25	5/29	・越谷市立病院 ・獨協医科大学埼玉医療センター 上記、防火対象物の最新の 消防設備等(特殊消防設備 等)点検結果報告書のうち、 非常電源(自家発電設備)の 総合点検の点検票 ※蓄電池の点検票を除く	消本予課	6/9	・非常電源(自家発電設備) 点検票(設備名 消火ポン プ、スプリンクラー、排煙 機)越谷市立病院 1階発電 機室(日付等特定) ・非常電源(自家発電設備) 点検票(設備名 消火ポン プ、スプリンクラー、排煙 機)越谷市立病院 2階機械 室(日付等特定) 他2件	部分公開	第7条 第1号 第2号	氏名(市の職員の氏名を除 く)	
26	6/5	金入設計書 1件	営繕課	6/11	· 令和2年度 越谷市立光陽 中学校校舎外壁改修工事設 計書	部分公開		内訳書の備考欄のうち、市 独自の単価の採用に係る部 分	
27	6/5	金入設計書 3件	市街整備課	6/11	・令和2年度 草刈清掃委託 (西大袋その1)設計書 ・令和2年度 草刈清掃委託 (西大袋その2)設計書 ・令和2年度 街路築造工事 (区12-5号線外1路線)設計書	公開			
28	6/5	越谷市まちの整備に関する 条例のうち、事業者が届け 出る開発行為等計画届(第1 号様式第4条関係)。ただし 近隣住民への周知が必要な ものに限る。 2020年5月1日~2020年5月31 日届出分	開発。課	6/17	・令和2年5月1日~令和2年5 月31日届出分 開発行為等計画届綴りのう ち、近隣住民等への周知が 必要なものの届出書の表紙 部分 (※別紙がある場合は別紙を 含む)	部分 公開	第1号	・個人の電話番号 ・届出者の氏名及び住所 (法人が公表している氏名 及び住所を除く) ・個人の印影 ・法人の印影	
29	6/5	令和2年度に越谷市が契約した損害保険契約(傷害保険賠償保険等自動車保険を除く)のうち保険料が10万円以上の契約の保険証券と明細書	市活動援課	6/17	·公民館総合補償制度加入 証書(期間特定)	部分 公開	第7条 第1号 第4号 第6号 才	・法人の印影 ・主票番号、加入番号	
		の写し(市長会、共済等を除 く)	障害 福祉 課	6/18	・送迎サービス補償加入証 (期間特定)	部分 公開	第7条 第4号	・法人の印影	
			地域医療課	6/19	定)	部分 公開	第7条 第4号 第6号 才	・証券番号	
			保健 総務 課	6/17	定)	部分 公開	第7条 第1号 第4号 第6号 才	・法人の印影 ・証券番号	
			治水課	6/19	·賠償責任保険証券(期間特定) 2件	部分公開	第7条 第4号 第6号 才		

番号	受付日	請求の内容	所管課	決定日	対象公文書	決定の 内容	非公開 の理由	非公開部分	備考
			市街 地整 備課	6/17	·賠償責任保険証券(期間特定)	部分 公開	第7条 第4号 第6号 才	・法人の印影 ・証券番号	
			市方病院無課	6/19	·病院賠償責任保険 保険 料御見積書(期間特定)	公開			
30	6/8	越谷市まちの整備に関する 条例のうち、事業者が届け る開発行為等計画届(第1号 様式第4条関係)。ただし、 近隣住民の周知に必要なも のに限る。なお100㎡未満の もの、駐車場、資材置場、 専用住宅、宅地分譲は除 く。令和2年5月1日~5月31 日の分。	開指課	6/17	令和2年5月1日~令和2年5月 31日届出分 開発行為等計画届綴りのう ち、近隣住民等への周知が 必要なものの届出書の表紙 部分(100㎡(開発面積)未満 のもの、駐車場、資材置 場、専用住宅、宅地分譲の ものを除く) (※別紙がある場合は別紙を 含む)	部分公開	第1号 第4号	・個人の電話番号 ・届出者の氏名(法人が公 表している氏名を除く) ・個人の印影	
31	6/8	開発行為等計画(番号特定) の案内図と対応する開発行 為事前協議書と工事着手届 出書又は公共施設整備等着 工届、土地利用計画図、平 面図、立面図のうち、提出 されているもの	開発導課	6/16	・受付番号に対応する開発 行為等事前協議書(日付等特 定)のうち、表紙、案内図、 配置図、平面及び立体図の 部分 計4件	部分公開	第1号	・個人の電話番号 ・担当者の氏名(市職員及 び法人が公開している氏名 を除く) ・建築士の登録番号(法人 が公開している建築士のも のを除く) ・個人の印影(市職員を除 く) ・法人の印影 ・平面図の間取りの部分	
32	6/5	令和2年度に越谷市が契約した損害保険契約(傷害保険賠償保険等自動車保険を除く)のうち保険料が10万円以上の契約の保険証券と明細書	指導課	6/19		部分 公開	第7条 第4号 第6号 才	・証券番号	
		の写し(市長会、共済等を除く)	教育セクター	6/17	・行事参加者の傷害危険担 保契約証券(期間特定)	部分 公開	第7条 第4号 第6号 才		
33	6/10	金入設計書 1件	市街 地整 備課	6/19	・令和2年度 家屋調査業務 委託(西大袋その1)設計書	公開			
34	6/10	金入設計書 1件	道路 建設 課	6/22	·令和2年度 建物·物件調 查業務委託(登戸橋)事後調 查委託設計書	公開			
35	6/10	金入設計書 1件	道路 建設 課	6/23	・令和2年度 建物・物件等調査業務委託(市道40006号線)設計書	公開			
36		金入設計書 1件	道路 建設 課	6/17	·令和2年度 用地測量業務 委託(市道40006号線)設計書	公開			
37		金入設計書 1件	道路 建設 課		·令和2年度 国土調査法第 19条第5項指定申請地図等作 成業務委託(越谷吉川線)設 計書	公開			
		金入設計書 1件	道路 建設 課	6/23	19条第5項指定申請地図等作成業務委託(川柳大成町)設計書	公開			
39	6/10	金入設計書 32件	治水 課	6/24	・令和元年度 御料堀ポン プ場長寿命化改修工事(建築 設備)設計書	公開			

表		有我公開請水 <u>処埋状</u> 次							
番号	受付日	請求の内容	所管課	決定日	対象公文書	内容	非公開 の理由		備考
			営繕課	6/24	・令和元年度 中央市民会館東側出入口ドア改修工事設計書 ・令和元年度 大沢小学校中央校舎雨漏改修工事設計書 ・令和元年度 防火水槽解体工事(増森)設計書	公開			
					・令和元年度 市立病院6- 2病棟浴室改修工事設計書 ・令和元年度 大間野小学校 屋内運動場スロープ等設置 工事設計書 ・令和元年度 西方小学校 理科室屋上防水改修工事設 計書 他20件	部分 公開	第7条 第6号 イ	・内訳書の備考欄及び代価 表の備考欄のうち、市独自 の単価の採用に係る部分	
			公園 緑地 課	6/24	令和元年度 公園施設改修 工事(南部第五公園トイレ) 設計書	公開			
40	6/10	金入設計書	総務課		※取下げ				
41	6/15	開発行為等事前協議書 令和元年度 D60	開発 指導 課	6/22	・開発行為等事前協議書(日付等特定)のうち、表紙、配置図、平面図及び立面図の部分	部分公開		・担当者の氏名及び建築士 の登録番号 ・個人の印影(市職員を除 く) ・法人の印影 ・平面図の間取りの部分	
42	6/17	金入設計書 2件	道路 建設 課	6/29	·令和元年度 橋梁定期点 検業務委託(新平和橋外5橋) 設計書 ·令和元年度 橋梁定期点 検業務委託(流通団地橋外4 橋)設計書	公開			
43	6/17	金入設計書 15件	農業 振興 課	7/1	・令和元年度 かんがい排 水整備工事(31-4)設計書	公開			
			道路建課	7/1	·令和元年度 道路補修工事(市道90187号線外1路線) 設計書 ·令和元年度 道路補修工事(市道70212号線)設計書 ·令和元年度 道路補修工事(市道80579号線)設計書 他6件	公開			
			治水課	6/30	令和元年度 防護柵修繕(都下31-1)設計書	公開			
			下水 道事 業課	6/29	令和元年度 公共下水道補 修工事(内面補修工)設計書	公開			
			市街地課	7/1	·令和元年度 街路築造工 事(区6-129号線外1路線)設計書 ·令和元年度 盛土整地工 事(143街区)設計書 ·令和元年度 盛土整地工 事(141街区2画地外2画地)設計書	公開			
44	6/17	金入設計書 1件	環境 政策 課	6/26	令和2年度 街路樹剪定委託 (市道20989号線外5路線)設 計書	公開			

表	O II	育報公開請求 処埋状》	10 見						
番号	受付日	請求の内容	所管課	決定日	対象公文書	内容	非公開 の理由	非公開部分	備考
45	6/22	特別養護老人ホーム創設及 び改築・増床に係る建築業 者選定のための入札公告・ 入札結果について(平成28年 から)	介保課	7/6	・特別養護老人ホーム嘉祥 園改修増床工事 一般競争入 札(事後審査型)公告(日付特定) ・(仮称)特別養護老人ホームさち新築工事 一般競争入 札公告(日付特定) ・社会福祉法人 大吉会(仮称)越谷増林特別養護老人ホーム 新築工事 一般競 争入札公告(日付特定) ・社会福祉法人 高志会(仮称)特別養護老人ホーム越谷 れんげの杜 新築工事 一般競争入札公告(日付特定)	公開			
					・特別修用 と	部分開	第4号	個人及び法人の印影	
46	6/23	金入設計書 17件	営繕課	6/30	· 令和2年度 桜井小学校自動火災報知設備受信機等交換工事設計書 ・令和2年度 越谷市大沢地	公開	达 7夕	内訳書の備考欄のうち、市	
					区センター・公民館改修工事(電気設備)設計書・令和2年度 越谷市大沢地区センター・公民館改修工事(機械設備)設計書他14件	公開	第6号	独自の単価の採用に係る部分	
47		開発行為等計画(番号特定) の案内図と対応する開発行 為事前協議書と工事着手届 出書又は公共施設整備等着 工届、土地利用計画図、平 面図、立面図のうち、提出 されているもの	開指課	7/2	・受付番号に対応する開発 行為等事前協議書(日付等特 定)のうち、表紙、案内図、 配置図、平面図及び立体図 の部分 計4件	部分公開	第1号	・個人の電話番号 ・担当者の氏名(法人が公開している氏名を除く) ・建築士の登録番号(法人が公開している建築士の登録番号(法人が公開している建築士のものを除く) ・個人の印影(市職員を除く) ・法人の印影 ・平面図の間取りの部分	
48	6/26	金入設計書 2件	営繕課	7/8	·令和2年度 東中学校非常 階段塗装等工事 設計書	公開			
			公園 緑地 課	7/9	・令和2年度 平方公園整備 工事(造成工)設計書	公開			
		·							

		1	· 도						
番号	受 付 日	請求の内容	所管課	決定日	対象公文書	内容	非公開 の理由	非公用部分	備考
49	6/30	越谷市まちの整備に関する 条例第17条の規定により届 出された開発行為等計画届 (第1号様式第4条関係)のう ち、近隣住民への周知が必 要なもの。ただし申請の目 的が専用住宅のもの、10戸 未満の宅地分譲、資料置場 及び駐車場を除く。令和2年 5月22日~令和2年6月30日受 付分	開指課	7/8	・令和2年5月22日~令和2年 6月30日届出分 開発行為等計画届綴りのう ち、近隣住民等への周知が 必要なものの届出書の表紙 部分(申請の目的が専用住 宅、10戸未満の宅地分譲、 資材置場及び駐車場を除く) (※別紙がある場合は別紙を 含む)	部分公開	第7条 第1号 第4号		
50	6/30	金入設計書 1件	公園 緑地 課	7/7	令和2年度 平方公園整備工事(造成工)設計書	公開			
51	7/1	金入設計書 3件	公緑 課	7/9	・平成29年度 砂場清掃業務委託(北越谷第二公園外 106か所)設計書 ・平成30年度 砂場清掃業務委託(北越谷第二公園外 106か所)設計書 ・令和元年度 砂場清掃業 務委託(北越谷第二公園外 107か所)設計書	公開			
52	7/3	越谷市まちの整備に関する 条例のうち、事業者が届け 出る開発行為等計画届(第1 号様式第4条関係)。ただし 近隣住民への周知が必要な ものに限る。 2020年6月1日~2020年6月30 日届出分	開発指導課	7/15	・令和2年6月1日~令和2年6 月30日届出分 開発行為等計画届綴りのう ち、近隣住民等への周知が 必要なものの届出書の表紙 部分 (※別紙がある場合は別紙を 含む)	部分 公開	第1号	・個人の電話番号 ・届出者の氏名(法人が公 表している氏名及び越谷市 職員を除く) ・開発者の担当の氏名及び 役職 ・個人の印影 ・法人の印影	
53	7/3	越谷市まちの整備に関する 条例のうち、事業者が届け る開発行為等計画届(第1号 様式第4条関係)。ただし、 近隣住民の周知に必要なも のに限る。なお100㎡未満の もの、駐車場、資材置場、 専用住宅、宅地分譲は除 く。令和2年6月1日~6月30 日の分。	開発導課	7/15	月30日届出分 開発行為等計画届綴りのう ち、近隣住民等への周知が 必要なものの届出書の表紙 部分(100㎡(開発面積)未満 のもの、駐車場、資材置 場、専用住宅、宅地分譲の ものを除く) (※別紙がある場合は別紙を 含む)	部分公開	第1号	・個人の電話番号 ・届出者の氏名(法人が公 表している氏名及び越谷市 職員を除く) ・開発者の氏名及び役職 ・個人の印影 ・法人の印影	
54	7/3	越谷市まちの整備に関する 条例のうち、事業者が届出 る近隣説明等報告書の1枚 目、2枚目ただし近隣住民へ の告知が必要なものに限る 期間へ和2年4月1日~7月3日	開発 指導 課	7/16	・近隣説明等報告書(日付特定)のうち、報告書の表紙及び別紙の部分 ※開発行為等計画届受付(日付等特定)	公開			
		受付分			・近隣説明等報告書(日付特定)のうち、報告書の表紙及び別紙の部分 ※開発行為等計画届受付(日付等特定)計8件	部分 公開	第7条 第1号 第4号	・個人の印影	

番号	受付日		所	₩						
$\overline{}$		請求の内容	管課	決定日	対象公文書	内容	非公開 の理由	非公開部分	備考	
55		電力供給契約を結んでいる 市内公共施設の最新月の電 気料金の請求書(契約電力、 基本料単価、力率、過去12 か月における各月の最大需	市民課	7/17	斎場)5月分	部分 公開	第4号 第6号 才	・法人の印影・市のお客さま番号		
		要電力が記載されているもの(低電力の契約のものは不要))	福進 課	7/20	老人福祉センター けやき 荘)5月分 ・電気料金等請求書(越谷市 老人福祉センター くすの き荘)5月分 ・電気料金等請求書(越谷市 老人福祉センター ひのき 荘)5月分	部分 公開	第7条 第4号 第6号 才	・法人の印影・市のお客さま番号		
			障害 福祉 課	7/20	・電気料金等請求書(越谷市 就労訓練施設しらこばと)5 月分	部分 公開	第7条 第4号 第6号 才	・法人の印影 ・市のお客さま番号		
			子て援児発支セタ育支課童達援ンー	7/20	・電気料金等請求書(児童発 達支援センター)5月分	部分 公開	第7条 第4号 第6号 才	・法人の印影・市のお客さま番号		
			子 を 育 成課	7/17	林保育所)5月分 ・電気料金等のお知らせ(新 方保育所)5月分 他2件	公開	第7条 第4号 第6号 才	・法人の印影 ・市のお客さま番号		
			青年児館スス少課童コモス	7/16	立児童館 コスモス)5月分	部分 公開	第7条 第4号 第6号 才	・法人の印影・市のお客さま番号		
			青年児館マリ少課童ヒワリ	7/20	・電気料金等請求書(越谷市 児童館 ヒマワリ)5月分	部分 公開	第7条 第4号 第6号 才	・法人の印影・市のお客さま番号		
			地域医療課	7/20	保健所保険センター)5月分	部分公開	第7条 第4号 第6号 才	・法人の印影・市のお客さま番号		
				リイ ルプ ラ	7/15	クルプラザ)5月分	部分 公開	第7条 第4号 第6号 才	・法人の印影・市のお客さま番号	
			産業支援課		・電気料金等請求書(産業雇 用支援センター)5月分	部分公開	第4号 第6号 才	・市のお客さま番号		
			農振課業術ン一業興農技セター	7/17	・電気料金等請求書(農業技 術センター)5月分	部分 公開	第7条 第4号 第6号 オ	・法人の印影・市のお客さま番号		

表(育報公開請求 処埋状》	しっ見	,					
番号	受 付 日	請求の内容	所管課	決定日	対象公文書	決定の 内容	非公開の理由	非公開部分	備考
			治水課	7/17	・電気料金等のお知らせ(大 場落し排水機場)5月分 ・電気料金等のお知らせ(秋 桜排水機場)5月分 他12件	部分 公開	第7条 第4号 第6号 才	・法人の印影 ・市のお客さま番号	
			下水 道 業課	7/15	・電気料金等のお知らせ(越 谷市千間台第一ポンプ場)5 月分 ・電気料金等のお知らせ(恩 間ポンプ場)5月分 他5件	部分 公開	第7条 第4号 第6号 才	・法人の印影・市のお客さま番号	
			公園 緑地 課	7/16	野球場)5月分 ・電気料金請求書(しらこば と運動公園競技場)5月分 他4件	部分 公開	第7条 第4号 第6号 才	・法人の印影 ・市のお客さま番号	
			消防 本務 課	7/17	·電気料金等請求書(越谷市 消防本部)5月分 ·電気料金等請求書(消防署 谷中分署)5月分 他2件	部分 公開	第7条 第4号 第6号 才	・法人の印影 ・市のお客さま番号	
56	7/6	電力供給契約を結んでいる 市内公共施設の最新月の電 気料金の請求書(契約電力、 基本料単価、力率、過去12 か月における各月の最大需	生涯 学習 課	7/15	・電気料金等請求書(日本文 化伝承の館 こしがや能楽 堂)5月分	部分 公開	第7条 第4号 第6号 才	・市のお客さま番号	
		要電力が記載されているもの(低電力の契約のものは不要))	生学課学術験ント	7/17	・電気料金等請求書(科学技 術体験センター)5月分	部分 公開	第7条 第4号 第6号 才	・法人の印影・市のお客さま番号	
			スポ ーツ 振 課	7/17	·電気料金請求書(越谷市立 西体育館)5月分 ·電気料金請求書(越谷市立 南体育館)5月分 他2件	部分 公開	第6号	・法人の印影 ・市のお客様番号	
			図書館	7/16	立図書館)5月分	部分 公開	第7条 第4号 第6号 才	・法人の印影 ・市のお客さま番号	
			給食課	7/16	・電気料金等請求書(第一学校給食センター)5月分 ・電気料金等請求書(第二学校給食センター)5月分 ・電気料金等請求書(第三学校給食センター)5月分 校給食センター)5月分	部分 公開	第7条 第4号 第6号 才	・法人の印影・市のお客さま番号	

表		育報公開請水 処埋状 》					I		
番号	受付日	請求の内容	所管課	決定日	対象公文書	決定の 内容	非公開 の理由	非公開部分	備考
57	7/8	令和2年度越谷市生活困窮者 子どもの学習支援事業業務 委託に係る最優秀事業者の 企画提案書・採点表	生福課	8/17	・越谷市生活困窮者等子ど もの学習・生活支援事業業 務委託企画提案書(日付特 定) ・越谷市生活困窮者等子ど もの学習・生活支援事業業 務委託企画提案評価シート	部公開	第2号 第4号 第6号	・の表事子歴のう田学院を ・の表業と ・の表業と ・の表業と ・の表業を ・の、 ・の表業を ・の、 ・の、 ・の、 ・の、 ・の、 ・の、 ・の、 ・の、	決期延 _{7/22} 8/20
58	7/8	金入設計書 43件 案件に関する質疑があった 場合に回答した回答書	契約課	7/20	・入札説明等に関する質問 回答 件名:平方公園整備工事(造 成工)	公開			
			庁舎 管理 課	7/20	·令和2年度 越谷市庁舎庭 園管理業務委託設計書	公開			
			青年児館マリ	7/22	・令和2年度 児童館ヒマワリ庭園管理委託金入設計書	公開			
			環境 政策 課	7/21	·令和2年度 街路樹剪定委 託(市道20989号線外5路線) 設計書	公開			
			農振課業術ン一業興農技セター	7/22	・農業技術センター構内除 草等業務委託仕様書	公開			
			治水課		・令和2年度 排水路整備工事(2-1)設計書 ・令和2年度 応急対策工事(02-1)設計書 ・令和2年度 安全施設整備工事(02-1)設計書	公開			
			下水道事 業課	7/20	・令和2年度 公共下水道築 造工事(第7-1-9号汚水幹線 の支線)設計書	公開			
			道路建設課	7/20	・令和2年度 東埼玉資源環境組合周辺環境整備工事(市道40973号線)設計書 ・令和2年度 道路補修工事(市道70212号線)設計書 ・令和2年度 草刈業務委託設計書	公開			
			維持 管理 課	7/21	・令和2年度 除草業務委託 (その1)設計書 ・令和2年度 除草業務委託 (その2)設計書 他6件	公開			

<u> 衣</u>	<u> </u>	和公用調水	/C-1////	一見						
番号	受付日	請求の内	内容	所管課	決定日	対象公文書	内容	非公開 の理由	非公開部分	備考
			上	市街整備課	7/21	・令和2年度 盛土整地工事 (138街区7画地外1画地)設計 書 ・令和2年度 街路築造工事 (区12-5号線外1路線)設計書 他3件	公開			
			言	都市計画課		・令和2年度 草刈等管理委託(レイクタウン整備事業用地)設計書	公開			
			糸	公園 緑地 課	7/22	・令和2年度 公園管理委託 (越谷アリタキ植物園)設計 書 ・令和2年度 公園管理委託 (川柳公園)設計書 他15件	公開			
59	7/8	金入設計書 2件		館		·令和2年度 市立図書館庭 園管理委託設計書	公開			
				課		・令和2年度 庭園管理委託 (第一学校給食センター外2 か所)設計書	公開			
60	7/9	金入設計書 2件		課	7/22	事(31-1)設計書	公開			
			道	道事 業課		・令和元年度 公共下水道 築造工事(第5-7号汚水幹線 の支線)設計書	公開			
61	7/9	金入設計書 2件		館	7/22	·平成29年度 市立図書館 庭園管理委託設計書 ·平成30年度 市立図書館 庭園管理委託設計書	公開			
62	7/13	金入設計書 15件		農業 振興 課		令和元年度 かんがい排水 整備工事(31-3)設計書	公開			
			英	道路 建設 課		·令和元年度 道路補修工事(市道80407号線)設計書 ·令和元年度 道路補修工事(市道10040号線)設計書 他8件	公開			
				治水 課		· 令和元年度 安全施設整 備工事(31-3)設計書 · 令和元年度 応急対策工 事(31-2)設計書	公開			
			土	市街地整備課		令和元年度 街路築造工事 (区6-76号線)設計書	公開			
			糸	公園 緑地 課		令和元年度 出羽公園整備 工事設計書	公開			
63	7/16	金入設計書 1件		営繕 課	7/27	·令和2年度 北部市民会館 劇場空調機改修工事設計書	公開			

表	D II	青報公開請求 処理状況	九一見	,					
番号	受 付 日	請求の内容	所管課	決定日	対象公文書	決定の 内容	非公開 の理由		備考
64	7/29	開発行為等計画(番号特定) の案内図と対応する開発行 為事前協議書と工事着手届 出書又は公共施設整備等着 工届、土地利用計画図、 面図、立面図のうち、提出 されているもの	開発導 課	8/12	・受付番号に対応する開発 行為等事前協議書(日付等特 定)のうち、表紙、案内図、 配置図、平面図及び立体図 の部分 計6件	部分開	第2号 第4号	び法人が公開している氏名を除く) ・建築士の登録番号(法人が公開している建築士のものを除く) ・配置図のうち、越境物の合意書を取り交わす予定の法人に関する情報 ・個人の印影(市職員を除く) ・法人の印影	
65	7/31	越谷市まちの整備に関する 条例第17条の規定により 出された開発行為等計 (第1号様式第4条関係)の ち、近隣住民への周知が必 要なもの。ただし申請の りが専用住宅のもの、10戸 未満の宅地分譲、資料置場 及び駐車場を除く。令和2年 7月1日~令和2年7月31日受 付分	開発 選	8/12	・令和2年7月1日~令和2年7 月31日届出分 開発行為等計画届綴りのう ち、近隣住民等への周知が 必要なものの届出書の表紙 部分(申請の目的が専用住 宅、10戸未満の宅地分譲、 資材置場及び駐車場を除く) (※別紙がある場合は別紙を 含む)	部分開	第1号	・個人の電話番号 ・届出者及び担当者の氏名 及び役職(法人が公表して いる氏名及び役職を除く) ・土地所有者の相続予定人 の氏名 ・個人の印影 ・法人の印影	
66	8/4	越谷市まちの整備に関する 条例のうち、事業者が届け 出る開発行為等計画届(第1 号様式第4条関係)。ただし 近隣住民への周知が必要な ものに限る。 2020年7月1日~2020年7月31 日届出分	開発導課	8/12	・令和2年7月1日~令和2年7 月31日届出分 開発行為等計画届綴りのう ち、近隣住民等への周知が 必要なものの届出書の表紙 部分 (※別紙がある場合は別紙を 含む)	部分 公開	第7条 第1号 第4号	・個人の電話番号 ・届出者の氏名及び住所 (法人が公表している氏名 及び住所を除く) ・開発者の担当の氏名及び 役職 ・土地所有者の相続予定人 の氏名 ・個人の印影 ・法人の印影	
67	8/5	金入設計書 1件	営繕課	8/17	·平成30年度 越谷市役所 新庁舎建設工事(電気設備) 設計書	公開			
68	8/6	近隣住民への告知を要する 物件の近隣説明等報告書の1 枚目と2枚目(3枚目の住民住 所氏名頁は不要)。2020年5 月15日以降提出分。	開発 指導 課	8/18	・近隣説明等報告書(日付等 特定)のうち、報告書の表紙 及び別紙の部分 計7件	部分公開		・担当者の氏名・個人の印影・法人の印影	
69	8/6	金入設計書 15件	農業 振興 課	8/20	・令和元年度 農道整備工 事(31-1)設計書 ・令和元年度 かんがい排 水整備工事(31-2)設計書	公開			
			道路 建設 課	8/19	·令和元年度 道路補修工 事(市道70485号線)設計書 ·令和元年度 道路舗装工 事(指導60228号線)設計書 他6件	公開			
			下水道事業課	8/14	・令和元年度 公共下水道 補修工事(取付管)設計書 ・令和元年度 マンホール 蓋改修工事(越谷七-一処理 分区)その2設計書	公開			
			市街地整備課	8/19	·令和元年度 街路築造工 事(区6-75号線)設計書 ·令和元年度 街路築造工 事(特4-16号線外1路線)設計 書	公開			

表(J IF	有報公開請水 処理状況	6 見	,					
番号	受 付 日	請求の内容	所管課	決定日	対象公文書		非公開 の理由	非公開部分	備考
			公園 緑地 課	8/17	·令和元年度 公園整備工事((仮称)記島河原公園)設計書	公開			
70	8/7	1中央市民会館 2花田苑 3キャンベルタウン野鳥の森 事業計画書、収支計画書、 及びH29,H30,H31各年度事業 報告書	市活支課	8/20	付等特定)のうち、越谷市中央市民会館指定管理者事業計画書、指定予定期間内の年度ごと及び全体の収支計画・越谷市中央市民会館指定管理者事業計画書(日付等特定)他5件	部分 公開		る写真 ・個人の給与に関する部分	
			公園 緑地 課	8/21	・指定管理者指定申請書(花田苑)(日付特定)のうち、花田苑指定管理者事業計画書、指定予定期間内の年度ごと及び全体の収支計画・越谷市日本庭園花田苑事業計画書(日付特定)他12件	部分 公開		る写真 ・個人の給与に関する部分	
71	8/7	1緑の森公園越谷弓道場の事業計画書 収支計画書及びH29,H30,H31 各年度の事業報告書	スー振課	8/21	・指定管理者指定申請書(日付等特定)のうち、緑の森公園越谷市弓道場指定管理者事業計画書、指定予定期間内の年度ごと及び全体の収支計画・緑の森公園越谷市弓道場指定管理者事業計画書(日付等特定)他5件	部分 公開	第7条 第1号	・特定の個人が識別され得る写真 ・個人の給与に関する部分	
72	8/14	コミュニティプラザに係る 建設当時の平面図、立面図 の設計図	政策課	8/28	越谷コミュニティプラザ新 築工事建築一般図(1976.12)	部分 公開	第7条 第1号 第4号		
73	8/14	コミュニティプラザに係る 建設当時の平面図、立面図 の設計図	生涯 学習 課	8/27	越谷コミュニティプラザ新 築工事建築一般図(1976.12)			・法人の担当者の氏名 ・個人の印影	
74	8/18	越谷市まちの整備に関する 条例のうち、事業者が届け る開発行為等計画届(第1号 様式第4条関係)。ただし、 近隣住民の周知に必要なも のに限る。なお100㎡未満の もの、駐車場、資材置場、 専用住宅、宅地分譲は除 く。(令和2年7月1日~7月31 日の分)	開指課	8/26	・令和2年7月1日~令和2年7 月31日届出分 開発行為等計画届綴りのう ち、近隣住民等への周知が 必要なものの届出書の表紙 部分(100㎡(開発面積)未満 のもの、駐車場、資材置 場、専用住宅、宅地分譲の ものを除く) (※別紙がある場合は別紙を 含む)	部分公開	第1号	・個人の電話番号 ・届出者及び担当者の氏名 及び役職(法人が公表して いる氏名及び役職を除く) ・土地所有者の相続予定人 の氏名 ・個人の印影 ・法人の印影	
75	8/19	越谷市所有の土地越谷レイ クタウン4丁目1番4号は現在 どのような契約で使用させ ているのか、土地・建物の	観光課	9/2	・行政財産使用許可書 ・越谷市行政財産使用料減 免承認書(日付等特定)	公開			
		契約書			·建物貸付契約書(日付等特定)	部分 公開	第7条 第4号	・法人(特定)の代表理事の 印影	
76	8/20	金入設計書 7件	契約課	9/1	・入札説明書等に関する質問回答 内名:耐震性貯水槽新設工事(大間野町第一公園・七左 第三公園)	公開			

番号	受 付 日	請求の内容	所管課	決定日	対象公文書		非公開の理由	非公開部分	備考
			農業振興課	9/3	·令和2年度 農園団地造成 工事設計書	公開			
			道路 建設 課	9/2	・令和2年度 道路補修工事 (市道40610号線)設計書	部分 公開	第7条 第2号	・見積りを行った事業者の 名称	
			下水 道事 業課	9/2	・令和2年度 公共下水道管 布設替工事(第2-1号汚染幹 線の支線)設計書	公開			
					・令和2年度 下水道マン ホール蓋交換工事(越谷第七 -三処理分区)その2設計書	公開	第7条 第2号	・見積りを行った事業者の 名称	
			営繕課	9/2	·令和2年度 耐震性貯水槽 新設工事(大間野町第一公園·七左第三公園)設計書	公開			
			市街 地整 備課	9/1	· 令和2年度 街路築造工事 (区10.5-5号線外5路線)	部分 公開	第7条 第2号	・見積りを行った事業者の 名称	
			公園 緑地 課	9/1	·令和2年度 出羽公園整備 工事設計書	部分 公開	第7条 第2号	・見積りを行った事業者の 名称	
77	8/27	金入設計書 2件	道路 建設 課	9/10	·令和元年度 道路改良工 事(市道80162号線)設計書 ·令和元年度 道路改良工 事(市道60376号線)設計書	公開			
78	8/27	越谷市まちの整備に関する 条例第17条の規定により届 出された開発行為等計画届 (第1号様式第4条関係)のう ち、近隣住民への周知が必 要なもの。ただし申請の目 的が専用住宅のもの、10戸 未満の宅地分譲、資料置場 及び駐車場を除く。令和2年 8月1日~令和2年8月27日受 付分	開指課	9/8	・令和2年8月1日~令和2年8 月27日届出分 開発行為等計画届綴りのうち、近隣住民等への周知が必要なものの届出書の表紙部分(申請の目的が専用住宅、10戸未満の宅地分譲、資材置場及び駐車場を除く)(※別紙がある場合は別紙を含む)	部分公開	第7条 第1号 第4号		
79	9/2	金入設計書 2件	治水課	9/16	機場塗装工事設計書	公開			
			営繕課		· 令和2年度 東中学校非常 階段塗装等工事 設計書	公開			
80	9/2	金入設計書 16件	営繕	9/14	・令和2年度 市立病院階段室外壁タイル改修工事設計書・令和2年度 市立病院撮影室ドア改修工事 設計書及び図面・令和2年度 越谷市立大相模中学校校舎南側外壁改修工事設計書・令和2年度 大相模中学校特別支援教室改修工事設計書他2件	公開部公開	第6号	・内訳書の備考欄のうち、 市独自の単価の採用に係る 部分	

表	6 17	青報公開請求 処理状況	七一頁	,					
番号	受 付 日	請求の内容	所管課	決定日	対象公文書	内容	非公開の理由	非公開部分	備考
81	9/2	金入設計書 2件	下水 道業課	9/11	・平成29年度 公共下水道 長寿命化改修工事(人孔蓋交 換)設計書 ・令和2年度 下水道マン ホール蓋交換工事(越谷第十 処理分区)その2設計書	公開			
82	9/3	金入設計書 13件	契約課	9/16	・令和2年度 入札説明書等 に関する質問回答のうち、 以下の工事の部分(日付等特定) 街路築造工事(袋山恩間線) 下水道築造工事(区12-5号線 外4路線) 公共下水道管更生工事(取付管) かんがい排水等整備工事(2-1) 道路舗装工事(市道70114号 線) 東埼玉資源環境組合周辺環 境整備工事(市道2180号線)	公開			
			農業 振興 課	9/15	・令和2年度 かんがい排水 等整備工事(2-1)設計書	部分 公開	第7条 第2号	・見積りを行った事業者の 名称	
			道路総務課	9/15	・令和2年度 道路標識設置 工事(市道60880号線(佐藤 橋))設計書	部分公開	第7条 第2号	・見積りを行った事業者の 名称	
			道路 建設 課	9/16	·令和2年度 道路補修工事 (市道90187号線)設計書 ·令和2年度 道路補修工事 (市道80121号線外2路線)設 計書	公開			
					· 令和2年度 道路補修工事 (市道40303号線)設計書 · 令和2年度 道路補修工事 (市道40222号線)設計書 他2件	部分 公開	第7条 第2号	・見積りを行った事業者の 名称	
			下水 道事 業課	9/15	・令和2年度 下水道マン ホール蓋交換工事(越谷第十 処理分区)その2 設計書	公開			
					· 令和2年度 公共下水道管 更生工事(取付管)設計書	部分 公開	第7条 第2号	・見積りを行った事業者の 名称	
			営繕課	9/15	・令和2年度レイクタウン整 備事業用地管理柵等設置工 事設計書	公開			
			市街地震	9/15	· 令和2年度 街路築造工事 (袋山恩間線)設計書 · 令和2年度 下水道築造工 事(区12-5号線外4路線)設計 書	部分 公開	第2号		
83	9/3	下記の番号の開発行為等計画の案内図と対応する開発 行為事前協議書と工事着手 行為事前協議書と工事着手 届出書又は公共施設整備等 着工届、土地利用計画図、 平面図、立面図のうち、提 出されているもの。(番号特 定)	開指課	9/16	・受付番号に対応する開発 行為等事前協議書(日付等特 定)のうち、表紙、案内図、 配置図、平面図及び立体図 の部分 計3件	部分公開	第1号	・個人の電話番号 ・担当者の氏名(市職員及び法人が公開している氏名を除く) ・建築士の登録番号(法人が公開している建築士のものを除く) ・個人の印影(市職員を除く) ・法人の印影	

衣	<u> </u>	再报公用胡水 处理认为	[一見	'					
番号	受 付 日	請求の内容	所管課	決定日	対象公文書	決定の 内容	非公開 の理由		備考
84	9/4	越谷市まちの整備に関する 条例のうち、事業者が届け 出る開発行為等計画届(第1 号様式第4条関係)。ただし 近隣住民への周知が必要な ものに限る。 2020年8月1日~2020年8月31 日届出分	開発指導課	9/17	・令和2年8月1日から令和2 年8月31日届出分開発行為等 計画届綴りのうち、近隣住 民等への周知が必要なもの の届出書の表紙部分 (※別紙がある場合は別紙を 含む)	部分 公開	第1号	・個人の電話番号 ・届出者の氏名及び住所 (法人が公表している氏名 及び住所を除く) ・開発者の担当の氏名及び 役職 ・個人の印影 ・法人の印影	
85		近隣住民への告知を要する 物件の近隣説明等報告書の1 枚目と2枚目(3枚目の住民住 所氏名頁は不要)。2020年8 月7日以降提出分。	開発指導課		※取下げ				
86	9/8	開発行為許可の添付書類の うち求積図(日付等特定)	開発 指導 課	9/16	・開発行為許可の添付書類 のうち求積図(日付等特定)	部分 公開	第7条 第1号	・担当者の氏名	
87	9/11	R1年度補助金交付一覧	財政 課	9/24	·R1補助金等一覧	公開			
88	9/14	保有個人情報開示請求に係 る越谷市条例のうち「保 有」の概念が規定されてい る文書	総務課	9/28	・保有個人情報開示請求に 係る越谷市条例のうち「保 有」の概念が規定されてい る文書	非公開	不存 在		
89	9/15	金入設計書1件	営繕課	9/29	設工事(大間野町第一公園· 七左第三公園)設計書	公開			
90	9/16	金入設計書1件	市街 地整 備課	9/25	・令和2年度 街路築造工事 (袋山恩間線)その2設計書	公開			
91		金入設計書1件	市街 地整 備課	9/25	·令和2年度 街路築造工事 (袋山恩間線)設計書	公開			
92	9/17	越谷市まちの整備に関する 条例のうち、事業者が届け る開発行為等計画届(第1号 様式第4条関係)。ただし、 近隣住民の周知に必要なも のに限る。なお100㎡未満の もの。駐車場、資材置場、 専用住宅、宅地分譲は除 く。(令和2年8月1日~8月31 日の分)	開指課	9/25	令和2年8月1日~令和2年8月 31日届出分 開発行為等計画届綴りのう ち、近隣住民等への周知が 必要なものの届出書の表紙 部分(100㎡(開発面積)未満 のもの。駐車場、資材置 場、専用住宅、宅地分譲の ものを除く) (※別紙がある場合は別紙を 含む)	部分 公開	第7条 第1号 第4号	・開発者の担当の氏名及び	
93	9/18	金入設計書 1件	下水 道事 業課	10/2	令和2年度 越谷市公共下水 道管路施設実施設計業務委 託設計書	公開			
94		金入設計書 1件	市街 地整 備課	10/1	令和2年度 盛土整地工事 (170街区)設計書	公開			
95	9/24	金入設計書 3件	道路 建設 課	10/7	·令和元年度 出羽堀沿道整備工事(市道60045号線外1路線)設計書 ·平成30年度 出羽堀沿道整備工事(市道60059号線)設計書 ·令和2年度 道路改良工事(市道80162号線)設計書	公開			

<u>表</u>	O IF	有報公開請水 処理状況	し 見	,					
番号	受付日	請求の内容	所管課	決定日	対象公文書		非公開 の理由	非公用部分	備考
96		越谷市まちの整備に関する 条例第17条の規定により届 出された開発行為等計画届 (第1号様式第4条関係)のう ち、近隣住民への周知が必 要なもの。ただし申請の目 的が専用住宅のもの 10戸 未満の宅地分譲、資料置場 及び駐車場を除く。 令和2年8月28日~令和2年9 月29日受付分	開発導	10/13	9月29日届出分 開発行為等計画届綴りのうち、近隣住民等への周知が必要なものの届出書の表紙部分(申請の目的が専用住宅、10戸未満の宅地分譲、資材置場及び駐車場を除く)(※別紙がある場合は別紙を含む)	部分 公開	第7条第1号	・開発者の担当の氏名及び 役職 ・届出者の氏名(法人が公 表している氏名を除く)	
97		画の案内図と対応する開発 行為事前協議書と工事着手 届出書又は公共施設整備等 着工届、土地利用計画図、 平面図、立面図のうち、提 出されているもの。(番号特 定)	開指課	10/14	・受付番号に対応する開発 行為等事前協議書(日付等特 定)のうち、表紙、案内図、 配置図、平面及び立面図の 部分 計3件	部分 公開	第1号	・個人の電話番号 ・担当者の氏名(市職員及 び法人が公開している氏名 を除く) ・建築士の登録番号(法人 が公表している建築士のも のを除く) ・個人の印影(市職員を除 く) ・法人の印影	
98	10/2	越谷市まちの整備に関する 条例のうち、事業者が届け 出る開発行為等計画届(第1 号様式第4条関係)。ただし 近隣住民への周知が必要な ものに限る。 2020年9月1日~2020年9月30 日届出分	開発 指導 課	10/15	・令和2年9月1日~令和2年9 月30日届出分 開発行為等計画届綴りのう ち、近隣住民等への周知が 必要なものの届出書の表紙 部分 (※別紙がある場合は別紙を 含む)	部分 公開	第7条 第1号 第4号	・個人の電話番号 ・届出者の氏名(法人が公 表している氏名を除く) ・開発者の担当の氏名及び 役職 ・法人の印影	
99	10/2	越谷市まちの整備に関する 条例のうち、事業者が届け る開発行為等計画届(第1号 様式第4条関係)。ただし、 近隣住民の周知に必要なも のに限る。なお100㎡未満の もの。駐車場、資材置場、 専用住宅、宅地分譲は除 く。(令和2年9月1日~9月30 日の分)	開発導課	10/15	令和2年9月1日~令和2年9月 30日届出分 開発行為等計画届綴りのう ち、近隣住民等への周知が 必要なものの届出書の表紙 部分(100㎡(開発面積)未満 のもの。駐車場、資材置 場、専用住宅、宅地分譲の ものを除く) (※別紙がある場合は別紙を 含む)	部分公開		・個人の電話番号 ・届出者の氏名(法人が公 表している氏名を除く)	
100	10/5	金入設計書 3件	営繕課	10/14	・令和2年度 老人福祉センターけやき荘照明器具交換工事 設計書 ・令和2年度 北越谷地区センター空調機更新工事 設計書 令和2年度 越谷市立大相模	公開部分開	第7条	・内訳書の備考欄のうち、	
					小学校トイレ改修工事 設計書	公開		市独自の単価の採用に係る 部分	
		近隣住民への告知を要する 物件の近隣説明等報告書の1 枚目と2枚目(3枚目の住民住 所氏名頁は不要)。2020年9 月4日以降提出分。	開発 指導 課		近隣説明等報告書(日付等特定)のうち、報告書の表紙及び別紙の部分	部分公開	第7条 第1号 第4号		
102	10/12	金入設計書 12件	営繕 課	10/26	・令和2年度 市立病院医療 ガス設備改修工事 設計書 ・令和2年度 市立病院カル テ室スプリンクラー改修工 事 設計書 他4件	公開			
					・令和2年度 大袋東小学校 給水管改修工事 設計書 ・令和2年度 第二学校給食 センター軟水タンク交換工 事 設計書 他2件	部分 公開	第6号	・内訳書の備考欄のうち、 市独自の単価の採用に係る 部分	

1	O IF	自我公用胡水 处连认为	几一見	,					
番号	受 付 日	請求の内容	所管課	決定日	対象公文書		非公開の理由		備考
103	10/16	金入設計書 17件 案件に関する質疑があった 場合に回答した回答書	契約課	10/29	令和2年度 入札説明書等に 関する質問回答(文書番号等 特定)のうち、以下の工事の 部分 ・千疋幹線排水路整備工事 2-1 ・道路舗装工事(市道2231号 線) ・道路舗装工事(市道10713 号線)	公開			
			農業 振興 課	10/28	令和2年度 かんがい排水整備工事(2-3)設計書	部分 公開	第7条 第2号	・見積りを行った事業者の 名称	
			道路 建設 課	10/28	·令和2年度 道路舗装工事 (市道2231号線)設計書 ·令和2年度 東埼玉資源環 境組合周辺環境整備工事(市 道2210号線)設計書	公開			
					·令和2年度 道路改良工事 (市道80162号線)設計書 ·令和2年度 道路補修工事 (市道60111号線外1路線)設計書 ·令和2年度 道路舗装工事 (市道10713号線)設計書	部分 公開	第7条 第2号	・見積りを行った事業者の 名称	
			下水 道事 業課	10/28	・令和2年度公共下水道管更 生工事(第5-7号汚染幹線の 支線)設計書	公開			
					・令和2年度 公共下水道人 孔浮上防止対策工事その1 設計書	部分 公開	第7条 第2号	・見積りを行った事業者の 名称	
			治水課	10/28	·令和2年度 新川都市下水路築造工事2-1 設計書 ·令和2年度 千疋幹線排水路整備工事2-1設計書 他3 件	部分公開	第7条 第2号	・見積りを行った事業者の 名称	
			市街地震備課	10/29	·令和2年度 盛土整地工事 (96街区)設計書 ·令和2年度 街路築造工事 (区6-140号線外3路線)設計 書 他2件	部分公開		・見積りを行った事業者の 名称	
104	10/19	・越谷市立大間野小学校が 過去3年間に給食課に対して 提出した給食衣等の申請数 がわかる文書	管理 課		・学校配分予算決算書(大間野小学校)(年度特定) 計3件	公開			
		・越谷市立大間野小学校の 過去3年間の歳入歳出決算書	課		・配膳台、給食衣等について(報告)(大間野小学校)(日付特定) 計3件	公開			
105	10/26	建設リサイクル法解体届出 等台帳 (受付年月日:2020年8月1日 ~10月26日)	建築住宅課	10/30	建設リサイクル法解体届出 等台帳 (受付年月日:令和2年8月1 日~令和2年10月26日)	部分 公開		個人の氏名及び住所(法人 の代表者等、技術管理者及 び主任技術者の氏名は除 く)	
106	10/26	実施された越谷市入札手続 改善検討委員会と意見交換 会の資料と会議録(年度特 定)	契約課	11/9	・平成30年度 意見交換会 報告 ・入札手続改善検討委員会 報告(年度特定)計2件	公開			

表		有我公開請水 <u>処埋状</u> 次							
番号	受付日	請求の内容	所管課	決定日	対象公文書		非公開 の理由		備考
					·意見交換会資料(年度特定)計2件 ·平成29年度 意見交換会報告 ·入札手続改善検討委員会 資料(年度特定)計2件	部分開	第3号	・埼玉県内の公共工事の動き(H28年度版)法人(特定)の調査結果 ・他の地方公共団体の調査結果・他のが実施状況の記述の記述が実施状況の記述が ・樹木選定を所入る情報を除く)・樹木選定を所入る情報を除るの多様では、 ・樹入本選定をが、 ・樹入本選定をが、 ・樹入本選定をが、 ・樹入本選定をが、 ・樹、大選定をが、 ・樹、大選定をが、 ・樹、大選定をが、 ・樹、大選定をが、 ・樹、大選定をが、 ・樹、大選定をが、 ・樹、大選定のの名が、 ・発した結果のの名称 ・発した法	
		金入設計書 1件	営繕課	11/4	・令和2年度 越谷市立明正 小学校トイレ改修工事 設計 書	公開			
108	10/29	金入設計書 3件	維持管理課	11/4	·令和元年度 路面清掃業務委託(市道1031号線外7路線) 設計書 ·令和元年度 路面清掃業務委託(市道80097号線外15路線)設計書 ·令和元年度 路面清掃業務委託(市道1130号線外13路線)設計書	公開			
109	10/30	金入設計書 3件	道路 建設 課	11/12	・令和2年度 東埼玉資源環境組合周辺整備工事(市道 2180号線) 設計書 ・令和2年度 道路舗装工事 (市道70114号線) 設計書 ・令和2年度 道路舗装工事 (市道2231号線) 設計書	公開			
		越谷市まちの整備に関する 条例第17条の規定により届 出された開発行為等計画届 (第1号様式第4条関係)のう ち、近隣住民への周知が必 要なもの。ただし申請の目 的が専用住宅のもの、10戸 未満の宅地分譲、資料置場 及び駐車場を除く。令和2年 9月30日~令和2年10月30日 受付分	指課		・令和2年9月30日~令和2年 10月30日届出分 開発行為等計画届綴りのう ち、近隣住民等への周知が 必要なものの届出書の表紙 必可なものの届出書の表紙 部分(申請の目的が専用住 宅、10戸未満の宅地分譲、 資材置場及び駐車場を除く) (※別紙がある場合は別紙を 含む)	公開	第1号 第4号	役職 ・届出者の氏名(法人が公表している氏名を除く) ・個人の印影(市職員の印影を除く) ・法人の印影	
		越谷市まちの整備に関する 条例のうち、事業者が届け る開発行為等計画届(第1号 様式第4条関係)。ただし、 近隣住民の周知に必要なも のに限る。なお100㎡未満の もの。駐車場、資材置場、 専用住宅、宅地分譲は除 く。(令和2年10月1日~10月 31日の分)	開推課		令和2年10月1日~令和2年10 月31日届出分 開発行為等計画届綴りのう ち、近隣住民等への周知が 必要なものの届出書の表紙 部分(100㎡(開発面積)未満 のもの。駐車場、資材置 場、専用住宅、宅地分譲の ものを除く) (※別紙がある場合は別紙を 含む)	部分 公開	第4号	・届出者の氏名(法人が公表している氏名を除く) ・法人の印影	
112	11/6	令和2年度生活保護法診療報酬明細書内容点検業務・契約書・仕様書・入札(見積)参加者及び各業者の応札金額	生活 福祉 課	11/13	・令和2年度 レセプト点検 等業務委託(単価契約)契約 書 ・令和2年度 レセプト点検 等業務委託(単価契約)業者 選考・見積開札記録書(予定 価格書)	部分 公開	第2号	・落札者以外の法人の名称、住所、電話番号及び FAX番号 ・法人の印影	

表(O IF	有報公開請水 処埋状炎	L 兒	1					
番号	受付日	請求の内容	所管課	決定日	対象公文書	決定の 内容	非公開 の理由	非公開部分	備考
113	11/6	金入設計書 1件	維持 管理 課		※取下げ				
114		近隣住民への告知を要する 物件の近隣説明等報告書の1 枚目と2枚目(3枚目の住民住 所氏名頁は不要)。2020年10 月10日以降提出分。	開発 指導 課	11/17	近隣説明等報告書(日付等特定)のうち、報告書の表紙及び別紙の部分	公開	第7条 第4号		
115	11/9	越谷市まちの整備に関する 条例のうち、事業者が届け 出る開発行為等計画届(第1 号様式第4条関係)。ただし 近隣住民への周知が必要な ものに限る。 2020年10月1日〜2020年10月 31日届出分	開発導課	11/20	・令和2年10月1日~令和2年 10月31日届出分 開発行為等計画届綴りのう ち、近隣住民等への周知が 必要なものの届出書の表紙 部分 (※別紙がある場合は別紙を 含む)	部分公開	第1号	・個人の電話番号 ・届出者の氏名、役職及び住所(法人が公表している 氏名、役職及び住所を除 く) ・開発者の担当の氏名及び 役職(法人が公表している 氏名及び役職を除く) ・個人の印影(市職員の印 影を除く)	
116	11/9	金入設計書 1件	維持 管理 課	11/20	令和2年度 路面清掃業務委託(市道80097号線外13路線) 設計書	公開			
		金入設計書 3件	管理 課		・令和2年度 路面清掃業務 委託(市道1031号線外9路線) 設計書 ・令和2年度 路面清掃業務 委託(市道80097号線外13路 線)設計書のうち、表紙及び 設計金額の合計が記載され ている部分 ・令和2年度 路面清掃業務 委託(市道1130号線外13路 線)設計書のうち、表紙及び 設計金額の合計が記載され ている部分	公開			
118	11/9	市民活動支援センターの指 定管理者を選定した時の申 請資料(法人(特定))(直近の もの)	市活支課民動援	11/20	越谷市市民活動支援センター指定管理者提出書類(法人(特定))	部 公開	第1号 第2号	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
119	11/11	金入設計書 1件	営繕課	11/19	・令和元年度 地区セン ター非常用照明設備修繕(大 袋地区センター外4か所)設 計書	公開			

表 (O 11	有報公開請水 処埋状炎							
番号	受 付 日	請求の内容	所管課	決定日	対象公文書	内容	非公開 の理由	非公開部分	備考
120	11/16	令和2年11月13日現在で加入 中の損害保険の証券及び明 細書。証券に補償内容(保険 の対象、保険金額・支払限	障害 福祉 課		送迎サービス補償加入証(期間特定)	公開	第7条 第4号	・法人の印影	
		度額含む)が記載されていない場合は補償内容が分かるもの(約款は除く)ただし、次の要件に該当する契約は除く。	地域 医療 課	11/27	事業活動総合保険証券(期間特定)	部分 公開	第7条 第4号 第6号 才	・法人の印影 ・証券番号	
		・保険期間が1年未満の短期 契約 ・保険料が20万円未満の契 約 ・全国私有物件共済会など	市民健康課	11/26	事業活動総合保険証券(期間 特定)	部分 公開	第7条 第4号 第6号 才	・法人の印影 ・証券番号	
		で加入している、共済契約	治水課	11/27	賠償責任保険証券(期間特定)	部分 公開	第7条 第4号 第6号 才	・法人の印影 ・証券番号	
			市街地整備課	11/26	賠償責任保険証券(期間特定)	部分 公開	第7条 第4号 第6号 才	・法人の印影 ・証券番号	
			病院 庶務 課		病院賠償責任保険 保険料御見積書(期間特定)	部分公開	第7条 第4号		
			消防 本総 課		消防業務賠償責任保険加入者証(期間特定)	部分公開	第7条 第6号 才	・証券番号	
		「不当利得返還請求事件志田原信三裁判官」において高橋努越谷市長が主張した以下のことを証明できる文書『済通裏面印字の「0017-001」は埼玉りそな銀行越谷市役所内派出所で納付したことを意味していること』(番号等特定)	課		・「日計表(金融機関別 集 計表)」(作成日特定)のう ち、「埼玉りそな銀行 越 谷支店派出所」を示す部分	公開			
122	11/16	銀行店舗で納付した済通 は、高橋努越谷市長に対し て保有個人情報開示請求す れば、開示交付される。通 ンビニ店舗で納付した済通 については、保有個人情報 開示請求を誰に対して開示 請求すれば、開示交付され るのかについて分る文書	収納課		銀行店舗で納付した済通 は、高橋努越谷市長に対し て保有個人情報開示請求す れば、開示交付される。コ ンビニ店舗で納付した済通 については、保有個人情報 開示請求を誰に対して開示 請求すれば、開示交付され るのかについて分る文書	非公 開	不存 在		
123	11/16	コンビニ店舗で納付した済 通について、保有個人情報 開示請求に係る業務を外部 に委託したことが分る文書	収納 課	11/30	コンビニ店舗で納付した済 通について、保有個人情報 開示請求に係る業務を外部 に委託したことが分る文書	非公開	不存 在		
124	11/18	建設リサイクル法解体届出 等台帳 (受付年月日:2020年10月27 日~11月16日)	建築住宅課	11/26	建設リサイクル法解体届等 台帳 (受付年月日:令和2年10月 27日~令和2年11月16日)	部分 公開		・個人の氏名及び住所(法 人の代表者等、技術管理者 及び主任技術者の氏名は除 く)	
125		済通の保管義務について、 納付者(控)は、納付者に保 管義務がある。領収済通知 書は誰に保管義務があるの かについて、特定できる文 書	収納課	12/2	・越谷市税等コンビニ収納 代行業務委託契約書一式(平 成30年4月1日締結)	部分 公開	第7条 第4号	・法人の印影	

1		可以公用的水 处连水》	し一見						
番号	受付日	請求の内容	所管課	決定日	対象公文書	内容	非公開 の理由	非公開部分	備考
			契約課	12/2	・越谷市税等コンビニ収納 業務委託契約書一式(平成23 年4月1日締結)	部分 公開	第7条 第4号	・法人の印影	
					・越谷市税等コンビニ収納 業務委託契約書一式(平成19 年4月1日締結)	非公開	不存 在		
			出納課		済通の保管義務について、 納付者(控)は、納付者に保 管義務がある。領収済通知 書は、誰に保管義務がある かについて、特定できる文 書。	非公開	その 他		
126	11/18	銀行店舗で納付した済通の 保管義務について、誰れに 保管義務があるのか特定で きる文書	出納課	12/2	銀行店舗で納付した済通の 保管義務について、誰に保 管義務があるのか特定でき る文書。	非公 開	その 他		
127	11/18	コンビニ店舗で納付した済 通の保管義務について、誰 に保管義務があるのか特定 できる文書	収納 課	12/2	・越谷市税等コンビニ収納 代行業務委託契約書一式(日 付特定)	公開	第7条 第4号	・法人の印影	
			契約課	12/2	業務委託契約書一式(日付特定)	公開	第4号	・法人の印影	
				12/2	業務委託契約書一式	非公開	不存 在		
128	11/18	領収済通知書の表面に印字 されてある「取りまとめ金 融機関等」について具体的 な名称が全て分る文書	出納課	12/2	領収済通知書の表面に印字 されてある「取りまとめ金 融機関等」について具体的 な名称が全て分る文書	非公 開 	不存 在		
129	11/18	済通の納付者(控)から受領 者は越谷市長であると理解 できるが、領収済通知書の	収納 課	12/2	・越谷市税等コンビニ収納 代行業務委託契約書一式(日 付特定)	公開	第7条 第4号	・法人の印影	
		所有権をもっている者は誰 であるかについて特定でき る文書	契約課	12/2	・越谷市税等コンビニ収納 業務委託契約書一式(日付特 定)	公開	第7条 第4号	・法人の印影	
					・越谷市税等コンビニ収納 業務委託契約書一式(日付特 定)	非公開	不存 在		
			出納 課 		済通の納付者(控)から受領者は越谷市長であると理解できるが、領収済通知書の所有権をもっている者は誰であるかについて特定できる文書	開開	その他		
130	11/18	委託費内訳書及び代価表 2 件	道路務課	11/26	・平成30年度 路面下空洞調 査業務委託 設計書のうち、 委託費内訳書及び代価表 ・令和元年度 路面下空洞 調査業務委託 設計書のう ち、委託費内訳書及び代価 表	公開			

衣	<u> </u>	再报公用商水 处理认为	[一見	<u> </u>					
番号	受付日	請求の内容	所管課	決定日	対象公文書		非公開 の理由		備考
131	11/19	2015年1月1日から2020年11 月17日までの期間で、越谷 市と(法人等特定)との間で	秘書		社名変更等案内(番号等特定)	公開			
		送受、作成、使用した、又 は越谷市において(法人等特 定)について内外と協議をし た際に送受、作成、使用し	広報 広聴 課	12/3	支出負担行為兼支出命令書 (番号等特定)	部分 公開	第7条 第2号 第4号	・法人の振込先口座情報 ・法人の印影	
		た以下の物。 文書、メモ、電話記録書、 ファックス、領収書、領収 証、請求書、履行届、契約 書、その他電磁的記録すべ て(送受信した電子メールを 含む)。	契約課	12/3	業者登録外登録申請書一式 (番号等特定)	部分 公開	第2号	・法人の電話番号、ファクシミリ番号 ・法人が振込先に指定した口座の情報 ・法人の印影(税務署の印影を除く)	
			観光課	12/3	・「こしがやの未来を創る 魅力宣伝大使事業」大使委 嘱および委嘱状交付式の開 催について(伺い)(日付特 定) ・一連の事件及び報道に関 する見解の報告依頼につい て(伺い)(人物等特定)	公開			
					・「こしがやの未来を創る 魅力宣伝大使事業」に関す る打合せ資料(日付特定)計8 件 ・「こしがやの未来を創る 魅力宣伝大使」 市長訪問事 務局資料(日付等特定) ・(人物特定)が被害に遭っ た事件に関する通知につい て(報告)(日付特定)	部分公開	第1号 第2号	・法人の担当者の氏名 ・公表していない学歴 ・法人と市以外の取引先との協議や契約内容に関する部分 ・法人の検討段階の企画に関する部分 ・法人の印影 ・検討段階の業務委託契約の内容に関する部分 ・市の内部管理システムのURL	審 審 清 へ 答 9 号
132	11/24	越谷市税を郵便局で納付し た場合、済通を保管してい るものが特定できる文書	出納課	12/8	越谷市税を郵便局で納付し た場合、済通を保管してい るものが特定できる文書	非公開	その 他		
133	11/24	越谷市が収納代理金融機関 (地方自治法施行令168条第4 項、第7項)として指定した	法務課	12/8	越谷市告示(年度等特定) 計18件	公開			
		ものの名称が分る文書	出納課	12/8	「指定金融機関・収納代理 金融機関一覧」(令和2年11 月16日現在)	公開			
134	11/24	武蔵野銀行を越谷市の収納 代理金融機関とするときに 締結した契約書	出納課	1/8	越谷市収納代理金融機関事 務取扱いに関する契約書(契 約日特定)	非公開	非公開		決定 期 延 12/9 1/12
		令和2年10月27日付け答申第 28号<2P>11行目に記載さ れている『条例の規定』の うち適用した条例名と何条 の規定か分るもの	介護 保険 課	12/8	令和2年度保有個人情報不開 示決定通知書(番号特定)	公開	第7条 第1号	・開示請求者の氏名 ・通知書番号	
136	11/24	金入設計書 1件	下水 道事 業課	12/3	令和2年度 管路施設調査業 務委託(本管調査)その2 設 計書	公開			
		•	•	•	•	•			

100	表 6 情報公開請求 処理状况一覧											
番号	受 付 日	請求の内容	所管課	決定日	対象公文書		非公開 の理由		備考			
137	11/25	納付者(控)から受領者は越 谷市長であると理解でき る。コンビニ店舗で納付し た領収済通知書の所有権を	収納 課	12/8	・越谷市税等コンビニ収納 代行業務委託契約書一式(日 付特定)	部分 公開	第7条 第4号	・法人の印影				
		持っているものは誰である かについて特定できる文書	契約課	12/8	・越谷市税等コンビニ収納 業務委託契約書一式(日付特 定) ・越谷市税等コンビニ収納	部分公開	第7条 第4号	・法人の印影				
					業務委託契約書一式(日付特定)	非公開	不存 在					
		金入設計書 1件	道路 建設 課	12/3	· 令和2年度 道路舗装工事 (市道10713号線) 設計書 · 令和2年度 道路舗装工事 (市道2262号線) 設計書 · 令和2年度 道路補修工事 (市道80079号線) 設計書	公開						
139	11/27	越谷市税等コンビニ収納代 行業務依託契約書(契約日 平成30年4月1日)	収納 課	12/9	・越谷市税等コンビニ収納 代行業務委託契約書一式(日 付特定)	部分 公開	第7条 第4号	・法人の印影				
		越谷市まちの整備に関する 条例第17条の規定により届 出された開発行為等計画届 (第1号様式第4条関係)のう ち、近隣住民への周知が必 要なもの。ただし申請の目 的が専用住宅のもの、10戸 未満の宅地分譲、資料置場 及び駐車場を除く。 令和2年11月1日~令和2年11 月30日受付分	開発導課	12/11	11月30日届出分 開発行為等計画届綴りのうち、近隣住民等への周知が必要なものの届出書の表紙部分(申請の目的が専用住宅、10戸未満の宅地分譲、資材置場及び駐車場を除く)(※別紙がある場合は別紙を含む)	部分公開	第7条 第1号	・個人の電話番号 ・開発者の担当の氏名及び 役職(法人が公表している 氏名及び役職を除く) ・届出者の氏名(法人が公表している 表している氏名を除く) ・法人の印影				
141	11/30	近隣住民への告知を要する 物件の近隣説明等報告書の1 枚目と2枚目(3枚目の住民住 所氏名頁は不要)。 2020年11月9日以降提出分。	開発 課		※取下げ							
142	11/30	金入設計書 1件	地整 備課		·令和2年度地歷調査業務委 託 設計書	公開						
143		越谷市まちの整備に関する 条例のうち、事業者が届け 出る開発行為等計画届(第1 号様式第4条関係)。ただし 近隣住民への周知が必要な ものに限る。 2020年11月1日~2020年11月 30日届出分	開発 課	12/15	・令和2年11月1日~令和2年 11月30日届出分 開発行為等計画届綴りのう ち、近隣住民等への周知が 必要なものの届出書の表紙 部分 (※別紙がある場合は別紙を 含む)	部分 公開	第1号	・個人の電話番号 ・届出者の氏名、役職及び 住所(法人が公表している 氏名、役職及び住所を除 く) ・開発者の担当の氏名及び 役職(法人が公表している 氏名及び役職を除く) ・個人の印影(市職員の印 影を除く) ・法人の印影				
	12/2	「御料堀ポンプ場長寿命化 改修工事(電気設備)」につ いて、各応札者の総合評価 点数内訳がわかる資料(年度 特定)	契約課	12/10	総合評価に係る結果表 「件名:平成30年度 御料堀ポンプ場長寿命化改修工事(電機設備)」のうち、様式A-4技術評価点結果表 及び様式A-5 入札結果表	公開						
145	12/2	生産緑地図のうち詳細位置 図	公園 緑地 課		※取下げ							

衣(表 6 情報公開請求 処理状況一覧									
番号	受 付 日	請求の内		所管課	決定日	対象公文書	内容	非公開 の理由	非公用部分	備考
146	12/2	越谷市まちの整備条例のうち、事業 る開発行為等計員 様式第4条関係)。 近隣住民の周知のに限る。なお1 もの。駐車場、第 専用住宅、宅地分 く。(令和2年11月 30日の分)	き者が届け 国届(第1号 た必要なも 00㎡未満の 資材置場、 計譲は除	開発導	12/15	令和2年11月1日~令和2年11 月30日届出分 開発行為等計画届綴りのう ち、近隣住民等への周知が 必要なものの届出書の表紙 部分(100㎡(開発面積)未満 のもの。駐車場、資材置 場、専用住宅、宅地分譲の ものを除く) (※別紙がある場合は別紙を 含む)	部分 公開	第1号	・個人の電話番号 ・届出者の氏名(法人が公 表している氏名を除く) ・法人の印影	
147	12/2	金入設計書 1件		道路 建設 課	12/10	·令和2年度 橋梁調査設計 業務委託(出津橋)設計書	公開			
148	12/7	金入設計書 744	‡	契約課	12/21	・令和2年度 入札説明書等 に関する質問回答 件名:道路補修工事(市道 60676号線外2路線) ・令和2年度 入札説明書等 に関する質問回答 件名:道路舗装工事(市道 70145号線) 他5件	公開			
				農業振興課	12/21	・令和2年度 かんがい排水整備工事(2-7)設計書 ・令和2年度 東埼玉資源環境組合周辺環境整備事業かんがい排水整備工事(2-1)設計書 他2件	公開			
						・令和2年度 東埼玉資源環境組合周辺環境整備事業かんがい排水整備工事(2-6)設計書 ・令和2年度 東埼玉資源環境組合周辺環境整備事業かんがい排水整備工事(2-5)設計書	部分公開	第7条 第2号	・見積りを行った事業者の 名称	
				道路建設課	12/18	·令和2年度 橋梁補修工事 (笹塚橋外2橋)設計書 ·令和2年度 橋梁補修工事 (大砂橋)設計書 他16件	公開			
						· 令和2年度 道路補修工事 (市道70340号線)設計書 · 令和2年度 道路補修工事 (市道60676号線外2路線)設 計書 他11件	公開	第7条 第2号	・見積りを行った事業者の 名称	
				治水課	12/21	・令和2年度 応急対策工事 (2-3)設計書 ・令和2年度 安全施設整備 工事(2-2)設計書 他3件	公開			
				下水 道事 業課	12/17	・令和2年度 公共下水道築 造工事(第6-2号汚水幹線の 支線)設計書	公開			
						・令和2年度 公共下水道人 孔浮上防止対策工事その2設 計書	部分 公開	第7条 第2項	・見積りを行った事業者の 名称	

番号	受付	事報公開請求 処理(人)の 請求の内容	所管	決定	対象公文書		非公開		備考
号	日	начен з п	課 営繕	日 12/17	· 令和2年度(2020年度) 弥	内容 公開	の理由	71 A123H223	考
			課		栄小学校校庭改修工事設計書 ・令和2年度(2020年度) 第 三学校給食センター汚水処 理施設排水圧送管改修工事 設計書				
			維持管理課	12/17		公開			
			市街地整備課	12/18	・令和2年度 街路築造工事 (区6-179号線外2路線)設計 書 ・令和2年度 街路築造工事 (区12-6号線外1路線)設計書	公開			
					·令和2年度 盛土整地工事 (141街区5画地外1画地)設計 書 ·令和2年度 街路築造工事 (区6-109号線外2路線)設計 書	部分公開		・見積りを行った事業者の 名称	
			公園緑地課	12/18	他4件 令和2年度 綾瀬川緑道整備 工事(園路工)設計書	公開			
149		男女共同参画支援センター 指定管理選定に係る書類一 式(年度特定)	公施マジン推 課	12/18	・第2回選定審査会(日付特定)参考資料のうち、越谷市 男女共同参画支援センター の選定に係る部分	部分公開	第1号	・法人(特定)が提出した資料のうち、個人が特定できる写真の部分 ・参考資料:質疑応答のうち、以下の部分 ・神請した法人の名称(指定管理者になった法人を除く) *質問及び回答の部分(指定管理者指定とが読み取れる部分を除く)	
			人 · 女同画進権男共参推課	12/22	・越谷市男女共同参画支援 センター指定管理者指定申 請書類(日付等特定)	部分公開	第1号 第2号	・見積書の担当者の氏名 ・個人の住所(履歴事項全 部証明書に記載のある理事 のものを除く) ・個人の生年月日及び理事 就任日 ・個人の給与が推測できる 部分 ・見積移表例及び時間帯にお ける職員の配置がわかる部分 ・団鑑登録書の印影	
150	12/8	金入設計書 1件	農業振興課	12/21	整備工事(2-1)設計書	部分公開	第2号		
			市街 地 備課	12/17	· 令和2年度 街路築造工事 (区12-5号線外1路線)設計書 · 令和2年度 街路築造工事 (区10.5-5号線外5路線)設計 書 他2件	部分 公開	第7条 第2号	・見積りを行った事業者の 名称	

100	表 6 情報公開請水 処理状况一覧										
番号	受付日	請求の内容	所管課	決定日	対象公文書		非公開 の理由		備考		
151	12/14	金入設計書 1件	スポ ーツ 振興 課	12/24	・御見積書(業務名:(仮称) 体育館解体工事に伴う地歴 調査)(日付特定)	部分公開		・見積りを行った事業者が わかる部分			
152	12/14	金入設計書 1件	市街 地整 備課	12/22	·令和2年度 地歷調査業務 委託設計書	公開					
153	12/16	建設リサイクル法解体届出 等台帳 (受付年月日:2020年11月17 日~12月16日)	建築住宅課	12/25	・建設リサイクル法解体届 出等 台帳 (受付年月日:令和2年11月 17日~令和2年12月16日)	部分公開		・個人の氏名及び住所(法 人の代表者等、技術管理者 及び主任技術者の氏名は除 く) ・個人の電話番号			
154	12/22	金入設計書 1件	営繕課	12/24	・令和2年度 地区センター 非常用照明設備修繕(桜井地 区センター外5か所)設計書	公開					
155	12/24	金入設計書 5件	道路 建設 課	1/4	·令和2年度 東埼玉資源環境組合周辺環境整備工事(市道2210号線)設計書 ·令和2年度 道路舗装工事(市道2231号線)設計書	公開					
					·令和2年度 東埼玉資源環境組合周辺環境整備工事(市道2180号線)設計書 ·令和2年度 道路舗装工事(市道70114号線)設計書 ·令和2年度 道路舗装工事(市道10713)設計書	部分公開	第7条 第2号	・見積りを行った事業者の 名称			
156	12/24	越谷市まちの整備に関する 条例第17条の規定により届 出された開発行為等計画届 (第1号様式第4条関係)のう ち、近隣住民への周知が必 要なもの。ただし申請の目 的が専用住宅のもの、10戸 未満の宅地分譲、資料置場 及び駐車場を除く。 令和2年12月1日~令和2年12 月24日受付分	開発導課	1/6	・令和2年12月1日~令和2年 12月24日届出分 開発行為等計画届綴りのう ち、近隣住民等への周知が 必要なものの届出書の表紙 部分(申請の目的が専用住 宅、10戸未満の宅地分譲、 資材置場及び駐車場を除く) (※別紙がある場合は別紙を 含む)	部分 公開	第1号	・個人の電話番号 ・開発者の担当の氏名及び 役職(法人が公表している 氏名及び役職を除く) ・届出者の氏名、及び住所 (法人が公表している氏名を除く) ・耕作者の氏名 ・法人の印影			
157	12/28	近隣住民への告知を要する 物件の近隣説明等報告書の1 枚目と2枚目(3枚目の住民住 所氏名頁は不要)。2020年12 月1日以降提出分。	開発 指導 課	1/6	・近隣説明等報告書(日付等 特定)のうち、報告書の表紙 及び別紙の部分 計2件	部分 公開	第7条 第1号 第4号	・担当者の氏名 ・個人の印影			
158	12/28	金入設計書 2件	営繕課	1/12	・令和2年度 大相模保育所 建設工事(電気設備)設計書 ・令和2年度 越谷市大沢地 区センター・公民館改修工 事(電気設備)設計書	部分 公開	第6号	・内訳書の備考欄のうち、 市独自の単価の採用に係る 部分			
159	1/6	越谷市まちの整備に関する 条例のうち、事業者が届け 出る開発行為等計画届(第1 号様式第4条関係)。ただし 近隣住民への周知が必要な ものに限る。 2020年12月1日〜2020年12月 31日届出分	開発導	1/19	・令和2年12月1日~令和2年 12月31日届出分 開発行為等計画届綴りのう ち、近隣住民等への周知が 必要なものの届出書の表紙 部分 (※別紙がある場合は別紙を 含む)	部分公開	第1号	・個人の電話番号 ・開発者の担当の氏名及び 役職(法人が公表している 氏名及び役職を除く) ・届出者の氏名、役職及び 住所(法人が公表している 氏名及び役職を除く) ・耕作者の氏名 ・個人の印影(市職員の印 影を除く) ・法人の印影			

10	女 6 情報公開請外 处理认况一見											
番号	受 付 日	請求の内容	所管課	決定日	対象公文書		非公開 の理由	非公開部分	備考			
160	1/6	金入設計書 3件	道路 総務 課	1/15	令和2年度 区画線設置工事 (ゾーン30)(市道2330号線外 5路線)設計書	公開						
			道路 建設 課		令和2年度 道路補修工事 (市道1171号線)設計書	公開						
			維持 管理 課	1/14	令和2年度 道路修繕工事 (市道50148号線)設計書	公開						
161	1/7	大塚 伴鹿 名誉市民推戴文	秘書	1/13	名誉市民の推せんについて (昭和50年3月定例会 市長 提出議案 第44号)	公開						
162	1/7	越谷市まちの整備に関する 条例のうち、事業者が届け る開発行為等計画届(第1号 様式第4条関係)。ただし、 近隣住民の周知に必要なも のに限る。なお100㎡未満の もの。駐車場、資材置場、 専用住宅、宅地分譲は除 く。(令和2年12月1日~12月 31日の分)	開指課	1/19	令和2年12月1日~令和2年12 月31日届出分 開発行為等計画届綴りのう ち、近隣住民等への周知が 必要なものの届出書の表紙 部分(100㎡(開発面積)未満 のもの。駐車場、資材置 場、専用住宅、宅地分譲の ものを除く) (※別紙がある場合は別紙を 含む)	部分公開	第1号	・個人の電話番号 ・開発者の担当の氏名及び 役職(法人が公表している 氏名及び役職を除く) ・届出者の氏名、役職及び 住所(法人が公表している 氏名及び役職を除く) ・耕作者の氏名 ・法人の印影				
163	1/13	高橋努市長が(個人特定) へ送った電報。(期間特 定)	秘書	1/20	・電報送付記録(期間特定)	部分 公開	第7条 第1号 第2号					
164	1/14	建設リサイクル法解体届出 等台帳 (受付年月日:2020年12月17 日~2021年1月14日)	建築住宅課	1/19	建設リサイクル法解体届出 等台帳 (受付年月日:令和2年12月 17日~令和3年1月14日)	部分 公開	第7条 第1号	個人の氏名及び住所(法人 の代表者等、技術管理者及 び主任技術者の氏名は除 く)				
165	1/18	近隣住民への告知を要する 物件の近隣説明等報告書の1 枚目と2枚目(3枚目の住民住 所氏名頁は不要)。2020年12 月29日以降提出分。	開発 指導 課		※取下げ							
166	3/19	金入設計書 5件	道路 建設 課	1/27	·令和2年度 道路補修工事 (市道80079号線)設計書 ·令和2年度 道路改良工事 (市道80415号線)設計書	公開	第2号					
			市街地課備課	1/28	・令和2年度 街路築造工事 (袋山恩間線)その2設計書 ・令和2年度 盛土整地工事 (170街区)設計書 ・令和2年度 街路築造工事 (区6-140号線外3路線)設計 書		第7条 第2号	・見積りを行った事業者の 名称				
167	1/22	金入設計書 1件	営繕 課		※取下げ							

衣(表 6 情報公開請求 処理状況一覧										
番号	受 付 日	請求の内容	所管課	決定日	対象公文書		非公開の理由		備考		
168	1/29	越谷市まちの整備に関する 条例第17条の規定により届 出された開発行為等計画届 (第1号様式第4条関係)のう ち、近隣住民への周知が必 要の。ただし申請の目 的が専用住宅のもの、10戸 未満の宅地分譲、資料置場 及び駐車場を除く。 令和2年12月25日~令和3年1 月29日受付分	開発導課	2/5	・令和2年12月25日~令和3 年1月29日届出分 開発行為等計画届綴りのう ち、近隣住民等への周知が 必要なものの届出書の表紙 部分(申請の目的が専用住 宅、10戸未満の宅地分譲、 資材置場及び駐車場を除く) (※別紙がある場合は別紙を 含む)	部分 公開	第7条 第1号 第4号				
169	2/1	金入設計書 1件	営繕課	2/4	令和2年度(2020年度)市役所 第二庁舎及び第三庁舎改修 工事(機械設備)設計書	公開					
170	2/2	昭和60年仮称南越谷プロジェクトー団地認定 No.1860.8.17、総合設計法59条の2第1項許可申請書・配置図・公開空地計画図・数地面積求積図・建築面積求積図・床面積求積表Ⅰ~Ⅲ	建宅課	2/16	昭和六十年度(仮称)南越谷 プロジェクト 総合設計 法59の2第1項許可申請のう ち、以下の部分 ・配置図 ・公開空地計画図 ・地積図(NO. 4283) ・地積図(NO. 4324) ・敷地面積求積図Ⅱ ・建築面積求積図 ・床面積求積表Ⅱ ・床面積求積表Ⅲ	部分公開	第7条 第1号 第4号	・個人の印影			
171	2/2	越谷市まちの整備に関する 条例のうち、事業者が届け る開発行為等計画届(第1号 様式第4条関係)。ただし、 近隣住民の周知に必要なも のに限る。なお100㎡未満の もの。駐車場、資材置場、 専用住宅、宅地分譲は除 く。(令和3年1月1日~1月31 日の分)	開指課	2/8	令和3年1月1日~令和3年1月 31日届出分 開発行為等計画届綴りのう ち、近隣住民等への周知が 必要なものの届出書の表紙 部分(100㎡(開発面積)未満 のもの。駐車場、資材置 場、専用住宅、宅地分譲の ものを除く) (※別紙がある場合は別紙を 含む)	部分 公開	第1号	・個人の電話番号 ・届出者の氏名(法人が公 表している氏名を除く) ・法人の印影			
172	2/5	金入設計書 5件	農業 振興 課	2/19	境組合周辺環境整備事業農 道整備工事(2-2)設計書	公開					
					・令和2年度 東埼玉資源環 境組合周辺環境整備事業か んがい排水整備工事(2-5)設 計書	部分 公開	第7条 第2号	・見積りを行った事業者の 名称			
			道路 建設 課	2/19	(市道90580号線)設計書 ・令和2年度道路舗装工事 (市道70145号線)設計書	公開					
			市街 地整 備課	2/18	(区6-109号線外2路線)設計 書	部分 公開	第2号				
173	2/8	越谷市まちの整備に関する 条例のうち、事業者が届け 出る開発行為等計画届(第1 号様式第4条関係)。ただし 近隣住民への周知が必要な ものに限る。 2021年1月1日~2021年1月31 日届出分	開発 課	2/19	・令和3年1月1日~令和3年1 月31日届出分 開発行為等計画届綴りのう ち、近隣住民等への周知が 必要なものの届出書の表紙 部分 (※別紙がある場合は別紙を 含む)	部分 公開	第7条 第1号 第4号				

12.	表 6 情報公開請求 処理状况一覧											
番号	受付日	請求の内容	所管課	決定日	対象公文書		非公開 の理由	非公用部分	備考			
174	2/9	建設リサイクル法解体届出 等台帳 (受付年月日:2021年1月15 日~2021年2月9日)	建築住宅課	2/22	建設リサイクル法解体届出 等台帳 (受付年月日:令和3年1月15 日~令和3年2月9日)	部分 公開		個人の氏名・役職及び住所 (法人の代表者等、技術管 理者及び主任技術者の氏名 及び役職は除く)				
175	2/15	金入設計書 12件	営繕課	2/18	・令和2年度 市立病院エアコン 改修工事設計書 ・令和2年度 市役所第二庁 舎及び第三庁舎改修工事(機 械設備)設計書 他10件	公開						
176	2/15	1 HPV(子宮頸がん予防)ワク チンに関して、平成22年度 から平成25年度までに接種 対象者及びその保護者に対 して直接配布された文書の 全て(送付文書及び同封資料	市民健康課	3/1	・ヒトパピローマウイルス感染症の定期接種の積極的 勧奨の差し控えの周知について(伺い)(日付特定)	公開						
		全で(送刊文書及び同封員科を含む。また接種対象者の年齢は問わない。) 21の文書の配布方法が分かる文書(直接郵送、学校を通じての配布等の指示文書等)			公開請求のあった公文書の うち、子宮頸がん予防ワク チン(ヒトパピローマウイル ス感染症)の定期接種の積極 的勧奨の勧告が出された平 成25年6月14日以前の文書	非公 開	不存 在 ———————————————————————————————————					
177	2/16	金入設計書 7件	道路 総務 課	2/26	・令和2年度 区画線設置工 事(ゾーン30)(市道2330号線 外5路線)設計書	公開						
			道路 建設 課	2/28	(笹塚橋外2橋)設計書	公開						
			治水 課	2/26	·令和2年度 公共下水道補 修工事(出羽堀第2号雨水幹 線)塗装工2-1設計書	公開						
			営繕課	2/26	· 令和2年度 大沢小学校中 央校舎東側屋上防水工事設計書 · 令和2年度 大沢北小学校 北校舎屋上防水工事設計書 他2件	公開						
178	2/22	平成28年12月27日受理リハ てらす越谷休止届	介護 保険 課	3/5	リハてらす越谷休止届出書 (日付特定)	部分 公開	第2号	・廃止、休止する理由 ・現にサービス又は支援を 受けていた者に対する措置 ・法人の印影				
		近隣住民への告知を要する 物件の近隣説明等報告書の1 枚目と2枚目(3枚目の住民住 所氏名頁は不要)。2021年1 月19日以降提出分。	開発 指導 課	3/9	・近隣説明等報告書(日付等 特定)のうち、報告書の表紙 及び別紙の部分 計3件	公開	第4号	・個人の電話番号 ・法人の印影				
		越谷市まちの整備に関する 条例第17条の規定により届 出された開発行為等計画届 (第1号様式第4条関係)のう ち、近隣住民への周知が必 要なもの。ただし申請の目 的が専用住宅のもの、10戸 未満の宅地分譲、資料置場 及び駐車場を除く。 令和3年2月1日~令和3年2月 26日受付分	開発導課	3/10	月26日届出分 開発行為等計画届綴りのうち、近隣住民等への周知が必要なものの届出書の表紙部分(申請の目的が専用住宅、10戸未満の宅地分譲、資材置場及び駐車場を除く)(※別紙がある場合は別紙を含む)	部分 公開	第7条 第1号 第4号					
181	3/2	金入設計書 1件	維持 管理 課	3/11	令和2年度 街路樹等管理委 託(市道2110号線外32か所) 設計書	公開						

12 (表 6 情報公開請水 処埋状况一覧 											
番号	受 付 日	請求の内容	所管課	決定日	対象公文書	内容	非公開 の理由	非公開部分	備考			
182	3/2	金入設計書 1件	維持 管理 課	3/11	令和2年度 街路樹等管理委託(市道1130号線外32か所) 設計書	公開						
183	3/2	金入設計書 1件	維持 管理 課	3/11	令和2年度 街路樹等管理委 託(市道2340号線外53か所) 設計書	公開						
184	3/2	金入設計書 1件	維持 管理 課	3/11	令和2年度 街路樹等管理委 託(市道2300号線外43か所) 設計書	公開						
185	3/2	金入設計書 1件	維持 管理 課	3/11	令和2年度 街路樹等管理委 託(市道1050号線外31か所) 設計書	公開						
186	3/3	越谷市まちの整備に関する 条例のうち、事業者が届け 出る開発行為等計画届(第1 号様式第4条関係)。ただし 近隣住民への周知が必要な ものに限る。 2021年2月1日~2021年2月28 日届出分	開発指導課	3/15	・令和3年2月1日~令和3年2 月28日届出分 開発行為等計画届綴りのう ち、近隣住民等への周知が 必要なものの届出書の表紙 部分 (※別紙がある場合は別紙を 含む)	部分 公開	第7条 第1号 第4号					
187	3/3	越谷市まちの整備に関する 条例のうち、事業者が届け る開発行為等計画届(第1号 様式第4条関係)。ただし、 近隣住民の周知に必要なも のに限る。なお100㎡未満の もの。駐車場、資材置場、 専用住宅、宅地分譲は除 く。(令和3年2月1日~2月28 日の分)	開発書	3/16	令和3年2月1日~令和3年2月 28日届出分 開発行為等計画届綴りのうち、近隣住民等への周知が必要なものの届出書の表紙部分(100㎡(開発面積)未満のもの。駐車場、資材置場、専用住宅、宅地分譲のものを除く)(※別紙がある場合は別紙を含む)	部分公開	第1号	・個人の電話番号 ・届出者の氏名(法人が公 表している氏名を除く) ・法人の印影				
188	3/8	建設リサイクル法解体届出 等台帳 (受付年月日:2021年2月9日 ~2021年3月8日)	建築住宅課	3/18	建設リサイクル法解体届出 等台帳 (受付年月日:令和3年2月9 日~令和3年3月8日)	部分 公開		個人の氏名及び住所(法人 の代表者等、技術管理者及 び主任技術者の氏名は除 く)				
189	3/9	金入設計書 9件	営繕 課	3/18	・令和2年度越谷市立武蔵野 中学校トイレ改修工事設計 書 ・令和2年度越谷市立大袋中 学校トイレ改修工事設計書 他7件	公開						
190	3/10	金入設計書 6件	下水 道事 業課	3/19		公開						
191	3/12	近隣住民への告知を要する 物件の近隣説明等報告書の1 枚目と2枚目(3枚目の住民住 所氏名頁は不要)。 2021年2月26日以降提出分。	開発 指導 課		※取下げ							
192	3/18	金入設計書 18件	農業 振興 課	3/26	・令和2年度 農道整備工事 (2-1)設計書 ・令和2年度 かんがい排水 整備工事 (2-6)設計書	公開	第7条 第2号	・見積りを行った事業者の 名称				
			道路 建設 課	3/30	·令和2年度 道路補修工事 (市道60904号線)設計書 ·令和2年度 道路補修工事 (市道30220号線)設計書 他3件	公開						

番号	受 付 日	請求の内容	所管課	決定日	対象公文書	内容	非公開 の理由	非公用部分	備考			
					·令和2年度 道路補修工事 (市道40318号線)設計書 ·令和2年度 道路補修工事 (市道80268号線)設計書 他3件	部分 公開	第7条 第2号	・見積りを行った事業者の 名称				
			営繕課	3/25	・令和2年度 増林小学校校 庭南側外周フェンス設置工 事設計書 ・令和2年度 防火水槽解体 工事(大松)設計書	公開						
			市街 地整 備課	3/25	・令和2年度 盛土整地工事 (88街区)設計書	公開						
					· 令和2年度 盛土整地工事 (109街区7画地)設計書	部分 公開	第7条 第2号	・見積りを行った事業者の 名称				
			公園 緑地 課	3/29	・令和2年度 公園施設補修 工事(越谷梅林公園園路) 設計書 ・令和2年度 公園整備工事 ((仮称)大沢一丁目河畔	公開						
193	3/24	金入設計書 計7件	下水道事業課	3/31	公園)設計書 ・平成31年度 管路調査業務委託(路面下空洞調査) 設計書 ・令和2年度 管路調査業務委託(路面下空洞調査)設計書	公開						
			市街地整備課	3/31	・令和2年度 地歴調査業務 委託設計書	公開						
			公園 緑地 課	3/31	·令和2年度 平方公園調整 池詳細設計業務委託設計書	公開						
194	3/24	金入設計書 計2計	治水課	3/31	・令和2年度 新川都市下水 路事業認可業務委託設計書 ・令和2年度 越谷都市計画 下水道及び中川流域関連越 谷公共下水道事業計画変更 業務委託設計書	公開						
195	3/24	金入設計書 1件	スポ ーツ 振興 課	3/31	・御見積書(業務名:(仮 称)体育館解体工事に伴う 地歴調査)(日付特定)	部分 公開	第2号	・見積りを行った事業者の 名称、所在地、代表者氏 名、電話番号 ・法人の印影				
196	3/30	越谷市まちの整備に関する 条例第17条の規定により届 出された開発行為等計画届 (第1号様式第4条関係)のう ち、近隣住民への同知が必 要なもの。ただしもの、10戸 未満の宅地分譲く。 令和3年2月27日~令和3年3 月30日受付分	開指課	4/12	・令和3年2月27日~令和3年 3月30日届出分 開発行為等計画届綴りのうち、近隣住民等への周知が必要なものの届出書の表紙部分(申請の目的が専用住宅、10戸未満の宅地分譲、資料置場及び駐車場を除く)(※別紙がある場合は別紙を含む)	部分公開	第1号	・個人の電話番号 ・開発者の担当の氏名及び 役職(法人が公表している ものを除く) ・届出者の住所、氏名及び 役職(法人が公表している も出者人が公表している も土地証明書に入びる も土地証明書に所及び も土地証氏名の印載で署名 ・強人の印影 ・出表者の印影 ・代表者の				

第3 個人情報保護制度の実施状況

1 個人情報取扱事務の状況

実施機関が、個人情報を取り扱う事務を新たに開始しようとする場合や、変更や廃止をしようとする場合は、越谷市個人情報保護条例に基づいて、収集する個人情報の取扱事務の名称や目的、対象者の範囲や記録の項目などを記載した個人情報取扱事務開始届出書等を市長に届け出なければなりません。

令和2年度末までの届出件数は、1,686件となっています。実施機関別及び課別の個人情報取扱事務の届出状況については、表7のとおりです。

2 保有個人情報の目的外利用等の状況

実施機関は、個人情報取扱事務の目的の範囲を超える保有個人情報の利用 (目的外利用)や、実施機関以外の者への保有個人情報の提供(外部提供)は 原則禁止とされています。

しかし、すべての個人情報取扱事務にこの原則を適用すると、同じ情報を事務ごとに何度も本人から収集することとなり、本人にとって負担となったり、あるいは事務処理上非効率であったりします。そこで、一定の要件と手続きのもとで目的外利用や外部提供を認めて、市民の利便性の向上と事務の円滑化を図っています。

令和2年度末までの届出件数は、目的外利用は991件で、外部提供は849件となっています。実施機関別及び課別の保有個人情報の目的外利用及び外部提供の状況については、表7のとおりです。

※ 外部提供については、平成28年度分から、事務ごとではなく、外部 提供先ごとに集計しております。

この個人情報取扱事務開始届出書や保有個人情報目的外利用等届出書等の写しは、 情報公開センターでどなたでも閲覧することができます。

実施機関及び課	開始 届出件数	目的外利用件数	外部 提供件数
市長	1,272	881	691
秘書	7	4	3
政策課	18	15	5
公共施設マネジメント推進課	11	4	2
広報広聴課	19	6	10
人権·男女共同参画推進課	21	0	9
財政課	6	0	0
行政管理課	5	2	1
情報推進課	1	1	0
市民税課	10	26	47
資産税課	10	19	8
収納課	8	15	14
法務課	6	0	4
総務課	13	0	10
人事課	17	2	12
安全衛生管理課	14	4	6
契約課	11	1	2
工事検査課	3	0	3
庁舎管理課	13	1	2
市民活動支援課	32	1	10
危機管理課	19	8	5
くらし安心課	31	4	36
市民課	31	18	23
北部出張所	0	0	0
南部出張所	0	0	0
福祉推進課	37	16	17
福祉指導監査課	1	0	0
生活福祉課	15	67	63
障害福祉課	58	63	47
地域包括ケア推進課	16	20	10
介護保険課	26	27	20
プレミアム付商品券事業担当室	0	3	0
子育て支援課	66	163	44
子ども育成課	33	41	19
青少年課	29	6	7
地域医療課	17	5	8
市民健康課	30	27	15
国民健康保険課	52	50	58
保健総務課	27	17	3
生活衛生課	52	1	8
衛生検査課	0	0	0
環境政策課	35	20	18
リサイクルプラザ	27	6	7
産業廃棄物指導課	18	1	3

	9917	5	61 45
実施機関及び課	開始 届出件数	目的外 利用件数	外部 提供件数
産業支援課	25	11	8
観光課	8	0	0
農業振興課	42	26	5
特別定額給付金室	1	6	0
道路総務課	16	6	2
道路建設課	22	31	8
治水課	10	8	2
下水道経営課	6	7	3
下水道事業課	9	1	2
営繕課	3	5	0
維持管理課	4	0	0
都市計画課	32	57	17
市街地整備課	21	12	14
公園緑地課	14	5	1
開発指導課	7	6	1
建築住宅課	38	18	12
市立病院庶務課	64	3	17
市立病院医事課	43	4	26
 出納課	6	0	0
消防本部総務課	9	3	3
消防本部予防課	21	5	4
消防本部警防課	9	0	0
消防本部救急課	3	0	0
消防本部指令課	6	2	3
消防署本署	8	1	4
議会	22	0	9
教育委員会	257	66	100
教育総務課	11	23	7
生涯学習課	97	12	34
スポーツ振興課	25	0	12
図書館	26	0	2
学校管理課	12	1	22
学務課	45	22	16
指導課	19	3	5
給食課	5	2	0
教育センター	17	3	2
選挙管理委員会	25	7	10
監査委員	3	1	2
公平委員会	4	2	1
農業委員会	36	17	13
固定資産評価審査委員会	2	1	0
土地開発公社	20	11	10
施設管理公社	45	5	13
合計	1,686	991	849

3 保有個人情報の開示請求の件数及び処理状況

越谷市個人情報保護条例に基づく令和2年度の開示請求の件数は45件で、実施機関別の開示請求の件数及び処理状況は表8のとおりです。

開示請求の対象となった公文書数は111文書で、その内訳は表9のとおりです。なお、部分開示を含め、文書不存在等による不開示を除いた開示率は100%となっています。

また、課別の処理状況は表10のとおりです。

表8 実施機関別の開示請求の件数及び処理状況

	請	処				処理	状況			
実施機関	求件数	理件数	開示	部分開示	不開示	不開示	存否 不回答	不存在	その他	取下げ
市長	45	55	18	28	8	0	0	5	3	1
教育委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
選挙管理委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
公平委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
監査委員	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
農業委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
固定資産評価審査委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
議会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
土地開発公社	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
施設管理公社	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	45	55	18	28	8	0	0	5	3	1

^{※ 1}件の請求で複数の文書が対象となる場合は、1件に対し複数の決定が行われることがあるため、請求件数と処理件数は一致しません。

表9 請求のあった実施機関別の開示請求の対象となった公文書数

Plant of the Company									
		合計							
実施機関	開示決定した 公文書数	部分開示決定 した公文書数	不開示決定し た公文書数	公文書数					
市長	44	67	0	111					
合計公文書数	44	67	0	111					

[※] 文書不存在、請求対象外による不開示決定は除きます。

表10 課別の処理状況

	請求	処				処理	状況			
課名	求件数	理件数	開示	部分開示	不開示	不開示	存否 不回答	不存在	その他	取下げ
広報広聴課	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0
人権・男女共同参画推進課	7	9	3	6	0	0	0	0	0	0
収納課	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0
総務課	3	3	0	0	3	0	0	0	3	0
市民課	8	8	3	2	2	0	0	2	0	1
障害福祉課	2	2	1	1	0	0	0	0	0	0
介護保険課	9	13	5	6	2	0	0	2	0	0
子ども育成課	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0
青少年課	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0
市民健康課	2	2	0	2	0	0	0	0	0	0
生活衛生課	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0
道路総務課	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0
公園緑地課	1	2	1	1	0	0	0	0	0	0
開発指導課	3	4	1	2	1	0	0	1	0	0
建築住宅課	2	2	1	1	0	0	0	0	0	0
消防本署	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0
谷中分署	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0
大袋分署	1	2	1	1	0	0	0	0	0	0
合 計	46	55	18	28	8	0	0	5	3	1

^{※ 1}件の請求で複数の課が対象となる場合は、1件に対し複数の課による決定が 行われることがあるため、実施機関別の請求件数(表8)と課別の請求件数は一 致しません。

4 不開示決定等の理由

不開示又は部分開示の理由は、表11のとおりです。

表11 不開示又は部分開示の理由

理由由	件数
開示請求者以外の者に関する情報(第15条第1号)	15
個人の評価、相談、指導等に関する情報(第15条第2号)	0
国等との協力関係等に関する情報(第15条第3号)	0
公共の安全等に関する情報(第15条第4号)	15
審議、検討又は協議に関する情報(第15条第5号)	6
事務又は事業に関する情報(第15条第6号)	18
法令秘情報(第15条第7号)	2
存否不回答(第18条)	0
文書不存在	5
合 計	61

^{※ 1}件の決定に、複数の不開示理由が含まれているものがあるため、理由の件数は処理件数と一致しません。

[※] 存否不回答:保有個人情報の存在の有無を答えるだけで、不開示情報を開示することとなる場合は、その保有個人情報の存否を明らかにしないで、開示請求を拒否することができます。

5 開示請求の個別の処理状況

開示請求の個別の処理状況は表12のとおりです。

6 保有個人情報の訂正等請求の件数及び処理状況

令和2年度は、保有個人情報の訂正等の請求はありませんでした。

_	1 4												
番号	受 付 日	請求の内容	所管課	決定日	対象保有個人情報	決定の 内容	不開示 の理由	不開示部分	備考				
1		越谷市住民票の写し等の本 人及び第三者交付に係る本 人通知制度実施要綱に定め る第三者からの提出があっ た請求書(現存するものに 限る)	市民課	4/9		不開示	不存在						
2		サービス付き高齢者向け住 宅設置計画事前協議書(場 所特定)のうち、私の署名 又は押印のある部分	建築住宅課		サービス付き高齢者向け住 宅設置計画事前協議書(地 番特定)のうち、確約書	開示							
3	4/10	令和元年度法人(特定)に 係る公募書類一式のうち、 私の署名又は押印のある部 分	介護 保険 課		令和元年度法人(特定)に 係る公募書類一式のうち、 確約書	開示							
4	4/10	開発行為等事前協議書のうち、私の署名又は押印のある部分(日付等特定)	開発 指導 課	4/21	開発行為等事前協議書のうち、表紙及び委任状(日付等特定)	開示							
5	4/20	身体障害者手帳交付申請却 下通知書にかかる決裁書類 のうち、審査書、意見及び 決定一覧(日付特定)	障害 福祉 課	4/28	障害者福祉専門分科会審査 部会の審議結果に基づく身 体障害者手帳交付申請の却 下について(伺い)(文書 番号等等特定)のうち、 「審査部会意見及び決定一 覧」及び「身体障害者手帳 交付・再交付に係る診断書 審査書」	開示							
6	5/7	越谷市住民票の写し等の第 三者交付に係る本人通知制 度等実施要項に定める第三 者から提出のあった請求書 (現存するものに限る)本 人及び同一世帯の方の請求 も含む	市民課	5/14	住民票の写し等の請求書 (日付特定)4件	開示							
7	5/11	私しの平成31年介護保険 料督促状兼領収書に係るコ ンビニ保管の済通(写しは うら表の交付)	介護 保険 課	5/25		不開示	不存在						
8	5/12	文書名「犬の事故届出書」 (日付等特定)	生活衛生課	5/22	犬の事故届出書(日付特 定)	部分開示	第15条 第1号 第4号	・届出者の住所、氏名及び 電話番号 ・犬の名、登録番号及び注 射済票番号 ・個人の印影					
9	5/25	印鑑登録申請書(期間特 定)	市民課	6/3	印鑑登録・印鑑登録廃止申 請書(日付特定)	開示							
10	·	住民票の請求及び異動用紙 について私が届け出たもの 以外(期間特定)	市民課	6/15		示	不存在						
11	6/16	「令和2年(2020年)4月開設分 小規模保育事業実施予定者の応募状況及びヒアリング審査を実施しない旨の通知について(報告兼伺い)決裁書類一式のうち自身の建物に関する部分(日付特定)	子も成と育課	6/30	「令和2年(2020年)4月開設分小規模保育事業実施予定者の応募状況およびヒアリング審査を実施しない旨の通知について(報告兼伺い)」(日付特定)のうち、請求者の所有する建物に関する部分	部分開示	第15条 第4号 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3						

日	請求の内容	所管課	決定日	対象保有個人情報	決定の 内容	不開示 の理由	不開示部分	備考
6/29	火災調査報告書一式(質問調書含む)(場所等特定)	消本署	7/8	火災調査書(火災番号特 定)	部分	第15条 第1号 第6号 才	市の職員以外の者の氏名には北田の氏名とを及いている。 の氏名を表及いている。 の氏名を表及いている。 の氏名を表及いている。 の氏名を表及いている。 の氏名との氏名との氏名との氏名との氏名との氏名との氏名を表及いている。 の氏名を表及いている。 の氏えるのは、のの生物ののは、ののは、ののは、ののは、ののは、ののは、ののは、ののは、ののは、ののは	
7/30	・建築基準法第12条第5項に 基づく報告書(日付特定) ・開発行為事前協議書及び その添付書類とその経過が	開発 指導 課		開発行為等事前協議書(日 付等特定)	開示	第15条 第4号		
	わかるもの(番号等特定)	建築住課	8/12	建築基準法第12条第5項に基づく報告書 (日付等特定)	部分開示	第15条 第1号 第4号	・開示請求者以外の印鑑登録証明書 ・個人が特定できる写真・法人の印鑑証明書 ・法人の印鑑証明書・法人の印影(越谷市長の印影を除く)・立面図(変更前と変更後)の個人の印影	
8/3	認定情報(期間特定)	介護 保険 課	8/12	・要介護認定履歴	部分開示	第15条 第6号 才	· URL	
8/5	私人(特定)の介護認定の 履歴、認定調査票、主治医 意見書	介護 保険 課	8/17	・訪問調査票(日付等特定) ・認定調査票(日付等特定)計8件	開示	笠15久	,予沙医の白笠	
				・主治医意見書(日付等特定)計9件	開示	第15条 第4号 第6号 才	・土冶医の自者 ・URL	
8/11	類について ・越谷市が私人(特定)か ら貸与を受けていることを	公園 緑地 課	8/25	・土地売買に関する契約書 (日付特定) 	開示 -			
	貸与条件、契約解除の条件等が記載されているもの)(場所特定)・過去に私人(特定)から越谷市で不動産(特定不能)を売却した際の書類をできる。越谷市は私人(特予があるとがあるとだができる。とうがあるとででは、ができまりている確認書、約定書等			・土地使用貸借契約書(日付特定) ・土地売買に関する契約書 (日付特定)計9件 ・公園用地売買契約に係る 確認書(場所等特定)	部分開示	第1号	氏名及び住所	
8/19		介護 保険 課	8/31	・認定調査票(日付等特定)計4件 ・要介護認定履歴 ・主治医意見書(日付等特	開示部分開示	第4号	・主治医の印影	
	8/11	履歴、認定調査票、主治医 履歴、認定調査票、主治医 履歴、認定調査票、主治医 の定認定により、でのでは、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、で	履歴、認定調査票、主治医 保険 課	履歴、認定調査票、主治医 意見書 公園 保険 課 名/25	展歴、認定調査票、主治医	履歴、認定調査票、主治医 保険 課	履歴、認定調査票、主治医 保険 課	展歴、認定調査票、主治医 保険 課

番号	受 付 日	請求の内容	所管課	決定日	対象保有個人情報	決定の 内容	不開示の理由	不開示部分	備考
18	8/27	私の相談記録 (期間特定)	人・女同画進 権男共参推課	9/2	・相談記録簿(期間特定)	部分開示	第15条 第1号 第6号 才		
19	8/31	・印鑑の登録・廃止申請書 ・印鑑登録証明書 ・住民票の写し等の請求書	市民課	9/10	・印鑑登録申請書(日付特定) ・印鑑登録廃止申請書(日付特定) ・印鑑登録・印鑑登録廃止申請書(日付特定) ・住民票の写し等の請求書(日付特定) ・印鑑登録証明書交付申請書(日付特定)	開示			
20		私の印鑑登録の廃止履歴 (期間特定)	市民課	10/1	・印鑑異動の履歴のうち (期間特定) 照会結果 異動履歴一覧	部分開示	第15条 第6号 才 第7号	・タブの名称 ・スクリーンショットの情報(ただし作業日時を除く) ・住民コード ・世帯コード	
21	·	私の母の重度心身障害者医療支払履歴のうち存在する もの	障害 福祉 課	10/7	・診療明細履歴	部分開示	** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** **	報(ただし作業日時を除 く) ・保健福祉総合システムの 情報 ・住民コード	
222		火災報告書一式の内、私の情報が記載されている部分(日付等特定)	分署		・火災調査書一式のうち、 請求者の情報が記載されて いる部分(日付等特定)	開示	第15条第6号	・住号・・住等 (特) (特) (特) (特) (特) (特) (特) (持) (持) (持) (持) (持) (持) (持) (持) (持) (持	
23	10/6	私の母の認定調査票・主治 医意見書・申請履歴(期間 特定)	介護 保課 課	10/15	・認定調査票(日付等特定)計5件 ・要介護申請履歴 ・主治医意見書(日付等特定)計4件	部分開示			
					・主治医意見書(日付等特 定)	不開 示	不存在		

番号	受 付 日	請求の内容	所管課	決定日	対象保有個人情報		不開示の理由	不開示部分	備考
24	10/16	取得された戸籍謄本・住民 票の写し等職務上請求書 (郵送請求のもの)(日付特 定)	市民課		※取下げ				
		私の相談記録	· 女同画進 画進課		· 相談記録簿(期間特定)	開示			
26	11/5	私の開発行為等協議書の一式、建築行為許可申請について一式、適合証明申請について一式(場所特定)	開発 指導 課	11/18	・開発行為等事前協議書一式(日付等特定) ・建築行為許可申請について一式(日付等特定)	開示	第15条 第4号		
					・適合証明申請について一式	小開	不存在		
27	11/11	・法人(特定)に搬送され た救急活動記録 ・搬送されなかった救急活	大袋 分署	11/16	・救急活動記録票(日付等 特定)	開示			
		動記録(日付特定)			・救急活動記録票(日付等 特定)	開示	第4号	医師の署名	
		答申第21号の電子データ (日付特定)	総務課	12/9	・越谷市情報公開・個人情 報保護審査会答申第21号の 電子データ	不開示	その他		
29	11/25	答申第22号の電子データ (日付特定) -	総務課	12/9	・越谷市情報公開・個人情報保護審査会答申第22号の 電子データ	不開示	その他		
30	11/25	答申第28号の電子データ (日付特定)	総務課	12/9	・越谷市情報公開・個人情 報保護審査会答申第28号の 電子データ	不開示	その他		
31	11/27	越谷市答申第21号に係る裁 決書の決裁書一式	収納 課	12/11	・越谷市答申第21号に係る 裁決書の決裁書一式(日付 等特定)	開示			
32	11/27	越谷市答申第22号に係る裁 決書の決裁書一式	介護 保険 課	12/11	・保有個人情報不開示決定 に対する審査請求に係る裁 決について(伺い)(日付 特定)	開示			
33	12/3	私の母が所有していた土地 に関する市有水路敷の付替 交換払い下げについて(伺 い)の書類一式(場所等特 定)	道路 総務 課	12/11	・市有水路敷の付替交換払 い下げについて(日付特 定)	部分開示	第1号	・個人の氏名及び住所(土地所有者及び開示請求者の母の情報を除く)・性別及び生年月日(開示請求者の母の情報を除く)・個人の印影(市職員を除く)・印鑑登録証明書の印影	
34	12/10	私の相談記録簿(期間特 定)	人権 ・男 女共	12/24	・相談記録簿(期間特定)	開示			
			文		· 相談記録簿(期間特定)	開示	第1号	・開示請求者以外の者に関する記録(ただし、開示請求者が把握している内容を除く) ・所管課が協議及び対応した内容(ただし、開示請求がその協議及び対応した内容(ただし、開示請求者がその協議及び対応した内容を把握している部分を除く) ・関係機関の担当者が分かる部分	

番号	受付日	請求の内容	所管課	決定日	対象保有個人情報	決定の 内容	不開示の理由	不開示部分	備考
35	12/10	私の相談記録簿(期間特 定)	人・女同画進権男共参推課	12/24	・相談記録簿(期間特定) 計2件	朝示	第5号	・開示請求者以外の者に関する記録(ただし、開示請求者が把握している内容を除く) ・所管課が協議及び対応請た内容(ただし、開示請さがその協議及び対応請えがその協議及び対応がないを把握している部分をといるをとり、関係機関の担当者が分かる又は推測できる部分・相談員の所見等の部分	
		R2.12.4青少年課で受理した 腸内細菌検査報告書(表紙 と私のページ)	年課	1/6	·腸内細菌検査報告書(日 付等特定)	部分開示	第15条 第1号 第4号	・検査機関の担当者及び責任者の氏名 ・開示請求者以外の被検査 者の氏名及び検査結果 ・法人の印影	
37	1/13	私に関する相談記録簿 (人権・男女共同参画推進	人権 ・男	1/27	・電話相談記録簿(日付特 定)	開示			
		課)が保有する現存するも の全て	女同 画進		・相談記録簿(期間特定) 計2件	部分開示	第6号 才	た内容(ただし、開示請求 者がその協議及び対応した 内容を把握している部分を 除く) ・関係機関の担当者が分か る部分 ・相談員の所見等の部分	
38	1/15	私の子どものカルテ (市民健康課が所持してい るもの)	市健課	1/29	・診査票(氏名等特定)の うち、以下の部分 健康診査票(年齢特定)計2 件 健康診査票及び別紙(年齢 特定)計2件 相談記録票 特別発達相談門 特別発達相談OT相談票 ・訪問・面接記録(氏名等 特定)	部分開示	第15条 第1号号 第5号号 第6号 才	・開示請求者以外の者に関する記録(ただいの開示請求者が把握したでいる方式をしているが担握を受ける。 中国 おいま は は は は は は は は は は は は は は は は は は は	
39	1/15	私の子どものカルテのうち、私について記載のある部分および私の相談記録(市民健康課が所持しているもの)	市健課	1/29	・診査票(氏名等特定)の うち、以下の部分 健康診査票(年齢特定)計2 件 健康診査票及び別紙(年齢 特定) 相談記録票 ・訪問・面接記録(氏名等 特定) ・子育て包括 相談票(日 付等特定)	部分開示	徴5号	・開示請求者以外の者に関する記録(ただいる内容を除く) ・所管課が協議したない。 ・所管課が協議したが関示を ・所管課が協議したが関示を ・の協議したたい。 ・関係機関の担当者が参察 ・関係機関がしいる ・関のがしいる ・関が会と ・関のがしいる ・関のが ・関いる ・関いる に記者 は に に に に に に に に に に に に に に に に に に	

番号	受 付 日	請求の内容	所管課	決定日	対象保有個人情報	決定の 内容	不開示 の理由	不開示部分	備考
40		平成29年9月20日および平成30年6月6日に受理した法人 (特定)に関する書類一式	介保課	3/5	・法人(特定)休止届出書 (受付日特定) ・法人(特定)変更届出書 (受付日特定)計2件 ・法人(特定)再開届出書 (受付日特定)	部分示	第15条号第4号	・求・請・日も・及いく・示・の格(理除・ち交満を・及・も・署除のも及の年部除(理と 支者に、年請必 支写月()の職の除者開電のびも月分く開者が 援の関資月求要 援真日開 印員印く及請番を年をの開 請しか 門のすの種子な 専、及示 明の行及の情報が 大の関資月求要 援真日開 印員印く及請番を年をの開 請しか 門のすの もな 専、及示 明のける及の年ののでも別のを歴管こ 護求務ち得示に)護顔年日く人市人を理()のも及の年間を対して、大の関資月求要 援真日開 印員のよの 関係 関係 の月期の 請除機 締も は、	
41	9, 0	私の相談記録	人・女同画進 権男共参推課	3/15	・相談記録簿(期間特定)	開示	第6号		
		私の相談記録簿等一式	人・女同画進権男共参推課		・相談記録簿(期間特定) 計2件 ・メール履歴(期間等特 定)	開示	第5号	・所管課が協議及び対応した内容(ただし、開示請求者が協議及び対応した内容を把握している部分を除く)・関係機関の担当者が分かる部分((人物特定)に関する情報を除く)・相談員の所見等の部分	
		私が広報広聴課に提言した 過去5年分の内容及び市のそ れぞれの回答の記録	広報 広聴 課	3/31	・市民の声(電話・来訪) 受付簿(年度等特定)5件	開示			
		取られた住民票の申請書 (本人通知制度で通知対象 となるものに限る) (期間 特定)	市民課	4/6	・住民票の写し交付申請書 (日付特定) ・住民票の写しおよび住民 票の除票の写し交付申請書 (日付特定)	開示	第15条 第1号 第4号	(法人の代表者等を除く) ・申請者の住所 ・申請者の本人確認書類の 部分 ・交付申請対象者(開示請 求者のものを除く) ・法人の印影	
45	3/26	私の父の介護認定の履歴	介護 保険 課	4/6	·要介護申請履歴(人物特定)	部分開示	第15条 第6号 才		

第4 情報公開・個人情報保護審査会の運営状況

1 情報公開・個人情報保護審査会

審査会は、情報公開請求や保有個人情報の開示・訂正等の請求に対する決定等について審査請求があった場合に、実施機関からの諮問に応じ、公平かつ迅速な審査を行う市長の附属機関です。諮問した実施機関は、審査会の答申を尊重し、当該審査請求についての裁決を行います。

審査会は、情報公開制度及び個人情報保護制度に識見を有する3人の委員で構成されています。(表13)

表13 審査会委員

(令和3年3月31日現在)

氏		名	備考
会 長	吉 村	総一	弁 護 士
会長職務代理者	松浦	麻里沙	弁 護 士
,	佐藤	匡	大学准教授

2 審査会の開催状況

令和2年度の審査会の開催状況は、表14のとおりです。(2回開催)

表14 審査会の開催状況

	開催日	主な内容
第 1 回	令和2年 9月29日	28号事案の審査
第 2 回	令和2年10月27日	28号事案の審査、答申

3 審査請求の処理状況

令和2年度に審査を行った審査請求は、個人情報保護制度(個)に関わるものが1件でした。

審査請求の処理状況は、表15のとおりです。

表15 審査請求の処理状況

事案	加入の概画	審査請求日 諮問日				
番号	処力の概安 	所管課 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一				
28	介護保険料の納付済通知書	R2. 6.10	R2. 8.19	決定は 妥当		
(個)	についての不開示決定	介護保険課	R2.10.27	妥当		

4 審杳会答由

答 申(第28号)

第1 審査会の結論

越谷市長(以下「実施機関」という。)が、越谷市個人情報保護条例(平成12年条例第40号。以下「本件条例」という。)第19条第3項に基づき、令和2年(2020年)5月25日付け越介保第214号により行った保有個人情報不開示決定(以下「本件不開示決定」という。)は、妥当である。

第2 審査請求の経緯

1 開示請求

審査請求人は、令和2年5月11日付けで実施機関に対し、本件条例第14条 第1項に基づき、「私しの平成31年度介護保険料督促状兼領収書に係るコンビニ 保管の済通(写しはうら表の交付)」について、保有個人情報開示請求(以下「本 件開示請求」という。)を行った。

- 2 本件開示請求に対する決定
 - (1) 実施機関は、本件開示請求に係る保有個人情報を以下のとおり特定した。 平成31年度介護保険料納付済通知書第10期分(通知書番号○○○○)
 - (2) 実施機関は、前記で特定した保有個人情報について「越谷市長が保有しておらず、存在しない」として、本件不開示決定を行った。
- 3 審查請求等

審査請求人は、本件不開示決定を不服として、行政不服審査法(平成26年法律第68号)に基づき、実施機関に対して令和2年6月10日付けで審査請求(以下「本件審査請求」という。)を行った。

実施機関は、令和2年8月19日付けで、本件条例第28条に基づき、当審査会に諮問を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

本件審査請求に係る審査請求書並びに令和2年8月30日付けで審査請求人から提出された反論書の内容を総合すれば、審査請求人の主張は、おおむね以下のとおりである。

- 1 本件不開示決定の取消しを求める。
- 2 「保有の概念」については総務省の定義があるが、越谷市の主張は総務省の定 義から逸脱している。コンビニ本部が保管しているとしても、納付済通知書の保 有者は実施機関であり、市長が保有していないため不存在であるとする本件不開 示決定は違法である。

第4 実施機関の主張要旨

本件不開示決定に係る不開示決定通知書、令和2年(2020年)8月19日付け越介保第552-2号の弁明書の内容を総合すれば、実施機関の主張は、おおむね以下

のとおりである。

- 1 審査請求人に係る平成31年度介護保険料第10期分については、コンビニエンスストアで納付されているため、納付済通知書は、越谷市税等コンビニ収納代行業務委託契約(契約日:平成31年(2019年)4月1日)に基づき、コンビニ本部が保管しており、実施機関が保有していないため存在しないとして、本件不開示決定を行った。
- 2 本市における「保有」の考え方については、越谷市情報公開・個人情報保護審 査会第22号事案に係る裁決書及び答申書で示されているとおりであり、本件不 開示決定は条例の規定に基づき適正に判断したものである。

第5 審査会の判断

- 1 本件条例の趣旨・目的と保有個人情報の意義について
- (1) 本件条例は、「市が保有する自己に関する保有個人情報の開示、訂正等を請求する権利を明らかにし、個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めることにより、個人の権利利益の保護を図るとともに、公正で信頼される市政の一層の推進に資すること」(第1条)を目的として制定され、「何人」に対しても、「実施機関が保有する自己に関する保有個人情報」の開示請求権を認める(第13条)とともに、個人情報保護制度の実施機関(第2条第1号)に対しては、第15条各号に掲げられた不開示情報が記録されている場合を除き、開示請求の理由や得た情報の利用目的を問わず、開示請求に係る保有個人情報を開示しなければならない義務を課している(第15条本文)。

これらの規定は、「自己情報コントロール権の保障」(越谷市『個人情報保護制度の手引』33ページ)の観点から、個人と実施機関との間の権利義務関係を明確にしたものであって、自己に関する保有個人情報について本人から開示請求があった場合には、原則開示する旨を定めたものである。したがって、開示請求権を制限することとなる不開示決定の発動は、できる限り厳格かつ制限的に運用されなければならない。当審査会も、そのような原則を最大限に尊重することを旨として、審査に当たることとする。

(2) 本件条例第2条第3号は、「保有個人情報」とは、「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、公文書(越谷市情報公開条例(平成11年条例第10号)第2条第2項に規定する公文書をいう。)に記録されているものに限る。」と規定している。そして、越谷市情報公開条例第2条第2項は、「公文書」とは、「実施機関の職員が作成し、又は取得した文書…であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているもの」と規定している。

本件条例が「保有個人情報」について定義した趣旨は、本件条例によって請求することができる自己に関する個人情報の範囲、及び実施機関が個人情報を取り扱う際の規律の対象となる個人情報の範囲を定めることにある(越谷市『個人情報保護制度の手引』5ページ)。このような趣旨からすれば、本件条例第2

条第3号にいう「保有」とは、実施機関が当該個人情報の利用、提供、廃棄等 について決定する権限を有し、かつ、現実に支配、管理していることを意味す ると解するべきである。

この点について、情報公開条例が規定する「実施機関が管理している」の意義が争点となった最高裁判所平成13年12月14日判決(平成11年(行ヒ)第221号、最高裁判所民事判例集55巻7号1567頁)は、条例による公開請求の対象となる公文書に当たるというためには、「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した…文書…であり、かつ、実施機関が管理しているものであることを要する」と判示した。さらに、最高裁判所平成15年6月10日判決(平成13年(行ヒ)第106号、最高裁判所裁判集民事210号1頁)は、最高裁判所平成13年12月14日判決と同趣旨の判断をしたうえで、実施機関が請求に係る公文書を現実に支配、管理しているかどうかは、保存の根拠規定、保存に至る手続、保存の方法等の実態を踏まえて判断すべきであるとしている。

また、総務省行政管理局編『詳解 情報公開法』(平成13年)においても、「『保有しているもの』とは、所持している文書をいう。この『所持』は、物を事実上支配している状態をいい、当該文書を書庫等で保管し、又は倉庫業者等をして保管させている場合も、当該文書を事実上支配(当該文書の作成、保存、閲覧・提供、移管・廃棄等の取扱を判断する権限を有していること。…)していれば、『所持』に該当し、保有しているということができる」とされている。このように、最高裁判所判決及び総務省行政管理局の解説においても、「保有」とは当該文書を利用等する権限を有するのみならず、現実に支配、管理していることが必要であるとされている。

(3) なお審査請求人は、本件条例第2条第3号にいう「保有」を、実施機関が当該個人情報の利用、提供、廃棄等について決定する権限を有し、かつ、現実に支配、管理していることを意味すると解することは、総務省がした情報公開法上の「保有」の定義と一致せず、違法であると主張している。

しかし、上述したとおり、本件条例第2条第3号にいう「保有」について上 記のように解することは、最高裁判所の判決に沿うものであり、総務省行政管 理局編『詳解 情報公開法』の解釈とも合致するものである。

2 本件不開示決定の妥当性について

- (1) 上記を前提に、本件不開示決定の妥当性について検討する。
- (2) 実施機関は、徴収する市税等の収納事務に関して、民間事業者と「越谷市税等コンビニ収納代行業務委託契約」を締結しており、同委託契約書第2条において、収納事務は「越谷市税等コンビニ収納代行業務(単価契約)基本仕様書」(以下「仕様書」という。)に基づき履行しなければならないと定められている。なお、本件不開示決定は、介護保険料の納付済通知書を不開示とするものであるが、介護保険料の収納事務を民間事業者に委託することは、介護保険法第144条の2により認められている。

仕様書によれば、収納した納付書のうちの納付済通知書は、コンビニエンス ストアの取扱店からコンビニ本部に送付され(仕様書第7条第6項)、コンビニ本部で一定期間保管された後、廃棄処分される(仕様書第8条第10項)。

コンビニ本部は、実施機関の指揮、監督下で納付済通知書の保管等を行っているのではなく、実施機関とは別個の主体として自己の事業のために納付済通知書の作成、利用、保管等の業務を行っているものと認められる。したがって、コンビニエンスストアで納付された市税等の納付済通知書について、実施機関が利用、提供、廃棄等を決定する権限を有しているものではなく、現実に支配、管理しているということはできない。

(3) したがって、コンビニエンスストアで納付された介護保険料の納付済通知書は、本件条例第2条第3号の保有個人情報に該当しないものであるから、本件不開示決定が、実施機関が保有している個人情報に該当しないとして不開示としたことは妥当であったと判断する。

3 結語

以上のとおりであるから、実施機関が行った本件不開示決定は妥当であったと 判断する。

第6 審査の経過

当審査会での処理経過は、次のとおりである。

年	月日	処理内容
令和2年	8月19日	実施機関から諮問書及び弁明書を受理
令和2年	8月26日	審査請求人に弁明書の写しを送付
令和2年	8月31日	審査請求人から反論書を受理
		(審査請求人からは口頭意見陳述の希望なし)
令和2年	9月29日	審査
令和2年1	0月27日	審査

令和2年10月27日

越谷市情報公開・個人情報保護審査会

会長吉村総委員松浦麻里沙委員佐藤

第5 情報公開・個人情報保護審議会の運営状況

1 情報公開・個人情報保護審議会

審議会は、情報公開制度及び個人情報保護制度の適正で円滑な運営を図るために設置されている市長の附属機関です。

この審議会は、情報公開条例及び個人情報保護条例の規定により、審議会の意見を聴くこととされた事項について審議し、答申するとともに、実施機関から新たに届け出された個人情報取扱事務開始届出書等の報告を受けるほか、情報公開制度及び個人情報保護制度の運営に関する重要事項について、市長に意見を述べる機関です。

審議会は、市民の方(公募による3人を含む)や学識経験者等からなる10人の委員で構成されています(表16)。

表16 審議会委員

(令和2年3月31日現在)

氏		名		選	任	区分	備考
	近 藤	昭	彦				越谷青年会議所
	番場	克	己	団	体 技	推 薦	越谷商工会議所
	野田	和	子				越谷地区保護司会
	橋本	:	新				
	堀内	真	_	公		募	
	井上	邦	弘				
会 長	石川	麗	子				弁 護 士
副会長	幸田	達	郎	学識経験者		監	大学教授
	原	直	次			秋 石	人権擁護委員
	野口	33	き江				学校教育関係者

2 審議会の開催状況

令和元年度の審議会の開催状況は、表17のとおりです。

表17 審議会の開催状況

	開催日	主 な 審 議 内 容
第1回	令和 2 年 7 月 17 日	・防犯カメラの設置について(南部出張所、くらし安心課) ・特定個人情報保護評価書の第三者点検概要説明について
第2回	令和 2 年 8 月 19 日	・令和元年度の情報公開制度、個人情報保護制度の実施状況等の報告 ・令和元年度個人情報取扱事務の各種届出について ・令和元年度の防犯等カメラ、ドライブレコーダー,ナンバーディスプレイの運用状況の報告 ・特定個人情報保護評価書の第三者点検(市民課)
第3回	令和 2 年 11月27日	・特定個人情報保護評価書の第三者点検(市民税課)

3 審議会への意見照会の状況

審議会への意見照会及び答申の状況は、表18のとおりです。

表18 審議会への意見照会の状況

番号	審議会	所管課	意見照会内容	答申内容
1	第1回	南部出張所	南部出張所への防犯カメラの設置に係る ①個人情報を本人以外収集すること ②本人以外収集に係る本人通知を不要とすること ③外部提供に係る本人通知を不要とすること	適当なもの と認める
2	第1回	くらし安心 課	街頭防犯カメラの設置に係る ①個人情報を本人以外収集すること ②本人以外収集に係る本人通知を不要とすること ③外部提供に係る本人通知を不要とすること	適当なもの と認める
3	第2回	市民課	特定個人情報保護評価書の適合性及び妥当性について	適当なもの と認める
4	第3回	市民税課	特定個人情報保護評価書の適合性及び妥当性について	適当なもの と認める

[※] 表中の番号は「4 審議会答申」の答申書の番号に対応しています。

4 審議会答申

答申書1

越 情 審 議 第 6 号 令和2年(2020年)7月17日

越谷市長 高 橋 努 様

越谷市情報公開·個人情報保護審議会 会 長 石 川 麗 子

防犯等カメラの設置に係る個人情報の本人以外収集・保有個人情報 目的外利用等に関する意見照会について(答申)

令和2年6月24日付け越南出第1-1号及び第1-2号で意見照会のありました越谷市個人情報保護条例に基づく下記の取扱事項については、公益性の観点からその内容を適当なものと認めます。

なお、防犯カメラの運用に当たっては、「防犯カメラの設置等に関する取扱要領」 に従い、万全を期すよう要望します。

記

- 1 本人以外収集をすること(条例第6条第3項第8号)
- 2 1に係る本人通知を不要とすること(条例第6条第4項ただし書)
- 3 外部提供に伴う本人通知を不要とすること(条例第8条第3項ただし書)
- ※なお、当該所管課において、今後、同様の目的で防犯カメラを設置する場合は、当審議会への意見照会は不要とする。

答申書2

越 情 審 議 第 7 号 令和2年(2020年)7月17日

越谷市長 高 橋 努 様

越谷市情報公開・個人情報保護審議会 会 長 石 川 麗 子

防犯カメラの設置に係る個人情報の本人以外収集・保有個人情報 目的外利用等に関する意見照会について(答申)

令和2年6月11日付け越くらし第62-1号及び第62-2号で意見照会のありました越谷市個人情報保護条例に基づく下記の取扱事項については、公益性の観点からその内容を適当なものと認めます。

なお、防犯カメラの運用に当たっては、「防犯カメラの設置等に関する取扱要領」 に従うこと及び「個人情報取扱事務の委託に関する指針」に基づき、協定先の 委託及び再委託先における個人情報の取扱いに万全を期すよう要望します。

記

- 1 本人以外収集をすること(条例第6条第3項第8号)
- 2 1に係る本人通知を不要とすること(条例第6条第4項ただし書)
- 3 外部提供に伴う本人通知を不要とすること(条例第8条第3項ただし書)

答申書3

越情審議第11号令和2年(2020年)8月19日

越谷市長 高 橋 努 様

越谷市情報公開・個人情報保護審議会会 長 石 川 麗 子

特定個人情報保護評価書の適合性・妥当性に関する第三者点検について(答申)

令和2年7月16日付け越市民第285号で意見照会のありました住民基本 台帳に関する事務における特定個人情報保護評価書(全項目評価書)の適合性・ 妥当性の審査については、特定個人情報保護評価指針(平成26年特定個人情報 保護委員会告示第4号)に定める審査の観点に照らし審査したところ、当該評価 書は適合性・妥当性ともに基準を満たしていると判断し、その内容を適当なもの と認めます。

なお、実施機関には、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させる多様なリスクについて、最小限にするための付加的な努力が求められるため、個人情報保護対策について更なる調査研究を重ね、適切な措置を講じて万全を期すよう要望します。

答申書4

越 情 審 議 第 1 4 号 令和 2 年(2020年) 1 1 月 2 7 日

越谷市長 高 橋 努 様

越谷市情報公開・個人情報保護審議会会 長 石 川 麗 子

特定個人情報保護評価書の適合性・妥当性に関する第三者点検について(答申)

令和2年10月23日付け越市税第636号で意見照会のありました個人住 民税賦課に関する事務における特定個人情報保護評価書(全項目評価書)の適合 性・妥当性の審査については、特定個人情報保護評価指針(平成26年特定個人 情報保護委員会告示第4号)に定める審査の観点に照らし審査したところ、当該 評価書は適合性・妥当性ともに基準を満たしていると判断し、その内容を適当な ものと認めます。

なお、実施機関には、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させる多様なリスクについて、最小限にするための付加的な努力が求められるため、個人情報保護対策について更なる調査研究を重ね、適切な措置を講じて万全を期すとともに、事務を再委託するに当たっては、特定個人情報の取扱いについて特に留意することを要望します。

【越谷市情報公開条例】

平成 1 1 年 3 月 3 1 日 条 例 第 1 0 号

改正 平成 1 2 年 9 月 2 9 日条例第 3 7 号 平成 1 7 年 3 月 3 1 日条例第 1 号 平成 2 2 年 1 2 月 2 2 日条例第 3 4 号 平成 2 5 年 4 月 2 6 日条例第 2 0 号 平成 2 8 年 3 月 2 3 日条例第 9 号

前文

越谷市は、開かれた市政の実現を図るべく、情報を積極的に提供する努力を重ねてきたところである。また、地方分権が進会である中においては、個性豊かな地域社会の形成に向けて、行政の公正の確保と透明性の向上や市民参加の拡充がより一層求められており、情報公開の重要性がますます。まっている。

情報公開制度は、地方自治の本旨に基づいて、市政に関する情報についての知る権利を尊重し、市民の理解と信頼の確保を図り、市民参加の促進に寄与するものでなければならない。

このような考え方に立って、この条例を 制定する。

(目的)

第1条 この条例は、公文書の公開を請求する権利を保障し、公文書の公開等に関し必要な事項を定めることにより、市の行政活動について説明する責任を全うするようにするとともに、公正で開かれた市政の一層の推進に資することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この条例において「実施機関」とは、 次に掲げる機関をいう。
 - (1) 市長、教育委員会、選挙管理委員会、 公平委員会、監査委員、農業委員会及び 固定資産評価審査委員会
 - (2) 議会
 - (3) 越谷市土地開発公社及び公益財団法 人越谷市施設管理公社
- 2 この条例において「公文書」とは、実施機関の職員が職務上作成した。 実施では、関の職員が職務上作成ルム及び電磁人の大式でで、国の職員がは気がである。 といるは認識をいるのではいるものでは記録をいるがであるものでであれた記録が保有しているものを、当該実施機関が保有ものを除く。
 - (1) 一般に容易に入手することができる もの又は一般に利用することができる 施設において閲覧若しくは視聴に供さ れているもの
 - (2) 市の図書館等において、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの(この条例の解釈及び運用)
- 第3条 実施機関は、この条例の解釈及び運用に当たっては、公文書の公開を請求するものの権利を尊重するものとする。この場合において、実施機関は、個人に関する情報がみだりに公にされることのないよう最大限の配慮をしなければならない。

(適正使用)

- 第4条 この条例の定めるところにより公文 書の公開を受けたものは、これによって得 た情報をこの条例の目的に即して適正に使 用しなければならない。
 - (公文書の公開を請求できるもの)
- 第5条 何人も、この条例の定めるところに より、実施機関に対し、公文書の公開を請 求することができる。

(公開請求の手続き)

- 第6条 公文書の公開を請求するものは、次 に掲げる事項を記載した書面(以下「公開 請求書」という。)を当該請求に係る公文 書を管理している実施機関に提出しなけれ ばならない。
 - (1) 氏名及び住所(法人その他の団体に あっては、名称、代表者の氏名及び事務 所又は事業所の所在地)
 - (2) 公開を請求しようとする公文書の名 称その他の公文書を特定するに足りる 事項
 - (3) その他実施機関が定める事項
- 2 実施機関は、公開請求書に形式上の不備があると認めるときは、公開請求をしたもの(以下「公開請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、公開請求者に対し、補正の参考とない情報を提供するよう努めなければならない。(公文書の公開義務)
- 第7条 実施機関は、前条第1項の規定による請求(以下「公開請求」という。)があったときは、公開請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報(以下「非公開情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該公文書を公開しなければならない。
 - (1) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人が識別され得るもののうち、通常他人に知られたくないと認められるもの
 - (2) 法人その他の団体(実施機関並びに国及び他の地方公共団体を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を明らかに害するもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 人の生命、身体又は健康に危害が生 じるおそれがあると認められる情報 イ 市民の生活に影響を及ぼす違法又 は著しく不当な行為に関する情報

- (3) 実施機関と国等(国、他の地方公共団体及び公共的団体等をいう。以下同じ。) との間における協議、依頼等により作成し、又は取得した情報であって、公開することにより、国等との協力関係又は信頼関係を著しく損なうと認められるもの
- (4) 公開することにより、犯罪の予防又は 捜査その他の公共の安全と秩序の維持

に支障を及ぼすことが明らかであると 認められる相当の理由がある情報

- (5) 実施機関の内部若しくは相互又は実施機関と国等との間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公開することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれ、不当に市民の間に混乱を生じさせ、又は特定の者に不当に利益を与え、若しくれ不利益を及ぼすと認められるもの
- (6) 実施機関及び国等の機関が行う事務 又は事業に関する情報であって、公開す ることにより、公正な行政運営を阻害す る次に掲げるもの
 - ア 監査、検査、取り締まり又は試験に 係る事務に関し、正確な事実の把握を 困難にする情報又は違法若しくは不 当な行為を容易にし、若しくはその発 見を困難にする情報
 - イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、実施機関又は国等の財産上の利益 又は当事者としての地位を不当に害 する情報
 - ウ 調査研究に係る事務に関し、その公 正かつ能率的な遂行を不当に阻害す る情報
 - エ 人事管理に係る事務に関し、公正か つ円滑な人事の確保に著しい支障を 及ぼす情報
 - オ アからエまでに掲げるもののほか、 当該事務又は事業の性質上、当該事務 又は事業の適正な遂行を著しく困難 にする情報
- (7) 法令又は条例の規定により公開することができないとされている情報 (部分公開等)
- 第8条 実施機関は、公開請求に係る公文書の一部に非公開情報が記録されている場合において、非公開情報が記録されてもるのにおいて、非公開情報が記録ができるといると対しているとがは、公開請求者に対し、当該部分を除いた部分に有意の情報がし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。
- 2 実施機関は、公開請求に係る公文書に非公開情報が記録されている場合であっても、期間の経過により非公開情報に該当しなくなったときは、当該公文書を公開しなければならない。

(公益上の理由による裁量的公開)

第9条 実施機関は、公開請求に係る公文書 に第7条第1号から第6号までに規定する 非公開情報が記録されている場合であって も、公益上特に必要があると認めるときは、 公開請求者に対し、当該公文書を公開する ことができる。

(公文書の存否に関する情報)

第10条 公開請求に対し、当該公開請求に 係る公文書が存在しているか否かを答える だけで、非公開情報を公開することとなる ときは、実施機関は、当該公文書の存否を 明らかにしないで、当該公開請求を拒否す ることができる。 (公開請求に対する決定等)

- 第11条 実施機関は、公開請求に係る公文 書の全部を公開するときは、その旨の決定 をし、公開請求者に対し、速やかにその旨 並びに公開の日時及び場所その他実施機関 が定める事項を書面により通知しなければ ならない。

- 第12条 前条各項の決定(以下「公開決定 等」という。)は、公開請求があった日から起算して15日以内にしなければならない。ただし、第6条第2項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。
- 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、 事務処理上の困難その他正当な理由を 同項に規定する期間内に公開請求しる ことができないときは、公開請して 日から起算して60日をとの場合に 間を延長することができる。この場合に 間でて、実施機関は、公開請求者に向いて いてく、 が理由を書面により 通知しなければならない。

(公開決定等の期限の特例)

- - (1) 本条を適用する旨及びその理由
 - (2) 当該期間内に公開決定等をすることができなかった公文書について公開決定等をする期限

(第三者に対する意見書提出の機会の付与 等)

- 第14条 公開請求に係る公文書に実施機関及び公開請求に係る公文書に実施機関及び公開請求は外のもの(以下「第三名以下」第三名は、以下「第三名以外では、実施機関は、公開決定等をすると対して、公開請求に係る公文書の表示その他実施機関が定める事項を書面により通知して、きる。見書を提出する機会を与えることができる。
- 2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当 するときは、第11年では第2項では第2項では第2項では第2項では第2の 決定(以下「公開決定」と開請求に係る 方式を当該第三者に対し、公開請求める事で 大書の表示その他実施機関が定事るも 文書面により通知して、意見書を提し、 書面により通知しない場合は、 の限 りでない。
 - (1) 第三者に関する情報が記録されている公文書を公開しようとする場合であって、当該情報が第7条第2号ア又はイに規定する情報に該当すると認められるとき。
 - (2) 第三者に関する情報が記録されている公文書を第9条の規定により公開しようとするとき。

(公開の実施)

- 第15条 公文書の公開は、閲覧若しくは視 を主要を付により、実施機関通いにより、 を第1項又は第2項の規定にはいる。 を書面で指定する日時及び場方法による。 を書の公開にあっては、実施機関はいよる当るとで、 会書の保存に支障を生ずるおそれがるとない。 と認めるときその他正とれを行うことができる。
- 2 公開決定に基づき公文書の公開を受けた 者は、最初に公開を受けた日から起算して 30日以内に限り、実施機関に対し、更に 公開を受ける旨を申し出ることができる。 ただし、当該期間内に当該申し出をするこ とができないことにつき正当な理由がある ときは、この限りでない。

(費用負担)

第16条 この条例の規定に基づく公文書の 公開については、別表に定める手数料を徴 収する。ただし、次の各号のいずれかに該 当するものが公開請求をするときは、手数 料を徴収しない。

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 市内に事務所又は事業所を有する個人 及び法人その他の団体
- (3) 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- (4) 市内に存する学校に在学する者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、公開請求 に係る公文書の内容に利害関係を有する もの
- 2 前項本文の手数料は、公文書の公開の際、 これを徴収する。
- 3 公文書の写しの交付を受ける場合の当該 公文書の写しの作成及び送付に要する費用 は、公開請求者の負担とする。

(審査会への諮問)

- 第17条 公開決定等又は公開請求に係る不 作為について行政不服審査法(平成26年 法律第68号)に基づく審査請求があった ときは、当該審査請求に対する裁決を忘 き実施機関は、次の各号のいずれかに固人 する場合を除き、越谷市情報公開・ 報保護審査会に諮問し、その答申を尊重し て当該審査請求に対する裁決を行わなけ ばならない。
 - (1) 審査請求が不適法であり、却下する場 合
 - (2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る公文書の全部を公開することとする場合(当該公文書の公開について反対意見書が提出されている場合を除く。)
- 2 公開決定等又は公開請求に係る不作為に 係る審査請求については、行政不服審査法 第9条第1項の規定は、適用しない。
- 3 第1項の規定による諮問は、行政不服審 査法第9条第3項において読み替えて適用 する同法第29条第2項の弁明書の写しを 添えてしなければならない。

(諮問をした旨の通知)

- 第18条 前条第1項の規定により諮問をした実施機関は、次に掲げるものに対し、諮問をした旨を通知しなければならない。
 - (1) 審査請求人及び参加人(行政不服審査 法第13条第4項に規定する参加人を いう。以下同じ。)
 - (2) 公開請求者(公開請求者が審査請求人 又は参加人である場合を除く。)
 - (3) 当該審査請求に係る公開決定等について反対意見書を提出した第三者(当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)

(第三者からの審査請求を棄却する場合等 における手続き)

- 第19条 第14条第3項の規定は、次の各 号のいずれかに該当する裁決をする場合に ついて準用する。
 - (1) 公開決定に対する第三者からの審査 請求を却下し、又は棄却する裁決
 - (2) 審査請求に係る公開決定等(審査請求に係る公文書の全部を公開する旨の決定を除く。)を変更し、当該審査請求に係る公文書を公開する旨の裁決(第三者である参加人が当該公文書の公開に反対の意思を表示している場合に限る。)

(公文書の管理)

第20条 実施機関は、この条例の適正かつ 円滑な運用に資するため、公文書を適正に 管理するものとする。

(公文書の検索目録等の作成)

第21条 実施機関は、公文書の検索に必要 な目録等を作成し、一般の利用に供するも のとする。

(審議会への意見聴取)

第22条 実施機関は、この条例による情報 公開制度の改善についての施策を立案し、 及び実施するに当たっては、越谷市情報公 開・個人情報保護審議会の意見を聴かなければならない。

(実施状況の公表)

第23条 市長は、毎年度、実施機関の公文 書の公開決定等に関する実施状況を取りま とめ、公表するものとする。

(情報公開の総合的な推進)

第24条 実施機関は、この条例の定めるところにより公文書の公開決定を行うほか、情報提供施策の拡充を図り、情報公開の総合的な推進に努めるものとする。

(出資法人等への協力要請)

第25条 市長は、市が出資その他財政上の 援助を行う団体のうち市長が定めるものに 対し、この条例の規定による市の施策に準 じた措置を講ずるよう協力を要請するもの とする。

(他の法令等との調整)

第26条 法令又は他の条例(越谷市個人情報保護条例(平成12年条例第40号)を除く。)の規定による閲覧若しくは縦覧又は謄本、抄本その他の写しの交付の対象となる公文書については、この条例は、適用しない。

(委任)

第27条 この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成11年10月1日から 施行する。

(経過措置)

- 2 この条例は、次に掲げる公文書について 適用する。
 - (1) 平成11年4月1日(以下「適用日」 という。)以後に作成し、又は取得した 公文書
 - (2) 適用日前に作成し、又は取得した公文書であって、その目録等の作成が終了したもの

(越谷市土地開発公社等に係る適用の特例) 3 前項の規定にかかわらず、第2条第1項 第3号に掲げる実施機関(以下「越谷市土 地開発公社等」という。)に関しては、こ の条例は、次に掲げる公文書について適用 する。

- (1) 平成12年4月1日(以下「特例適用 日」という。)以後に越谷市土地開発公 社等が作成し、又は取得した公文書
- (2) 特例適用日前に越谷市土地開発公社等が作成し、又は取得した公文書であって、その目録等の作成が終了したもの

4 越谷市土地開発公社等は、特例適用日が 属する会計年度前に作成し、又は取得した 公文書の目録等について、越谷市情報公開 条例の一部を改正する条例(平成17年条 例第1号)の施行の日から起算して5年以 内に作成するよう努めるものとする。

附 則 (平成12年条例第37号) (施行期日)

1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。

(経過措置)

附 則 (平成17年条例第1号) この条例は、平成17年7月1日から施行する。

附 則(平成22年条例第34号) この条例は、平成23年4月1日から施行 する。

附 則(平成25年条例第20号) この条例は、公布の日から施行し、第1条 の規定による改正後の越谷市情報公開条例の 規定及び第2条の規定による改正後の越谷市 個人情報保護条例の規定は、平成25年4月

附 則 (平成28年条例第9号) 抄 (施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施 行する。

(経過措置)

1日から適用する。

2 市長の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであって、この条例の施行前にされた市長の処分その他の行為又はこの条例の施行前にされた申請に係る市長の不作為に係るものについては、なお従前の例による。

別表(第16条関係)

公開0	り区分	手数料		
閲	覧	1 件名につき200円		
視	聴	1 件名につき200円		
写し0	D交付	1 件名につき200円		

備考

- 1 1件名とは、閲覧又は写しの交付においては決裁、供覧等の手続きを一にするものをいい、視聴においてはフィルム、磁気テープ等の規格、本数等にかかわらず、1事案をいう。
- 2 閲覧又は視聴に引き続いて、当該閲覧 又は視聴に係る公文書の写しを交付する 場合においては、当該閲覧、視聴及び写 しの交付に係る手数料は、写しの交付の 場合の手数料によるものとする。

【越谷市個人情報保護条例】

【平成 1 2 年 9 月 2 9 日 【条 例 第 4 0 号

改正 平成17年3月31日条例第2号 平成22年12月22日条例第34号 平成25年4月26日条例第20号 平成27年9月29日条例第42号 平成28年3月23日条例第9号 平成28年12月22日条例第41号

(目的)

第1条 この条例は、市が保有する自己に関する保有個人情報の開示、訂正等を請求する権利を明らかにし、個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めることにより、個人の権利利益の保護を図るとともに、公正で信頼される市政の一層の推進に資することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - (1) 実施機関 次に掲げる機関をいう。
 - ア 市長、教育委員会、選挙管理委員会、 公平委員会、監査委員、農業委員会及 び固定資産評価審査委員会

イ 議会

- ウ 越谷市土地開発公社及び公益財団法 人越谷市施設管理公社
- (2) 個人情報 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人が識別され得るものをいう。
- (3) 保有個人情報 実施機関の職員が職務 上作成し、又は取得した個人情報であっ て、当該実施機関の職員が組織的に用い るものとして、当該実施機関が保有して いるものをいう。ただし、公文書(越石) 市情報公開条例(平成11年条例第10 号)第2条第2項に規定する公文書をい う。第7号において同じ。)に記録され ているものに限る。
- (4) 事業者 法人その他の団体 (実施機関 並びに国及び他の地方公共団体を除く。) 及び事業を営む個人をいう。
- (5) 本人 個人情報に含まれる氏名、生年 月日その他の記述等により識別され得る 当該個人をいう。
- (6) 特定個人情報 行政手続における特定 の個人を識別するための番号の利用等に 関する法律(平成25年法律第27号。 以下「番号法」という。)第2条第8項 に規定する特定個人情報をいう。
- (7) 保有特定個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した特定個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、公文

書に記録されているものに限る。

- (8) 情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項(これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。第25条第4項において同じ。)に規定する記録に記録された保有特定個人情報をいう。
- (9) 電子計算組織 電子計算機及び関連機器を使用し、定められた一連の処理手順に従って事務を処理する組織をいう。

(実施機関等の責務)

- 第3条 実施機関は、個人の権利利益の保護 を図るため、個人情報の保護に関し必要な 措置を講じなければならない。
- 2 実施機関の職員は、その職務に関して知り得た個人情報を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、個人情報の保護の重要性を認識し、事業の実施に当たって個人情報の収集等をするときは、個人の権利利益を害することのないように努めるとともに、個人情報の保護に関する市の施策に協力しなければならない。

(市民の青務)

第5条 市民は、個人情報の保護の重要性を 認識し、自己の個人情報の適正な管理に努 めるとともに、他人の個人情報の取扱いに 当たっては、他人の権利利益を害すること のないよう努めなければならない。

(収集の原則及び制限)

- 第6条 実施機関は、個人情報の収集をするときは、個人情報を取り扱う事務(以下「個人情報取扱事務」という。)の目的を明確にし、当該目的を達成するために必要な最小限の範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。
- 2 実施機関は、思想、信条及び宗教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となるおそれがある個人情報の収集をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。
 - (1) 法令又は条例(以下「法令等」という。) に定めがあるとき。
 - (2) 実施機関が越谷市情報公開・個人情報 保護審議会(以下「審議会」という。) の意見を聴いて個人情報取扱事務の目的 を達成するために必要があると認めると き。
- 3 実施機関は、個人情報を収集するときは、 本人から収集しなければならない。ただし、 次の各号のいずれかに該当するときは、こ の限りでない。
 - (1) 本人の同意があるとき。
 - (2) 法令等に定めがあるとき。
 - (3) 出版、報道等により公にされているとき。
 - (4) 争訟、選考、指導、相談等の事務又は 事業を遂行するために個人情報を収集す

る場合において、本人から収集したのではその目的を達成することができないと認められるとき又は当該事務若しくは事業の適正な遂行に支障が生ずると認められるとき。

- (5) 所在不明、心身喪失その他の理由により本人から収集することができないとき。
- (6) 個人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
- (7) 国若しくは他の地方公共団体又は他の 実施機関から収集する場合において、当 該個人情報を収集することに相当の理由 があり、かつ、本人の権利利益を不当に 害するおそれがないと認められるとき。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が審議会の意見を聴いて公益上特に必要があると認めるとき。
- 4 実施機関は、前項第6号から第8号まで の規定により本人以外の者から個人情報を 収集したときは、その事実を速やかに本人 に通知しなければならない。ただし、審議 会の意見を聴いて特に必要がないと認める ときは、この限りでない。

(個人情報取扱事務の届出)

- 第7条 実施機関は、個人情報取扱事務を新たに開始しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。
 - (1) 個人情報取扱事務の名称
 - (2) 個人情報取扱事務の目的
 - (3) 個人情報の記録の対象者の範囲
 - (4) 個人情報の記録の項目
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が定める事項
- 2 実施機関は、前項の規定による届出に係る個人情報取扱事務を変更し、又は廃止するときは、あらかじめその旨を市長に届け出なければならない。
- 3 前2項の規定にかかわらず、実施機関は、 緊急かつやむを得ない理由により、あらか じめこれらの規定による届出をすることが できないときは、当該個人情報取扱事務を 開始し、変更し、又は廃止した日以後、速 やかに、市長に届け出なければならない。
- 4 市長は、前3項の規定による届出を受けたときは、当該届出に係る事項を審議会に報告しなければならない。
- 5 市長は、第1項から第3項までの規定に よる届出を受けたときは、その内容を市民 の閲覧に供さなければならない。

(利用及び提供の制限)

第8条 実施機関は、個人情報取扱事務の目的以外の目的のための保有個人情報(保有特定個人情報を除く。以下この項及び第38条において同じ。)の利用(以下「目的外利用」という。)又は実施機関以外の者への保有個人情報の提供(以下「外部提供」

という。)をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 本人の同意があるとき。
- (2) 法令等に定めがあるとき。
- (3) 出版、報道等により公にされているとき。
- (4) 個人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
- (5) 目的外利用をする場合又は国若しくは他の地方公共団体へ外部提供をする場合において、当該保有個人情報を使用することに相当の理由があり、かつ、本人の権利利益を不当に害するおそれがないと認められるとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、実施機関 が審議会の意見を聴いて公益上特に必要 があると認めるとき。
- 2 実施機関は、前項ただし書の規定により 目的外利用又は外部提供(以下「目的外利 用等」という。)をしたときは、次に掲げ る事項を市長に届け出なければならない。
 - (1) 目的外利用等をした個人情報取扱事務 の名称
 - (2) 目的外利用等をした理由
 - (3) 目的外利用等をした個人情報の記録の 項目
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が定める事項
- 3 実施機関は、第1項第4号から第6号までの規定により目的外利用等をしたときは、その事実を速やかに本人に通知しなければならない。ただし、審議会の意見を聴いて特に必要がないと認めるときは、この限りでない。
- 4 実施機関は、外部提供をする場合において、必要があると認めるときは、外部提供を受ける者に対し、当該個人情報の使用目的若しくは使用方法の制限その他必要な制限を付し、又はその適正な取扱いについて必要な措置を講ずるよう求めなければならない。

(保有特定個人情報の利用の制限)

- 第8条の2 実施機関は、個人情報取扱事務 の目的以外の目的のために保有特定個人情 報を利用してはならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、 個人の生命、健康、生活又は財産を保護するために必要がある場合であって、本人の 同意があり、又は本人の同意を得ることが 困難であるときは、個人情報取扱事務の目 的以外の目的のために保有特定個人情報 (情報提供等記録を除く。)を自ら利用す ることができる。

(特定個人情報の提供の制限)

第8条の3 実施機関は、番号法第19条各 号のいずれかに該当する場合を除き、特定 個人情報を提供してはならない。 (電子計算組織の結合の制限)

- 第9条 実施機関は、電子計算組織を利用して個人情報を処理するときは、実施機関以外の電子計算組織と通信回線による結合をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。
 - (1) 法令等に定めがあるとき。
 - (2) 実施機関が審議会の意見を聴いて公益上特に必要があると認めるとき。

(適正な維持管理)

- 第10条 実施機関は、個人情報取扱事務を 行うときは、次に掲げる事項について必要 な措置を講じ、保有個人情報の適正な維持 管理に努めなければならない。
 - (1) 保有個人情報は、正確かつ最新なものとすること。
 - (2) 保有個人情報の漏えい、改ざん、き損、滅失その他の事故を防止すること。
 - (3) 保有する必要のなくなった個人情報 (歴史的又は文化的価値が生ずると認め られるものを除く。)は、速やかに、廃 棄し、又は消去すること。
- 2 実施機関は、前項に規定する事務を処理 させるため、個人情報保護管理者を定めな ければならない。

(委託に伴う措置等)

- 2 市長は、個人情報取扱事務の処理を外部 に委託した場合において、個人情報が不適 正に取り扱われるおそれがあると認めると きは、受託者に必要な報告を求め、、事 施機関の職員に当該受託者の事務所、「「 施機関の職員に当該受託者の事務所、「「 が、事類 できる。)を行う場所に立ちとが できる。
- 3 前項の規定により立入検査をする実施機関の職員はその身分を示す証明書を携帯し、関係者から請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 4 第2項に規定する立入検査の権限は、犯 罪捜査のために認められたものと解釈して はならない。

(受託者等の責務)

- 第12条 受託者は、受託業務の範囲内で、 個人情報の適正な管理について必要な措置 を講じなければならない。
- 2 受託業務に従事している者又は従事して いた者は、当該業務に関して知り得た個人

情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

(保有個人情報の開示の請求)

- 第13条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関が保有する自己に関する保有個人情報の開示の請求(以下「開示請求」という。)をすることができる。
- 2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人 (保有特定個人情報にあっては、未成年者 若しくは成年被後見人の法定代理人又称 人の委任による代理人(次条第2項による て「代理人」と総称する。))は、本人に 代わって開示請求をすることができる。 だし、本人が未成年者で満15歳以本人の 同意を得るものとする。

(開示請求の手続き)

- 第14条 開示請求をする者は、次に掲げる 事項を記載した書面(以下「開示請求書」 という。)を当該請求に係る保有個人情報 を管理している実施機関に提出しなければ ならない。
 - (1) 氏名及び住所
 - (2) 開示請求をしようとする保有個人情報を特定するために必要な事項
 - (3) 前 2 号に掲げるもののほか、実施機関 が定める事項
- 2 開示請求をする者は、実施機関に対し、 自己が当該開示請求に係る保有個人情報の 本人又はその代理人であることを確認する ために必要な書類で実施機関が定めるもの を提出し、又は提示しなければならない。
- 3 実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者(以下「開示請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考とない。(保有個人情報の開示義務)
- 第15条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。
 - (1) 開示請求者以外の者に関する情報を含む個人情報であって、開示することにより、当該開示請求者以外の者の正当な権利利益を害するおそれがあるもの
 - (2) 個人の評価、診断、判定、選考、試験、 相談、指導その他これらに類する事項に 関する情報であって、開示しないことが 正当であると認められるもの
 - (3) 実施機関と国等(国、他の地方公共団体及び公共的団体等をいう。以下同じ。) との間における協議、依頼等により作成

- し、又は取得した情報であって、開示することにより、国等との協力関係又は信頼関係を著しく損なうと認められるもの
- (4) 開示することにより、犯罪の予防又は 捜査その他の公共の安全と秩序の維持に 支障を及ぼすことが明らかであると認め られる相当の理由がある情報
- (5) 実施機関の内部若しくは相互又は実施機関と国等との間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示しるとにより、率直な意見の交換若し、率直な形式に損なわれ、は一当に市民の間に混乱を生じさせ、又は不利益を及ぼすと認められるもの
- (6) 実施機関及び国等の機関が行う事務又 は事業に関する情報であって、開示する ことにより、公正な行政運営を阻害する 次に掲げるもの
 - ア 監査、検査、取り締まり又は試験に 係る事務に関し、正確な事実の把握を 困難にする情報又は違法若しくは不当 な行為を容易にし、若しくはその発見 を困難にする情報
 - イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、実施機関又は国等の財産上の利益 又は当事者としての地位を不当に害す る情報
 - ウ 調査研究に係る事務に関し、その公 正かつ能率的な遂行を不当に阻害する 情報
 - エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に著しい支障を及ぼす情報
 - オ アからエまでに掲げるもののほか、 当該事務又は事業の性質上、当該事務 又は事業の適正な遂行を著しく困難に する情報
- (7) 法令等の規定により開示することができないとされている情報

(部分開示等)

- 第16条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報の一部に不開示情報が記録されている場合において、不開示情報が記記録されている部分を容易に区分して除くことをがいる。ときは、開示請求者に対ければならを除いた部分につき開示しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に高さいないと認められるときは、この限りでない。
- 2 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が記録されている場合であっても、期間の経過により不開示情報に該当しなくなったときは、当該保有個人情報を開示しなければならない。

(公益上の理由による裁量的開示)

第17条 実施機関は、開示請求に係る保有 個人情報に第15条第1号から第6号まで に規定する不開示情報が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができる。

(保有個人情報の存否に関する情報)

第18条 開示請求に対し、当該開示請求に 係る保有個人情報が存在しているか否かを 答えるだけで、不開示情報を開示すること となるときは、実施機関は、当該保有個人 情報の存否を明らかにしないで、当該開示 請求を拒否することができる。

(開示請求に対する決定等)

- 第19条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、速やかにその旨並びに開示の日時及び場所その他実施機関が定める事項を書面により通知しなければならない。
- 2 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報の一部を開示するとも、その旨の決定を明示請求をしているのでは、現示請求者に対し、速やが場所のののでは、での理由並びに開示の日本のではよりによりのである場合では、その期日を併せてものであるときは、その期日を併せてがい。

(開示決定等の期限)

- 第20条 前条各項の決定(以下「開示決定 等」という。)は、開示請求があった日か ら起算して15日以内にしなければならな い。ただし、第14条第3項の規定により 補正を求めた場合にあっては、当該補正に 要した日数は、当該期間に算入しない。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与

等)

- 第21条 開示請求に係る保有個人情報に実施機関及び開示請求者以外のもの(以下「第三者」という。)に関する情報が記録されているときは、実施機関は、開示決定等れているときは、実施機関は、開示決定等者に対し、開示請求に係る保有個人情報のようでの他実施機関が定める事項を書面によるその他実施機関が定める事項を書面による。
- 2 実施機関は、第三者に関する情報が記録 されている保有個人情報を第17条の規定 により開示しようとするときは、第19 第1項又は第2項の決定(以下「開示決定 第1項又は第2項の決定 当該第三者に対し、 開示請求に係る保有個人情報のようの 実施機関が定める事項を書面により まれて、 意見書を提出する機会を与えな所 ならない。 ただし、 当該第三者の所 ない場合は、この限りでない。

(開示の実施)

- 2 第14条第2項の規定は、保有個人情報 の開示を受ける者について準用する。
- 3 開示決定に基づき保有個人情報の開示を 受けた者は、最初に開示を受けた日から起 算して30日以内に限り、実施機関に対し、 更に開示を受ける旨を申し出ることができ る。ただし、当該期間内に当該申し出をす ることができないことにつき正当な理由が あるときは、この限りでない。
 - (訂正、利用の停止、消去及び提供の停止 の請求)
- 第23条 何人も、この条例の定めるところ により、実施機関が保有する自己に関する 保有個人情報について、事実に誤りがある

- と認めるときは、当該実施機関に対し、当 該保有個人情報の訂正の請求をすることが できる。
- 2 何人も、この条例の定めるところにより、 実施機関が保有する自己に関する保有個人 情報(情報提供等記録を除く。)が次の各 号のいずれかに該当すると認めるときは、 当該実施機関に対し、当該各号に定める措 置の請求をすることができる。

 - (2) 第8条第1項又は第8条の3の規定に 違反して提供されているとき 当該保有 個人情報の提供の停止
- 3 実施機関は、訂正、利用の停止、消去又は提供の停止(以下「訂正等」という。)の請求に係る保有個人情報について、訂正等の権限がないときその他訂正等をしないことについて相当な理由があるときは、当該保有個人情報の全部又は一部について訂正等をしないことができる。
- 4 第13条第2項の規定は、訂正等の請求について準用する。

(訂正等の請求の手続き)

- 第24条 訂正等の請求をする者は、次に掲 げる事項を記載した書面を当該請求に係る 保有個人情報を管理している実施機関に提 出しなければならない。
 - (1) 氏名及び住所
 - (2) 訂正等の請求をしようとする保有個人情報を特定するために必要な事項
 - (3) 訂正等を求める内容及び理由
 - (4) 前 3 号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項
- 2 訂正の請求をしようとする者は、実施機関に対し、訂正を求める内容が事実に合致することを証明する書類等を提出し、又は提示しなければならない。
- 3 第14条第2項及び第3項の規定は、訂正等の請求について準用する。

(訂正等の請求に対する決定等)

- 第25条 実施機関は、訂正等の請求に係る 保有個人情報の全部の訂正等をするときは、 その旨の決定をし、訂正等をした上で、訂 正等の請求をした者(以下「訂正等請求者」 という。)に対し、速やかにその旨を書面 により通知しなければならない。
- 2 実施機関は、訂正等の請求に係る保有個人情報の一部の訂正等をするときは、その

旨の決定をし、一部の訂正等をした上で、 訂正等請求者に対し、速やかにその旨及び その理由を書面により通知しなければなら ない。

- 3 実施機関は、訂正等の請求に係る保有個人情報の訂正等をしないとき(訂正等の請求に係る保有個人情報を保有していなとき及びその他の理由により保有個人情報の訂正等をしないときを含む。)は、訂正等をしない旨の決定をし、訂正等請求者にし、速やかにその旨及びその理由を書面により通知しなければならない。

(訂正決定等の期限)

- 第26条 前条各項の決定(以下「訂正決定等」という。)は、訂正等の請求があった日から起算して15日以内にしなければならない。ただし、第24条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。
- 2 第20条第2項の規定は、訂正決定等に ついて準用する。

(費用負担)

- 第27条 この条例の規定に基づく保有個人 情報の開示、訂正等に係る手数料は、無料 とする。
- 2 保有個人情報の写しの交付を受ける場合 の当該保有個人情報の写しの作成及び送付 に要する費用は、開示請求者の負担とする。 (審査会への諮問)
- 第28条 開示決定等若しくは訂正決定等又 は開示請求に係る不作為について行政不服 審査法(平成26年法律第68号)に基づ く審査請求があったときは、当該審査請求 に対する裁決をすべき実施機関は、次の各 号のいずれかに該当する場合を除き、越谷 市情報公開・個人情報保護審査会に諮問し、 その答申を尊重して当該審査請求に対する 裁決を行わなければならない。
 - (1) 審査請求が不適法であり、却下する場合
 - (2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示又は訂正等をすることとする場合(当該保有個人情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。)

- 2 開示決定等若しくは訂正決定等又は開示 請求に係る不作為に係る審査請求について は、行政不服審査法第9条第1項の規定は、 適用しない。
- 3 第1項の規定による諮問は、行政不服審 査法第9条第3項において読み替えて適用 する同法第29条第2項の弁明書の写しを 添えてしなければならない。

(諮問をした旨の通知)

- 第29条 前条第1項の規定により諮問をした実施機関は、次に掲げるものに対し、諮問をした旨を通知しなければならない。
 - (1) 審査請求人及び参加人(行政不服審査 法第13条第4項に規定する参加人をい う。以下同じ。)
 - (2) 開示請求者 (開示請求者が審査請求人 又は参加人である場合を除く。)
 - (3) 当該審査請求に係る開示決定等について反対意見書を提出した第三者(当該第 三者が審査請求人又は参加人である場合 を除く。)

(第三者からの審査請求を棄却する場合等 における手続き)

- 第30条 第21条第3項の規定は、次の各 号のいずれかに該当する裁決をする場合に ついて準用する。
 - (1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決
 - (2) 審査請求に係る開示決定等(審査請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。)を変更し、当該審査請求に係る保有個人情報を開示する旨の裁決(第三者である参加人が当該保有個人情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。)

(実施機関に対する苦情の処理)

第31条 実施機関は、当該実施機関が行う 個人情報の取扱いについて苦情の申し出が あったときは、迅速かつ適切にこれを処理 するように努めなければならない。

(事業者に対する苦情の処理)

- 第32条 市長は、事業者が行う個人情報の 取扱いについて苦情の相談があったときは、 迅速かつ適切にこれを処理するように努め なければならない。
- 2 市長は、前項に規定する処理を行う場合 に必要があると認めるときは、事業者に対 し、説明、資料の提出その他必要な措置を 当該事業者に求めることができる。

(区域内の事業者等への支援)

第33条 市長は、個人情報の適正な取扱い を確保するため、市の区域内の事業者及び 市民に対する支援に必要な措置を講ずるよ う努めなければならない。

(審議会への意見聴取)

第34条 実施機関は、この条例による個人 情報保護制度の改善についての施策を立案

し、及び実施するに当たっては、審議会の 意見を聴かなければならない。

(実施状況の公表)

第35条 市長は、毎年度、実施機関におけ る個人情報の取扱い及び保有個人情報の開 示決定等に関する実施状況を取りまとめ、 公表するものとする。

(国又は他の地方公共団体との協力)

第36条 市長は、個人情報の保護を図るた めに必要があると認めるときは、国若しく は他の地方公共団体に協力を要請し、又は 国若しくは他の地方公共団体の協力の要請 に応ずるものとする。

(出資法人等への協力要請)

第37条 市長は、市が出資その他財政上の 援助を行う団体のうち市長が定めるものに 対し、この条例の規定による市の施策に準 じた措置を講ずるよう協力を要請するもの

(他の法令等との調整)

第38条 他の法令等(越谷市情報公開条例 を除く。)の規定により保有個人情報の開 示、訂正等の請求ができる場合については、 この条例は、適用しない。

(委任)

第39条 この条例の施行に関し必要な事項 は、実施機関が別に定める。

(罰則)

- 第40条 実施機関の職員若しくは職員で あった者又は受託業務に従事している者若 しくは従事していた者が、正当な理由がな いのに、個人の秘密に属する事項が記録さ れた保有個人情報を含む情報の集合物で あって、一定の事務の目的を達成するため に特定の保有個人情報を電子計算機を用い て検索することができるように体系的に構 成したもの(その全部又は一部を複製し、 又は加工したものを含む。)を提供したと きは、2年以下の懲役又は1,000,0 00円以下の罰金に処する。
- 第41条 前条に規定する者が、その職務又 は業務に関して知り得た保有個人情報を自 己若しくは第三者の不正な利益を図る目的 で提供し、又は盗用したときは、1年以下 の懲役又は500,000円以下の罰金に 処する。
- 第42条 実施機関の職員がその職権を濫用 して、専らその職務の用以外の用に供する 目的で個人の秘密に属する事項が記録され た文書、図画、写真、フィルム又は電磁的 記録(電子的方式、磁気的方式その他人の 知覚によっては認識することができない方 式で作られた記録をいう。)を収集したと きは、1年以下の懲役又は500,000 円以下の罰金に処する。
- 第43条 偽りその他不正の手段により、開 示決定に基づく保有個人情報の開示を受け

る。

附則 (施行期日)

この条例は、平成13年4月1日から施 行する。

(経過措置)

- この条例の施行の際現に行われている個 人情報取扱事務についての第7条第1項の 規定の適用については、同項中「個人情報 取扱事務を新たに開始しようとするときは、 あらかじめ」とあるのは、「個人情報取扱 事務を現に行っているときは、遅滞なく、」 とする。
- この条例の施行の際現に実施機関におい て収集等をしている個人情報の処理は、こ の条例の相当規定により行ったものとみな す。

(越谷市土地開発公社等に係る適用の特例) 第2項の規定にかかわらず、越谷市個人 情報保護条例の一部を改正する条例(平成 17年条例第2号。以下「改正条例」とい う。)の施行の際現に第2条第1号ウに掲 げる実施機関(以下「越谷市土地開発公社 等」という。) において行われている個人 情報取扱事務についての第7条第1項の規 定の適用については、同項中「個人情報取 扱事務を新たに開始しようとするときは、 あらかじめ」とあるのは、「個人情報取扱 事務を現に行っているときは、遅滞なく、」 とする。

第3項の規定にかかわらず、改正条例の 施行の際現に越谷市土地開発公社等におい て収集等をしている個人情報の処理は、こ の条例の相当規定により行ったものとみな

(越谷市電子計算組織に係る個人情報の保 護に関する条例の廃止)

越谷市電子計算組織に係る個人情報の保 護に関する条例(昭和55年条例第33号) は、廃止する。

附 則(平成17年条例第2号) (施行期日)

この条例は、平成17年7月1日から施 行する。

(越谷市情報公開・個人情報保護審査会条 例の一部改正)

越谷市情報公開・個人情報保護審査会条 例(平成11年条例第11号)の一部を次 のように改正する。

〔次のよう〕略

(越谷市情報公開・個人情報保護審議会条 例の一部改正)

越谷市情報公開・個人情報保護審議会条 例(平成12年条例第41号)の一部を次 のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則(平成22年条例第34号) た者は、50,00円以下の過料に処す | この条例は、平成23年4月1日から施行す る。

附 則 (平成25年条例第20号)

この条例は、公布の日から施行し、第1条の規定による改正後の越谷市情報公開条例の規定及び第2条の規定による改正後の越谷市個人情報保護条例の規定は、平成25年4月1日から適用する。

附 則 (平成27年条例第42号)

この条例は、平成27年10月5日から施行する。ただし、第2条の規定は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日から施行する。

附 則(平成28年条例第9号)抄 (施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施 行する。

(経過措置)

2 市長の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであって、この条例の施行前にされた市長の処分その他の行為又はこの条例の施行前にされた申請に係る市長の不作為に係るものについては、なお従前の例による。

附 則(平成28年条例第41号)

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日から施行する。

【越谷市長が保有する情報の提供に関 する規程】

(平成19年4月16日 訓 令 第 6 号)

改正 平成20年5月12日訓令第7号 平成28年3月30日訓令第2号

(趣旨)

第1条 この規程は、越谷市情報公開条例(平成11年条例第10号。以下「公開条例」という。)第24条の規定に基づき、情報提供施策の拡充を図るため、市長が保有する情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - (1) 情報 公開条例第2条第2項に規定 する公文書に記録されている情報をい う。
 - (2) 情報提供 情報又は当該情報に必要な加工をしたものを簡易迅速に市民等又は保有個人情報の本人へ提供することをいう。
 - (3) 保有個人情報 越谷市個人情報保護 条例(平成12年条例第40号。以下「保 護条例」という。)第2条第3号に規定 する保有個人情報をいう。

(情報提供の基準)

- 第3条 次に掲げる情報については、公開請 求を待つまでもなく情報提供をするよう努 めるものとする。ただし、提供する情報の 内容等からみて、個人又は法人等の正当な 権利利益を害するおそれがないと認められ る場合に限る。
 - (1) 公表した行政資料等に記載されている情報
 - (2) 法令、条例、規則、要綱、この規程以外の訓令等(以下「法令等」という。) に基づき公表した情報
 - (3) 慣行として公表している情報で、今後も公表しないこととする理由のないことが明らかであると認められるもの
 - (4) 公開請求に基づき公開した情報及びこれと同種の情報で、今後も公開しないこととする理由のないことが明らかであると認められるもの
 - (5) 判決等により公開することが一般的になっている情報
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、公開条例 第7条各号に規定する非公開情報に該当 しないことが明らかであると認められる 情報
- 2 保有個人情報は、前項及び次条の規定によるほか、保護条例第8条第1項各号のいずれかに該当する場合でなければ情報提供をすることができない。

(保有個人情報の本人への情報提供)

- 第4条 自己に関する保有個人情報が、保護 条例第15条各号に規定する不開示情報に 該当しないことが明らかであると認められ る場合には、開示請求を待つまでもなく本 人へ情報提供をするよう努めるものとする。
- 2 自己に関する保有個人情報を本人へ情報 提供する際には、当該保有個人情報の本人 であることを確認するため、運転免許証、 旅券その他これらに類するものにより、本 人確認手続きを慎重に行うものとする。

(情報提供をするときの配慮)

- 第5条 情報提供に当たっては、正確性の確保を図るとともに、市民等又は保有個人情報の本人にわかりやすい説明を心がけるほか、必要に応じて適正使用を求めるものとする。
- 2 提供する情報又は保有個人情報の一部に 非公開情報又は不開示情報が含まれている 場合において、非公開情報又は不開示情報 の部分を容易に区分して除けるときは、当 該部分を除いて情報提供をするよう努める ものとする。

(書面等による情報提供)

- 第6条 市民等又は保有個人情報の本人から、 書面等による情報提供の求めがあったとき は、これに応じるよう努めるものとする。
- 2 書面等の作成及び送付に要する費用は、 市民等又は保有個人情報の本人の負担とし、 その取扱いについては、越谷市情報公開条 例施行規則(平成11年規則第45号)第 5条又は越谷市個人情報保護条例施行規則 (平成13年規則第1号)第17条に定め るところによる。ただし、公益性が高い使 用と認められる場合は、この限りでない。
- 3 書面等の作成に要する費用は、原則として総務部総務課において収納するものとする。

(情報提供に係る事務処理)

第7条 情報提供に当たっては、必要に応じて起案、報告等の事務処理を行うものとする。

(適用除外)

- 第8条 情報又は保有個人情報の提供について、法令等に別段の定めがあるときは、当該法令等の定めるところによる。 (その他)
- 第9条 この規程に定めるもののほか、市長 が保有する情報の提供に関し必要な事項は 市長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成19年5月1日から施行する。

附 則(平成20年訓令第7号)

この訓令は、平成20年5月15日から施行する。

附 則(平成28年訓令第2号) この訓令は、平成28年4月1日から施行 する。

令和2年度(2020年度) 情報公開制度及び個人情報保護制度の実施状況

発行 越谷市 〒 343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 Tel 048-963-9136 (直通)

編集 越谷市総務部総務課